

令和 3 年 9 月 2 2 日

令和 3 年 第 3 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 3 号)

和 東 町 議 会

令和 3 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 3 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 3 年 9 月 2 2 日 （ 水 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 6 時 5 5 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番 岡 田 勇 2 番 高 山 豊 彦

3 番 藤 井 清 隆 4 番 村 山 一 彦

5 番 吉 田 哲 也 6 番 井 上 武 津 男

7 番 岡 本 正 意 8 番 畑 武 志

9 番 小 西 啓 1 0 番 岡 田 泰 正

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 今 西 靖 （ 代 理 ）

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	7番 岡本正意
	8番 畑武志

議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 認定第 1号 令和2年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和2年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 3号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 4号 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 5号 令和2年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 6号 令和2年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
認定第 7号 令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 4 議案第37号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第38号 和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例の制定につ
いて
- 日程第 6 議案第39号 和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第40号 小型動力ポンプ付積載軽消防自動車の購入に係る契約の
締結について
- 日程第 8 議案第41号 和東町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 9 議案第42号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更

について

- 日程第 1 0 議案第 4 3 号 土地改良事業の施行について（災害復旧）
- 日程第 1 1 議案第 4 4 号 令和 3 年度和東町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 4 5 号 令和 3 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 6 号 令和 3 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 7 号 令和 3 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 発委第 2 号 新型コロナウイルス感染症に対する、医療提供体制の強化・拡充を求める意見書
- 日程第 1 3 発議第 7 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第 1 4 発議第 8 号 コロナ禍で疲弊する国民生活への支援強化を求める意見書
- 日程第 1 5 委員会の閉会中の継続審査・調査について
- 報告第 1 0 号 和東町第 5 次総合計画及び第 2 期和東町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦勞さまでございます。

ただいまから、令和 3 年和東町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日、局長代理として、前議会事務局職員の議場への入場を許可しておりますので、ご承知おき下さい。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、7 番、岡本正意議員、8 番、畑 武志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、和東町議会令和 3 年第 3 回定例会報告書により報告をさせていただきますと思います。

報告第 1 0 号

和東町第 5 次総合計画及び第 2 期和東町まち・ひと・しごと
創生総合戦略の策定について

令和 3 年 9 月 2 2 日報告

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりいただきまして、和東町第 5 次総合計画 第 2 期まち・ひと・しごと
創生総合戦略でございます。

この計画につきましては、令和3年度から令和12年度までの和東町のまちづくりの指針として、和東町第5次総合計画基本構想前期基本計画及び令和3年度から令和7年度までのまち・ひと・しごと創生法に基づく第2期和東町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定いたしましたので、報告をさせていただきます。

過日の議会全員協議会におきましてご説明をさせていただきましたので、詳細な説明につきましては省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

和東町第5次総合計画では、「なごみ・つなぎ・ささえあい」によるまちづくりを基本構想の理念に掲げ、10年後の定住人口・交流人口を合わせた将来人口3,800人を目標に、第3次総合計画、第4次総合計画の将来像「茶源郷」を継承して、府道宇治木屋線、（仮称）犬打峠トンネルの開通等を見据えた施策を講じ、『和の郷、知の郷、茶源郷 和東』の実現を目指すものです。

令和2年度に住民アンケート及び町内各種団体よりヒアリングを実施、庁内策定委員会による検討、パブリックコメントの実施などを得て、総合計画審議会による6回の審議により、報告書の最後にございます答申をいただき、策定したものであります。

総合計画では、6つの柱と27の基本施策の下、新たなまちづくりに取り組んでまいります。

また、第2期和東町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和3年度から令和7年度までの第5次総合計画の前期計画で示しております内容の重点事業と位置づけて、「茶を軸とした働く場を創る」、「交流人口を増やし定住につなげる」、「若い世代が安心する結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「安心な暮らしを守り、交通インフラの強化により、日常生活範囲の拡大を図る」の4つの基本目標掲げ、第5次総合計画と整合性を持たせて作業を進め、和東町まち・ひと・しごと創生推進会議で3回の審議を得て策定をいたしました。

具体的事業の目標値を定めて取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で、報告を終わります。

日程第3、認定第1号から認定第7号まで、令和2年度和東町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、岡田 勇議員。

○決算特別委員長（岡田 勇君）

皆さん、改めましておはようございます。

決算特別委員会審査の報告を行います。

認定第1号から認定第7号まで、令和2年度和東町一般会計歳入歳出決算、和東町特別会計歳入歳出決算については、9月9日開会の第3回定例会本会議において提案され、これを受けて議会は、議員全員による決算特別委員会を設置し、付託の上、9月14日及び15日の2日間にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、畑監査委員から決算審査意見書の報告を、副町長からは主な施策の成果を説明された後、各所管課長に決算書及び事項別明細書の説明を求めました。

令和2年度の一般会計他6特別会計の決算額は、歳入59億9,610万5,000円、歳出58億4,145万1,000円、歳入歳出差引額1億5,465万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4,900万3,000円を控除した実質収支額も1億565万1,000円の黒字となりました。

令和2年度は、コロナ禍の中で感染防止対策に取り組みながら、第4次総合計画の最終年度として様々な事業を展開されました。

まず、子育て支援として、引き続き、18歳までの医療費無償化や小中学校の給食

費・修学旅行費の無償化を実施し、今後も安心して子育てができるように、すこやかエンジェル基金に1,890万円を積み立てされた。

また、和東のブランド力を高める取組としてマウンテンバイクランドの整備や交流ステーション農産物直売所の運営開始、移住・定住政策など、交流人口の拡大の取組を推進された。

また、コロナウイルス感染の収束が見えない中、感染症対策交付金事業として、1人定額10万円の支給や生活応援商品券の配布、茶農家や事業者・子育て世帯への支援給付、小中学校のGIGAスクール構想に伴うタブレットの整備、簡易水道基本料金の減免など37事業、総額5億7,512万円を執行された。引き続き、感染拡大防止対策と住民生活への支援を実施していただきたい。

また、安心安全で最適な暮らしが実感できるよう町道整備や祝橋整備工事も本格的に始まり、石寺橋整備事業にも着手された。府道宇治木屋線犬打峠トンネル開通に向けた工事も着々と進んでいる。令和3年度中に和東町側から掘削される予定である。

また、災害に備え、避難場所である体験交流センターの耐震補強工事や和東小学校にマンホールトイレを設置された。

保健・医療・福祉を一体化した総合福祉施設整備事業については、基本計画を策定し、場所も決定され、これから整備に向け、本格的に事業が始まる。

一方、財政状況においては、財政力指数は0.202と悪化しており、財政の硬直化が見られる。起債を返済する元利償還金も年々増加し、今後、大規模事業が計画されているが、厳しい財政状況の中、限られた財源で取捨選択し、事業を執行していかなくてはなりません。

各委員会からは、決算審査意見書の報告から、簡易水道事業特別会計について、決算額は471万円の黒字となっているが、今回、水道料金の見直しを予定されている。なぜ、見直しが必要なのか。

湯船財産区特別会計において基金が652万円と枯渇が迫ってきている。根本的な

見直しをとなっているが、今後の対策は。

国民健康保険診療所について、診療収入の減少により一般会計からの繰入金が増加している。健全な財政運営を行う上で今後の対策は。

また、基金管理等においてアグリビジネス株式会社の株式180万円について、解散状況にあり、資産価値が疑われるとある。毎年検討されていると思うが、解決のめどはあるのか。

コロナ緊急事態宣言の中での公共施設の貸出状況や感染対策はできているのか。また、農泊・民泊・インバウンド等への支援の状況は。コロナ感染者への風評被害はなかったか、感染後のアフターケアの対応は。

公共交通については、グリーンスローモビリティが生活路線として運行に踏み出せなかった理由は、令和2年度を取組を通じてどのように判断されたか。今後の方向性は。もてなし茶室の利用実態や住民の評価は。もっとPRし、広く発信してほしい。

会計年度任用職員制度が設置され、以前と比べ処遇は改善されたか。シルバー人材センターニーズ調査を実施されたが、どのように評価をされたか。

下水道受益者分担金過年度分収入未済額の今後の回収の見通しは。

犬打峠トンネル早期完成を求める住民会議補助金を執行しているが、既に工事も着工しているので、今後、木屋峠のほうに要望を切り替えるべきではないか。

このほか、国民健康保険短期保険証の発行件数は、高齢者介護予防支援事業や老人生きがい対策補助金の内容はなど、多岐にわたり活発な質疑が交わされました。詳細については、後日、会議録にて承知を願います。

質疑の後、討論を行い、岡本委員から、一般会計・国民健康保険特別会計・下水道事業特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の5つの会計の決算認定に反対する意見が述べられました。また、賛成討論として、村山委員からは一般会計に、高山委員は国民健康保険特別会計に、吉田委員は下水道事業特別会計に、藤井委員は介護保険特別会計に、井上委員は後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の意見

が述べられました。

採決の結果は次のとおりでした。

認定第1号 令和2年度和束町一般会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第2号 令和2年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第3号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第4号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第5号 令和2年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第6号 令和2年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第7号 令和2年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

以上のとおり、令和2年度和束町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算は、原案のとおり認定することと可決し、9月21日、決算特別委員会審査報告書を作成し、議長に報告いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡田泰正君）

本件に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による決算特別委員会で審査され、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきとするものです。

よって、本決算認定の7件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起

立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、令和2年度和東町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、議案第37号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

議案第37号の提案理由を申し上げます。

近年、水道施設の老朽化に伴う機器・管路更新などが全国的に問題視され、本町におきましても平成27年度から、水源の一元化、施設の維持管理、機器の更新など計画的に行ってきました。

このような事業に要した和東町簡易水道統合事業に係る元利償還が令和4年度から始まり、令和8年度にピークを迎えること、また、給水人口の減、節水型機器の普及などにより有収水量が減少傾向にある中、水道使用料金においても、ここ数年減少傾向にあり、今後、簡易水道事業を継続する上で資金が枯渇することが想定されることから、公営企業法の独立採算制を理念とし、使用者に応分の負担をいただき、健全な水道事業の経営と後世に負担を残すことのなきよう、和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正することを提案させていただくものであります。

慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第37号の説明をさせていただきます。

議案書をおめくりください。

議案第37号

和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年9月22日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりください。

和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

和東町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表1の1の表中「10立方米」を「5立方米」に、「1,500円」を「2,000円」に、「170円」を「200円」に改める。

別表1の2の表中「20立方米」を「10立方米」に、「3,500円」を「4,000円」に、「170円」を「200円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表を添付させていただいております。後ほどお目通しのほうをよろしく願います。

おめくりいただきまして、今回の給水条例の一部改正に伴う概要の説明でございます。

1 改正の理由

和東町簡易水道統合事業に係る元利償還金のピークを迎えること、また、給水人口

の減、節水型機器の普及等により、有収水量が減少傾向にある中、水道使用料においても同じ傾向にあり、水道使用者に応分の負担をいただき、健全な水道事業経営を行うため、所要の改正をするものです。

2 改正の概要

I 水道使用料の料金表

○水道使用料金の改正を行う。

3 改正条例の施行日

令和4年4月1日

この案件につきましては、水道委員会のほうに諮問をしておりますので、その答申書を添付させていただいております。

朗読をもって説明とさせていただきます。

令和3年8月20日

和東町長 堀 忠雄 様

和東町水道委員会
委員長 中嶋 忠夫

答申書

令和3年6月25日付け3建設第126号を以って諮問のあったことについて、下記のとおり答申する。

記

1. 水道料金の改定（案）について

原案に異議なしとする。

〔附帯意見〕

コロナ禍において生活様態等が大きく変化したが、簡易水道特別会計の現状、近未来の運営を照査すると、料金の改定はやむを得ないと判断する。

また、今回の改定内容について、住民に広報等を通じ、十分に周知されるよう努

力されたい。

以上、議案第37号の説明とさせていただきます。

審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、今回提案されました、いわゆる水道料金の値上げの条例案ということですけども、まず冒頭に、長引くコロナ禍の下で見通しの立たない生活、また営業を強いられている住民の皆さんの状況がある。また、今、命の危険さえあるというような状況の中で、こういったライフラインに関わる、また、そもそも水というのは命に関わると言いますか、命を支えるものです。そういったものの大幅値上げをこの時期に提案されることについて改めて強く抗議させていただきたいというふうに思います。

その上でお聞きしたいと思います。

まず、お聞きしたいのは、先ほど提案がありました条例案によりますと、大変大きな負担増となります。そういうものを提案するに当たり、住民の皆さんや、また住民代表である議会へのこれまでの説明や情報の開示、そして意見を聴取する、こういったことが丁寧かつ十分に行われたのかという点であります。

今回の値上げにつきましては、基本水量、基本料金、超過料金全てで改定され、最高2倍の負担増となるなど、全世帯が負担増となり、負担する側からしますと未曾有の値上げでございます。これだけの負担増を強いられるのであれば、事前に丁寧かつ詳細な説明や情報公開を行われ、意見を広く聞くというのが行政の責任だというふうに思います。

町長はこの間の一般質問等の答弁で、住民の声をしっかり聞いたというふうに答弁

されておりますけども、客観的に見て、しっかり住民や議会の声を聞いたと私は言えないと思います。町長がやられたという中身というのは、この4年間で数回開かれた水道委員会において、自らが委嘱された委員さんから少しご意見を聞いただけであります。住民への説明も情報提供も一切なく、意見聴取もなかったと。この4月の町長選挙でも信を問う機会は幾らでもありましたけれども、一言も触れられませんでした。また住民の方が直接選ばれたこの議会に対してもほとんどまともな説明をされておられません。1週間前に説明資料というのをようやく議会に提示をされて、一定まともな資料を出され説明をされたのはほんの1週間前です。議会提案の直前の常任委員会においても、本来そのときにこれを出すべきものですが、それも出さずに口頭での簡単な報告だけされたと伺っております。これが実態であります。

町長に伺いますが、このような実態でありましても十分に説明したと、町としての住民や議会に対する説明責任は十分果たしたというふうに今でもお考えですか。私は到底そうは思いませんけれども、本来、まずは撤回すべきだと。やるべきことをやっておられないと私は思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員からいただきました質問に答えさせていただきたいと思います。

今もご質問がありますように、和束町の簡易水道は住民にとりまして生活に欠かせない大事な施設であります。これを振り返ってみますと、和束町にはそれぞれの地域で給水源を持っておられ、施設を抱えておられました。しかし、住民の中には、雨のときは濁り、大変だと、非常に不安がありました。そういう不安を堪えていくそういう努力をしていく時期がありました。それは水道事業の統合化に向けての取組の開始であります。

一遍にはいかなかったです。それぞれの地域の水源を一元化にいたしました。一部

の水域ですけど、このときには一元化とともども、その水道を受けてる住民の皆さんにいろいろ相談しながら、そのときに改定もさせていただいております。

そして、その後、東部水源を入れていくということで、東部水源を統合いたしました。この統合する取組の中でも、管路等、大変施設に要りますので、そういったことを含めながら住民の皆さんと協議をしてまいりました。そして、そのときも、住民と管路等、将来に残すことができないということで改正についてお諮りし、協議して進めた、これが2回目です。

そして、今回、議員の皆さんもご案内だと思いますが、西和東地域、木屋地域から何とかしてほしい、一日も早い統合をしてほしい、この願いは強くありました。この願いは、湯船から一元化する非常に厳しい水路で、この管路につきましては経費のかかる話ではありますが、ここは住民の皆さんの命を守る、ここは第一に考え、そうしたときに当然起債をしていかなきゃなりません。独立採算ではありません。そういう中を踏まえて協議しながら、この完成を見たのが去年であります。木屋を入れて完成をいたしました。

先ほど言いましたように、令和8年度でピークを迎えていく。こういうものを十分考えていかないと、後世に大きなつけを残す。これは住民が要望してこられた中には話をしてきた経緯があります。そして、今、その中でもこの審議は短期で図れるんじゃないしに、いろいろとご審議をいただきまして、そして、そういう今までの経過を踏まえて、先ほど課長から報告させていただきましたように、水道委員会のほうからも答申をいただきました。

この水道については14年目になるんですが、やはりここをしないと後世に残る。もっと早いときにやれたらという、岡本議員も言われますように、生活に密着した、非常に近い存在の事業でありますので、ここはとことんというような感じがあったわけなんです。これが今回、非常に長期にわたって遅れた経緯にもなっているのかなど。

しかし、ここは本来なら去年ご審議いただかなきゃなりません、しかし、今、岡

本議員も言われたように、コロナ禍でありましたので今年になりました。しかし、コロナの時期と言われましたが、去年、コロナの時期ですけども、この根幹的な施策とは別に、コロナ対策は必要なときは打ちました。それとは別に考えていく。これは経営の根幹に関わる場所です。コロナ対策はその上に立って対策を講じるか講じないか、ここは皆さん方とご相談しなくちゃならん。これで一緒にして考えていくというのは、経営上、独立採算制は後世に大変なつけを残す、こういう観点でありますので、どうかひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

結局、答弁されてないと思うんですね。単純に言えば、十分説明した、説明責任を果たしたと思っているのかと聞いたんですね。長々と経過とかということ聞いてるわけじゃなくて、要は、今の町長の答弁からすれば、水道委員会でお話を聞いたからそれで十分だということですよ。それが町長の説明責任の果たし方だということを確認しておきたいと思います。

それで、町長にしても、また課長にしても、例えば、町長とかが何か使っておられる料金が何の説明もなく突然2倍になりますというふうに通知があったと、どう思われます。普通、どうしてやろうとか、ちゃんと説明してほしいとか思うでしょう。もし何も思われないんだったら、よっぽど余裕がおありなのか、それか、よっぽど鈍感なのか分かりませんが、今、住民の皆さんの状態というのはそういうことですよ。

世間では、そういう料金を事前に何の説明もなく、資料も示さず突然2倍にするなんていうのは、世間的に言えば悪質業者と一緒にです。それを今、行政が堂々というか、説明してませんからね、こそこそというんですか、されようとしているというのがこの実態だと。きれいごとじゃなくて、やるなら私はそこをちゃんと自覚していただき

たいと思うんです。

次に、今回の値上げで誰がどのような負担となるのかということをお聞きしたいと思うんですね。

今回の改定は、先ほど説明がありましたように、基本水量を10立米から5立米にする、基本料金を1,500円から2,000円にする、超過料金を1立米当たり170円から200円にするというものです。これによって現在の基本水量である10立米を使用している世帯については、月1,500円から3,000円という2倍になるということで、これは新聞でも報道があった状況です。ですが、2倍の負担増というのは、ここだけじゃないんですよ。要は、これまで10立米以上を使用してきた世帯ですね、つまり超過料金を払ってこられた方です。そこの出発点が今までは1,500円だったわけです。それが今回3,000円になるということは結局どういう方かという、残された10立米以上の方は1,000世帯おられます。約6割おられますけども、実質的に基本料金の倍だというふうに言わざるを得ないというふうに思うんですね。そういう認識でよいかどうかお聞きしたいと思います。

それと、町長は答弁の中で、先ほど来、応分の負担ということを繰り返しておられます。特にこの前の一般質問の答弁で、いわゆる自家水源を利用されて水道を使っておられない、基本料金のみ300軒と言われましたね。この前、頂いた資料では200軒ぐらいかなと思うんですけども、300軒と答弁されているのでここでは300軒としときますけども、おられると。そこに今回応分の負担を求めたいと言われましたよね。

しかし、値上げによる増収予定というのは、計画的に見ると約4,000万円だと思うんですね。その300軒だとして、300軒の増収分というのは180万円です。増収分の4.5%にしかありません。残りの約何千万円というのは誰が負担するのか。結局、超過水量となる6立米から20立米の方ぐらいで683世帯ありますけども、4割おられます。私の計算ですけど、これで1,706万円増、増収分の43%。結

局、超過料金世帯が増収分のほとんどを負担することになるということですし、先日、議員の学習会で課長が説明されたときもありましたけども、要は、自家水源を持たない世帯に負担が増えるというよりも、いわゆる現役世代や、また移住されてきた世帯が気の毒だと言われましたよね。気の毒な負担を強いられるのは結局そういう世帯だというのが今回の値上げだというふうに思いますけども、先ほども、実質、基本料金以上払った方は倍になる、基本料金がね。結局、現役世帯や移住世帯など、水道しか使っておられない方に重い負担になると。これが今回の値上げだということによろしいですか。町長に聞いているんですよ。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今のパーセント率、これはまた詳しく課長からしてもらいますけども、基本的に、今回の水道料金は、入っておられる方たち全てに基本料金は頂いておりますので、その基本料金を皆さんにお願いしてまずよと、こういうことであります。だから、これは加入されている方全ての方に入っていきます。

それと、もう一つお願いしているのは、基本料金で済んでいたのは10立米なんですけども、基本料金でお願いするは今回5立米まででありますけども、5立米から超えた分ですね、この辺のところは使用料として加算して計算いたしますと、こういうことあります。

それと、先程水道料0と、これは個人の事情がいろいろあります。これは改正で言うたら5立米以内になりますから、使っておられようと、5立米使っておられなくても、先ほど私が言ったように全部の方に基本料金は頂きます。

そして、ご家庭の事情があります。今回、いろいろの制度を十分周知することは大事でありますので、できる限り簡易水道をご利用いただきたいと、こんな思いもありますので、こういったことは今後の行政に反映させていきたいと、このように思っ

おります。また、ご協力いただきたいと、このように思っております。

数字的なことにつきましては課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今の岡本議員のご質問でございますけども、今回の水道料金の値上げの根底には、全ての方に応分の負担を応分に頂こうという考え方を持っております。

ちなみに、今、言われているように、倍になる方、確かにこれは10立米の方は5立米になりますと倍になります。ここが一番高い値上げのところですが、ただし、その上の10立米以上を以前に使われておられた方に対する負担というのは、5立米分プラスアルファになります。これも大きな負担になりますので、解釈の仕方では2倍以上になるという解釈の仕方でもできると思います。ここは解釈の仕方だと私は判断しております。

これはどういう考え方をしたかと言いますと、まず、基本料金のみの方が約4割おられたと。この方々の実態を言いますと、1世帯もしくは自家水源をお持ちの方、もしくは今現在、家に住んでおられない方が大体その枠組みに当たるであろうと。それプラスアルファいろんな方法もあるのか分かりませんが、そこは私のほうでは熟知しておりません。

まず、基本料金を500円上げる段階での一定水準の値上げの改定を考えた。これで上がる率と、それから超過料金の方で上がる率をほぼ同一に持っていきました。それを持っていったことによって、今回、井戸とか自己水源のない方については、逆に使われておられるという判断になります。そうなってきますと、現実、早期に整備をしました地区、湯船・東平田・柚田等の地区については、そういう自己水源は乏しい

という状況におられます。こういう方々に大きな負担をもたらすことはできないということで、基本料金側の33%の値上げというのを組んでおります。超過料金側に大きな値上げを組みますと、これは昭和57年の改定するときにはそういうようなことをやっておりますけども、超過料金側に大きな組替えをしますと、逆に、自己水源のない方、水道使用料が日常の生活に一番特化している方については逆の方向に出まして、料金ばかり上がってしまうということがありますので、その方々のことも考慮したということがあります。

ただ、10立米から5立米に落とした理由につきましては、和東町の水道の使用実態が5立米から15立米の間が一番多いということです。今回の料金改定では、7立米から25立米ぐらい使っておられる方の料金が一番大きくなるということになりますので、ここに手を入れさせていただいたということになりますので、和東町の水道利用者の方につきましては、ほとんどの方に同じような負担がかかるようになっております。これが今回の改定のメインでございます。

もう一つ、お言葉を返すようではございますが、私も一日も早く住民にこの説明をしたいということになりますと、議会で議決をいただきかないと、案で住民に説明することはなかなかできませんので、今回の議会でしっかりと可決していただいて、これを住民に広報させていただきたく思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる悪質業者のような方の言い訳ですよね。決まってから説明を早くしたいと、どういうことですか、それは。案の段階で説明できないで、今まで案の段階で幾らでも説明したときがあるじゃないですか。そうでしょう。いろんな計画とか、その辺は全部、案の段階で説明しているじゃないですか。先日の京都市のいろんな物議がありますけども、物すごく負担増がかかっているようなあれだって、決める前にパブリッ

クコメントしてるじゃないですか。そんなごまかし言っちゃ駄目ですよ、課長。決めないと説明できないってね、こんな悪質な業者だっただけじゃないですよ。それをちゃんと自覚されてます。今、言われたことは暴言だと思いませんか。その自覚もないんだっただけね、本当に提案する資格はないと思いますよ。

先ほど、7立米から25立米当たりの方に負担が一定かかるようになると言われましたよね。それはそのとおりです。なってますと。だから、ある意味、超過料金を払っている方のところに大きく負担が行くんですよ。さっき均等について言われましたけど、どこが均等なんですか。10立米の方は要は倍になるんですよ。いわゆる基本料金だけという方は33%、3割ぐらいの増ですよ。30立米使っている方でも4割以上の値上げになるんですよ。どこが応分で均等な負担なのかと。そんなことを説明されるつもりですか、こんなごまかしのようなことを。二重、三重の悪質なことになりますよ。だから、こんだけのことをするんだったら、やっぱり事前にちゃんと案の段階で説明するのが筋だということを今の答弁を聞いても本当に許されないというふうに思うんですよ。

それで、今回、応分の負担と言われますけど、低所得者層ほど重い負担になりますよね、当たり前ですけど、固定費だから。例えば、料金が倍になる10立米使用の場合で考えたいと思いますけど、年収100万円であれば、改定前は年収の1.8%の負担率です。改定されると倍ですから3.6%の負担率になります。町長のような年間1,000万円ぐらいの報酬の世帯だとそれぞれ0.18%、0.36%の負担率で、そういったあたりに比べたら10分の1の負担なんですよ。この前、私の質問の答弁で、いわゆる超過料金30円だけ触らせてもらう、ちょっとだけって言われましたよね。町長にとってはちょっとの痛みかもしれませんが、余裕がおありそうだから。だから、低所得者世帯や、例えば年収100万円世帯にとっては町長の10倍の負担感なんですよ。3万円分ぐらいになるんですよ。町長、そんなこと分からないでしょう。今度の値上げがそういうふうな負担率になるっていうことは、しんどい方にとっ

てみれば、ますますこれが重い負担になるわけですよ。それをちゃんと自覚されていますか。お答えいただきたいと思います。

それとですね、以前に課長がこの話をしたときに、その負担が嫌だったら節水されたらいいと言われましたよね。節水されたらいいと。例えば、考えてみたんですけどね、仮にこの10立米の方が改定前の負担にはとどめられません、500円値上げされてますから。500円は必ず値上げでありますけども、せめて5立米ですね、基本料金で収めたいと思ったら、どれだけの節水が必要なのかということなんですよ。

10立米というのは、5立米必要ですね。1立米というのはどれぐらいかといったら1,000リットルなんですよ。私、これを持ってきたんですけど、牛乳パックは1リットルです。1,000リットルということは、これが1,000個です。1立米ですよ。5立米ということはこれが5,000個要るということです。課長は、そんなに負担が嫌だったらこれだけの節水をしなさいと言っているんです。

例えば、ユニットバスとか使っておられる方がいるかもしれないですけども、私の感覚というか、計算では4杯分です。ユニットバスでは20杯分です。少なくとも、大まかに言って1週間分程度のお風呂を控えてくださいというのが課長の提案ですよ。これはざっとしてますけど、町長のその提案ですか。応分の負担というのは、結局そういう方にそれだけの節水をしたら基本料金だけでいけますよということをおっしゃっているということだと、そういう自覚はございますか。先ほどの負担率の問題と併せて、そういうご自覚というか、そういう負担を今回強いるんだという認識はちゃんとありますか。

○議長（岡田泰正君）

議長のほうからお願いします。

多くの議員の方から質疑をいただきたいと思いますので、なるべく論点を整理してから発言をいただきたいと思いますので、よろしくご協力いただきますようお願いいたします。

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

もう少し皆さんに分かりやすくというような形のほうが大事かなと思って答弁させていただきます。

和東町の水道は統合できました。統合できて、入っておられる方に今まで基本料金として1,500円頂きましたけども、統合の機会ですので、将来を安定させるために基本料金として2,000円をお願いしたい。水道料金に何%とか言われますけど、入っておられる方全てに平等に1,500円を2,000円でいただきます。今まで10立米までは関係なしに、ゼロであっても10立米であったとしても、1,500円にしてたやつを2,000円にお願いしますと、こういうことです。その10立米を5立米にさせていただきたい。そして、5から10立米の方は、使った分を加算されてくると、今まで基本料金で収まっていたやつがいかない。それと、1立米当たり170円といったやつを30円加えていただいて200円にする。これは全部応分をお願いしたいと、こういうことであります。だから、どなたがどうやなしに、簡易水道に入っておられる方をお願いしていくと、これが基本料金であります。

それと、先ほど説明が欠けたんですが、これは住民の声を聞かせていただいたときには、安心安全な水道が欲しいということで強く要望がありました。近い話ですと、西部地域、木屋区、石寺、白栖あたり、ここから本当に命に関わる、本当に水が欲しいんだと、今は水道はよそから買っていると、そういう声を聞かせていただいております。これは工事にかかるときから、統合にするときからこういった想定をしながら住民の皆さんと進めてきました。

この簡易水道の統合は本当に住民の皆さんと一緒に取り組んできた成果だと思っておりますが、今、岡本議員も言われますように、できる限り生活の影響がないということは必須であります。しかし、もう一つは、水道事業の維持、これも大事な事業であります。そういう意味で、今回お願いしている提案でありますので、どうかよろ

しくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員の質問に答弁させていただきます。簡単・明瞭に説明させていただきます。

1人が1日に使う使用料というのは大体300リットルと計算されます。確かに、今、言われるように、風呂ですと5日で1立米になりますので、15日分の風呂の水を節約するという形になろうかと思えます。そこは数字の形ですのでいろいろ出てくると思いますが、大人の方で大体1日300リットルの水を使用させていただくということになりますので、月、1人10立米になります。

私のほうで節水をとというお願いをさせていただいておりますのは、和東町には20軒の自己水源のある方もおられますので、そういう方につきましては、今までの節水をもう少し節水をしていただければということになろうかと思えます。それは私の含みの思いもございます。

ただ、町としては、一定の水量を一定のご家庭で使っていただかなければこの簡易水道事業が運営していけないというのも実情でございますので、安心安全な水を有効に活用していただきたいというのが私の思いでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私がある意味、一定細かい話をしているのは、本当に住民の方というのは、日々の食事でも、より安いものというふうなことになっているんですよ。例えば、おかず一つとってもちょっとでも半額になるとか、そういうことに物すごく敏感で、日々生活を守っておられるんです。だから、こういう細かい話をしているんですけども、先ほど町長は、いわゆる今までのそういう経過の中で負担はつきもんだみたいな話をさ

れましたよね。それは違いますよ。水道法の関係で言えば、いわゆる低廉の水の供給というのが行政の責任なわけですよ。どんな高い水でも供給すればいいということじゃないんです。皆さんは安全な水を望んでおられるけども、それは低廉な水なんです。そこを外して、みんなが求めているからやっているんだというのは、これはやはり全く違うということを指摘しておきたいというふうに思います。これだけ大事な問題ですから、ちゃんと議論しないといけないと思うんです。

今回、いろんな事情はありかもしれないけれども、これは一般質問のときにも言いましたけども、これだけの値上げをすれば新たな滞納を生む。過年度分の納付をさらに困難にするということは十分想定できると思いますし、想定されてると思います。やはり払にくい状態、新たな滞納を生むということは避けられないと思います。その想定というのは、どう考えておられるのかということですね。滞納が増えれば料金収入も予定どおりに進まないと思いますし、計画そのものも破綻すると思います。そうならないようにということで、さらに厳しい徴収強化を行ったら住民生活に関わってきます。給水停止とかもされるのかどうか知りませんが、そういうことになってくると思うんですね。そこはどのように想定されているのかということをお聞きしたい。

それと、もう一つは、いわゆる水道の経営が値上げによって維持されると、取りあえずそれはそれでいいでしょう。しかし、住民生活や営業はどうなりますか。やはり値上げによって住民生活や営業というのは大きな打撃を受けます。それに対するカバーはどう考えておられるんでしょうか。仮にこれをやられるとしても、いわゆる消費税の増税とかでも、いい、悪いは別にしても、何らかそれに代わる負担の軽減とかいうことを一定やるというのはありますよね。しかも、一旦値上げをすれば、変えるまではずっと値上げでしょう。ということは、恒常的な支援をしないとずっと打撃が続くこととなります。その辺は何かもう既に考えておられるのかどうか、そこは一応聞いておきたいと思いますが、先ほどの件と併せてお願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

質問の中で水道法という話が出ました。これは低廉な水道、そして安心安全な水道、これは法の目的であります。だから、今回のこの水道の値上げも簡易水道事業の適用範囲、これをお願いしてますから、それを超えては法律違反になりますので、水道法に基づいた中での措置だということでご理解いただきたい。

それと、今、岡本議員から、まちづくりをするにおいては、確かに生活に困っておられる方があるのは当然であります。ここへ寄り添ってまちづくりをしていかなきゃならないのは行政の責任であると思います。水道法だけで寄り添っていくというのはなかなかできない。まず、水道は維持していくこと。そして、寄り添っていくときには行政全般の諸施策を生かして寄り添っていくと、こういうことだと思います。

だから、岡本議員が言われますように、これだけで生活の苦しい方が水道法で全部満足するか、それではなかなかできない。これはまた別で、だから、非常に困っておられる方については、生活の根幹に関わるものですから、必須の補償の中においても計算される基礎になっております。そういう意味で、ご理解をよろしく願います。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時40分まで休憩します。

休憩（午前10時32分～午前10時40分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

最初に、私、監査委員の立場でございますが、中身の数字的なことになろうかと思
います。許可いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

許可いたします。

○8番（畑 武志君）

ありがとうございます。

それでは、今、問題になっておる水道問題ついて若干お聞きをしてみたいです。確
認という意味でもございます。

今回提案されました水道料金、一般質問等々でいろいろ議題になっておるわけでご
ざいますが、当初は令和2年度で約8,000万円の収入料金になるということなん
ですが、この一覧表の記載状況を見ていると、令和4年、令和8年がピークだという
ことになっているんです。今年度は昨年減免で、7,700万円一般会計から導入
されております。普段の場合は約5,000万円ということなんです。この一般会
計の繰り入れられる金額が5,000万円からどれぐらいまでいけるのか、その点に
ついて総務課長にお尋ねいたします。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

簡易水道事業に対しましては、国のほうから繰出基準というのが定められておりま
す。これにつきましては、簡易水道事業の起こされた事業債の2分の1を繰出基準と
するというところでございますので、畑議員がおっしゃったように、令和2年度につ
きましては6,050万2,000円支出をさせていただいておるところでございます。
ということは、これが2分の1になりますので、約1億2,000万円ぐらいの額が
あったという理解でございます。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

ということは、水道料金を値上げされなかった場合に起債額が水道会計がどのようになるのか、その点について町長いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

水道会計の中には、総務課長が説明しましたように、それが基準内繰入ということになっています。基準外というのは難しい問題であります。過日、基準外で対策を講じて、今、質問がありましたように、去年でしたか、コロナ対策でやらせていただきました。その話の中でのシステムと言いますか、いろいろケースがあるんですが、そうなってくると、そこで受けているいろんな対策交付金のようなものが受けられなくなったりとか、それが次年度に影響すると、そういう非常に一般会計は微妙な会計でありますので、その事業というのは難しい問題があります。だから、当然、この事業をするときには、こういう大きな影響を与えますので、簡易水道とか、ああいう委員会等で十分、事業計画、起債の返済計画、こういったことが議論の中心になっております。

私、ポイントを聞き逃したと思いますので、違っていたら、改めてまたご質問をいただいたらありがたいと思います。

申し訳ございません。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

この問題が提起されてから、いろいろな方がいろいろなところで水道料金について

いろいろお話をされております。非常に値上げはかなんという話もお聞きをしております。上がっていいのは給料とお茶の単価だと。血圧も上がってもかなんというような冗談話なんですけど。ところが、償還の中身を話をすると、それは仕方ないやろなど。特に、西部水源については、これから管工事がまだやられてないということを理解してくださいと言うたら、そうか、そういうことがあるのかと。中身は値上げだけだということだけが判断材料の一つだったと、このように思うんです。そのあたりについても、そういう意見もあったということは、課長、西部水源についてもいち早く取り組まなければならないと思うんです。

そこで、まず、先ほど岡本議員から、水道委員会のことについてお話をされておりました。それに関連した中でお聞きするんですけど、水道委員会の設置条例では、「委員は次に挙げるもののうちの和東町長が委嘱する」となっております。私、委員会条例を読みました。そこで、その人数と受益者についてはどういった形で選ばれているのか、これは課長ですか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の畑議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、言われたとおり、水道委員については、町長のほうが任命するという形を取っております。

ただ、水道委員の任命につきましては、各水源から上がっていただくということで従来から行っております。これは町内にあった水源、湯船から湯船水源、原山水源、東平田水源、柚田水源、西部水源、木屋水源から出てもらっています。この水源の中から1名ないし2名という方が人数に合わせて出ていただいておりますので、今9名の方が委員として出てもらっています。

○議長（岡田泰正君）

8 番、畑議員。

○8 番（畑 武志君）

課長、ゆっくり言って。早口で言われると聞こえない。

そうすると、今回、料金改定されました。水道委員会に諮問されたわけです。そうすると、水道委員会はこの改正案については何らかの形で、1 案、2 案、3 案とかいろいろな形があると思うんです。その辺についてご審議されたのかお願いします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の畑議員のご質問ですが、当初の案から言いますと、6 案程度、案を出しております。一番初めに超過料金を触ったらどうなるか、基本料金を触ればどうなるか、それから超過料金と基本料金を触ればどうなるか、これを一定の額ごとに触っております。

先ほど総務課長、町長のほうにご質問をいただいた内容の追加みたいな格好になって申し訳ないんですけども、要するに、資本費と言われる起債の償還金、この額を捻出するのが目的の中に一つあります。これを捻出するために幾らのお金が必要なのかということで、今1 億1,000 万円から2,000 万円の額が必要ということで推定をしております。これの2分の1につきましては交付税対象になります基準内の繰入れでいただけますので、これがまずもらえると。それと、一般質問のときも出ておりましたが、要するに、公営企業会計等に移行する等の経営の立て直しをやることによって、またここで高料金対策という交付金が頂けます。これが今の償還金に充てられる一番大きな財源。要するに、使用者、住民に負担をかけない財源になります。残りの財源を今回の料金改定で求めているということになりますので、その分についての案が一番妥当ということになります。その中で出してきましたのが、基本料のところ
で一定の負担をいただく。これは住民の方全員に同じような負担をいただくような形

です。

超過料金につきましては、要するに、水を多く使えばその分、電気代も上がります。それから、薬注する薬代も変わりますという、そういう変動する部分ですね、これはここでも上がりますので、使用料も前後します。それを一定、うちの使用料金で言いますと、7立米から30立米ぐらいの間にほとんどの方が90%近くがおられるので、そこにできるだけ平均に当たるようにということで出してきた金額が今の基本料金の500円、33%アップ、それと超過料金の30円、18%アップということになりますので、平均的に言いますと、そこに負担がかかりますので、一番大きな負担がそこに来るということになります。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

分かりました。いろいろな案が出されたということですね。

そうすると、水道委員会のある委員から議会の意見を聞いてほしいという経過があったようにも聞いているんです。これについては、本来どうしたのかお伺いします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

最終、前2回の委員会のとときに最終案、今の原案を提案させていただきました。この段階までは上げざるを得ないなという委員さんの意見を元に、どういうやり方がいいんだろうという議論が進んでおりました。値上げは仕方がないということになった結果、今の原案を作成して、委員さんのほうで了解をいただけたと。ただ、これをそのまますぐに答申という形で町に返す前に、一旦、議会の常任委員会のほうにはこの案を示してほしいというご意見が出ましたので、令和3年5月の常任委員会の調査時

にこの案を示しております。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

分かりました。

そうすると課長、所属委員会である産業常任委員会では、これに対する特に意見はなかったんですか、あったんですか。課長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

示させていただきました。その結果ですけども、料金が上がるという認識はしていただけたと思っております。それに対して詳細なご意見等については、その当日には伺っておりません。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

そうすると、水道委員会には報告されたと思います。水道委員会はどのような意見であったのか、もう一度お伺いします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

経過から言いますと、日付は今、手元に出てこないんですけども、水道委員会のほうに説明をして、水道委員会のほうで答申を出す前に議会の所属委員会ですね、産業常任委員会のほうにこの案を示してからということになったので、これを示させていただきました。これが5月の委員会です。その後、もう一回持ち帰りまして、6月の

末にこの答申でいこうという形で8月に答申がされています。

○議長（岡田泰正君）

畑議員、最後の質問にしてください。

○8番（畑 武志君）

そうすると、産業常任委員会としては異議がなかったというふうにとってよろしいんですか。これをお聞きします。

結局、私が言いたいのは、水道委員会の委員さんたちは、議会が一応理解していたと受け止められて原案に異議なしというように取られたと思うんです。そして、町長に出していく、これが本来の姿なんですね。

ところが、今、水道委員さんの立場にしてみれば、原案に異議なしと言われておりますということは、水道委員会はオーケーですよということなんです。我々はそれを受けていかななくてはならない、尊重しなければならないと思うんです。今後もし水道委員会がこういう原案を出しておいて答申したのにバツとした場合に、私たちは何やって、こういうことにならないかと危惧しているんです。

水道委員会が原案に異議なしですよ。議会にお願いします。議会で答申します。議会がバツならどうなるんですか。水道委員会みたいなん、あってもなかつてもととなる誰も受けてくれないですよ、今後。この辺を危惧するだけで、これは私の意見ですけど、その辺だけです。

終わります。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

私も、先ほど岡本議員から質問された件について、やはりね、今回、大幅値上げをされるということで、住民の方に周知というものができてなかったんじゃないかと。どこの地区でも出合いというものがありますわね。そのときに住民の方から、「大幅

な値上げらしいけど、こんなもん反対や」ということを言われました。だから、課長、聞くんですけどね、水道委員会でこの値上げに関して何回ほど開いておられるんですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の村山議員の質問にお答えさせていただきます。

水道委員会は計7回開催しております。これにつきましては、1回目のときに今回の料金の改定の話をもつさせていただきます、コロナもありましたので、令和2年度の当初については若干期間を空けておりますけれども、まず案を出させていただきます、出した案をもつていただく。その中で、今、皆さんがおっしゃられるのと同じように、委員さんも値上げについては、この時期にはなかなかしんどいという話が十二分に議論されています。その結果、水道の今後の会計等も含めた中で、仕方ないだろうというこの案を出されたということです。

先ほど畑議員からも質問がありましたけれども、水道委員会としては値上げはやむを得ないという中で、住民に均等に、なおかつ皆さんにご無理のない負担をできる最低限のところでは何とか折をつけなさいという話で案をつくれという事務局への命でしたので、それをつくり上げたのが今回の案になります。

確かに、大幅値上げという見方もあろうかと思っておりますけれども、先ほど畑議員が出てましたように、起債の償還の基準内の繰入れできない部分についてのお願いとなりますので、そのあたりも含めてご理解願いたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

私が言いたいのは、やはり唐突な値上げということで受け取られる住民の方も多数

いらっしゃると思うんです。結局、水道委員会を7回開いて、その情報は全然我々には分からないと。先ほど岡本議員も言われたように、1週間目にボーンと、こんだけいきますという形が出たら、それはやはり住民の方の反発も強いと思います。だから、水道委員会の流れというものを広報等で周知徹底できないのか。そうなると、お客さんも心の準備もできると思うんです、だんだん値上げが迫ってきたというようなことをね。そういう密室の中で決めるんじゃないに、いろんな流れを広報していただいたら我々のほうにも住民の方からいろいろ意見が来ると思うんです。だから、議員の方もまた勉強できると思うんですけどね、その辺は今後どうされるつもりですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまの答弁をさせていただきます。

この後ご提案させていただきます補正の中に一部その部分加わっております。原課としましては、今後の対応でございますが、今回の議会でご承認いただいた後、11月、12月のれんけい等を通じまして、まず、先ほど岡本議員が出された表を元に、できればA4、1枚程度のチラシにまとめて住民の方々に、今回の値上げに対する経緯等の広報をしたい。それ以外に2か月に1回計測をします計器の料金のお知らせという紙が郵便ポストとかメーターの付近に置かれると思うんですけど、そこに料金の改定の内容を記入して皆さんに見ていただくということと、それ以外にまた近くなれば再度広報を出したいというふうに計画はしております。

ただ、できるだけこちらでも決まったことを長期の期間にわたって広報させていただきたいと思いますので、できるだけ早い時期に可決いただいた上で住民の方々に正式なものを広報していけるように努力したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ちょっとおかしい。私が聞いている答弁じゃなかったと思うんです。というのは、要するに、密室でいろいろ決まっていく過程をね、それをやはり住民の方に広報していただきたい。それによって議員のほうにもいろいろ話がある。今回これが通るか通らないか知りませんがね、それについてのどうのこうのの話じゃなしに、やはりこういう大事なもの、命に関わるものの決定過程というものは、やはり住民に周知すべきだと思うので、その辺が鈍感過ぎるんじゃないかと思いましたので、質問させてもらいました。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、村山議員からいただきましたご質問というのは、非常に大事な問題であります。水道だけじゃございませんので、先ほど総務課長から報告がありましたように、和東町は、第5次計画においても住民の皆さんと一緒に協働でつくり上げていこうというときには、さっきのそのままの言葉で申しますと、密室というのは非常にそぐわない話ですし、これはなるべくそういうことのないように努めていくと認識させていただきました。非常に大事なことで、もし、そうであれば反省しなきゃならない。

今回、水道法についてはですね、全住民の声から聞いていけばいいんですが、いけないから、条例に基づいて水道委員会が設けられております。水道委員会の大きな使命というのは、申し上げましたように、水道安定給水を、そして低廉な、それをどうしてつくり上げていこうか、これが大きなテーマです。

和東町の場合には、特にこれまでやってきましたのが、統合に大きな力点を置かれました。そのとき、先ほども総務課長が言っていましたように、事業計画を統合していこうと思ったら事業費というのが非常にあります。事業起債も起こします。当然、その返済とか大事なことを決めております。統合しなきゃならん。次、統合やります。

今、言われた料金だけやなしに、水道を維持していくためにも住民の皆さんに十分知っていただかなきゃならない。そういう中でこの事業費が増えてきたらどうしようと。そのときはやはり応分の負担もやむを得ないという、そのときでも声も皆いただいているわけですから、それとセットで事業を進めてきました。だから、事業が進んできて、結局、事業は完成しましたけど、応分の負担というのが今になってしまったんですけれども、だから、そういうことの流れというのは、先ほど議会軽視という観点からもありますので、その辺は十分配慮しなきゃなりません、そういう取組とか考え方というのはしていかなきゃならんのかなと。

村山議員が言われたように、本当にこういう大事な問題については、これだけじゃなしに、住民に公開し、そして住民の皆さんにもご理解いただく、これは日頃から努めていく。改めて和東町のまちづくり、住民と協働のまちづくりの大事さということを感じさせていただきました。今のご意見をいただきながら、今後、全般に生かさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私から二、三質問させていただきたいと思えます。

私は一般質問でも質問させていただきましたけれども、今おっしゃったように、昭和27年より水道のほうは統合されることになっております。しかし、この間、いわゆる値上げのことがなかなか前に出てこなかった。そして、水道委員会でも7回もあって1回も出てこなかったというのは不思議でならないんです。なぜ、こういうふうになったのか、それについてお聞きしたいと思えます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の井上議員のご質問でございますが、前回、前々回の料金改定の時点で一定の料金の改定案が大体10年ぐらい先を見た形で改定をされてきてます。その関係で、その間、一旦整備をすると20年ぐらいは大きな事業が出てこなかったのも現実あったのかと思います。それも含めると、財源的に物価が3倍、4倍とかにはなってませんので、2倍ぐらいの動きですので、何とか持ちこたえられたと。

それと、全国的な傾向も水道とかにはいろいろございますので、そういう意味で言うと、基準内の組み込み方も高料金対策費とか、そういう新たな交付金とかも出たりしてますので、そういうのをうまく活用しながら財源を確保できてきたということは確かにあろうかと思えます。

今回、一番の大きな要因は、何回も町長が申してますように、水源の統合にかかった経費が今回償還となるということが一番大きな原因であります。これが今回、料金改定をしなければならない理由になったということでございます。

ただ、7回の水道委員会については、当初から、今回の委員さんをお願いする段階から料金改定を行わなければならないと。僕らは料金改定委員やなという冗談を言われながら検討を重ねてこられたというのも現実でございますので、委員さんの方々は何とか安い改定案の中でできないかということには頭を悩ませていただいたことは事実でございます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

私の言いたいのは、設備投資をやっている、そのときそのときに予算が出てくると思います。そのときに、そういうときに本当に少しずつでもいいから値上げしていったら今回のような大幅値上げにならなかったんじゃないかということもここで聞いたかったですよ。それがなかなかそういうものがなかった。今になって急激な値上がりになったということで、結局、住民からの苦情というのがここに出てきていると思

うんです。

また、それは、結局、行政側の怠慢ではないかということもここで言われております。このことについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ありがとうございます。

今、井上議員からいただきました、水道を考えていくと本当にそうであろうと思います。私が理解しておりますのは、水源がたくさんあってまず一つにしていこうというときに、100円から均一させてもらったときに、そのとき一つに統一をしようねと。それともう一つは、値上げというのは極力避けていこうという方針が当初からあったものですから、しかし、今、井上議員が言われるとおり、施設を計画するときには財源が必要です。この財源どうなるというときですから、施設の完成時期には、今、言われたように、事業検討するときには返済計画もありますので、そのときは応分の負担もやむを得ないという基本的な考え方は委員さんはされておりました。だから、統合したときに上げてます。

ただ、統合したときに2回あるんです。そのときには事業計画とセットで上げております。この方針が今もずっといくとしたら、14年間統合できてなかったですからね、だから、この間に苦しかったです。しかし、今まで統合完成後に改定しているということがあったので、たまたまなるべく皆さんに安くいけるように努力させてもらったのは、今、課長が言うておりましたように、いわゆる対策交付金というようなものを国から頂いて、これも財源に充てた。

もう一つは、事業を繰り返して大きな事業をやっておりますから、この事業に対する消費税というのが非常に多く払っております。その消費税が、一定、税務申告の中で還付を受けます。その還付金も財源に充てさせていただいて、ようやくここまで

持ちこたえられたと。去年に本当は予定しておったんですが、ここへ来てどうにもならない。とにかく、今まで決められていたように、委員さんが納得されたように、統合のときは値上げはやむを得ないというのが14年間完成しなかったものですから、途中の値上げは議員さんも委員さんも住民の皆さんに非常に低廉なと言いますか、生活の水を簡単に値上げという方法はせずに努力していこうと。繰り返しますが、この努力が、消費税の還付金にたまたま事業が投資しているものですからあったということと、国からの高料金の対策交付金を受けることができた。そして、持ちこたえられたと。びっくりしたのは、去年、コロナで一般会計入れたことによって、来年度というか、1,500万円ほどの交付金がなくなった、これはえらいこっちゃと、こういう話の中で今、切羽詰まっている話で今回お願いすると、こういうことであります。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

私のほうからも少し質問というか、ちょっと確認をさせていただけたらというふうに思っています。

先ほど来、各議員のほうからいろいろご意見も出ております。やはり住民の方からしますと、1円でも上がると困ると、これが現状だと思うんです。誰しもそうだと思います。

その中で水道委員会の委員の皆さんも一定判断、今の状況を報告いただいて判断をされた結果だと思うんですね。やはりそれは、先ほど来、説明がありますように、安心安全な水を安定して供給するために今回統合された。その償還が今、来たことが大きな理由だということなんですね。ですから、私たちもそのことを元にしながら判断をしていかないといけないということだと思うんです。

先ほどの岡本議員の質問の中で、節水の方法について質問がありました。そのとき

に課長から、節水しようと思われる方は自己水源を利用してくださいというような趣旨の答弁がございました。これは本来おかしくてね、何のために簡易水道事業があるのかということだと思っんです。自己水源のない方はそしたらどうするのかということなんですね。やはり行政とすればこういう簡易水道事業をやっているわけですから、より簡易水道事業が安定していけるように、住民の皆さんにより多くの水道を使用してくださいというふうに啓発すべきだと思っんです。そのことによって、安定して償還もできるし、次の政府の管路の補修についても早くやっていけるわけです。そういう取組が必要だと思っんです。

ですから、先ほどの課長の答弁については訂正をお願いしたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

高山議員の今のご質問、一部、私のミスというか、発言がありましたことを訂正させていただきます。

ただ、確かに、町としても水道というのは使っていただけるものだという考え方の中で今までは来てました。ただ、今回の料金改定につきまして詳細を調査したところ、和束町における水道の使用料の実態というのは全く違うものであるということが判明したというのも現実でございます。これは反対に見ますと、平成の2回の大規模な設備投資によって数値化として表れた水道料の成果だと思っております。その中で経営側につきましては、できるだけ節水しながら多くの水を使っただいて、安定した水道料金が徴収でき、なおかつ、それが経営を圧迫しないよう努力したいと思っんですので、先ほどの失言については撤回させていただきます。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきました、そのとおりだと思います。やっぱり住民の命は大事なもので、責任を持って町が事業主体としてつくって、その水を飲んでいただく。だから、和東町住民を全部合わせて施設共用範囲をつくっておりますので、たくさん使っていただいて、みんなで維持をしていくと、これが本論であると思います。

だから、昔からやっておられる水源はあろうかと思いますが、それでは具合が悪いから水道に来ているわけですから、水道の普及というのに努めていくのが第一だと思っておりますので、課長の答弁というのは誤解を与えて、私からもおわびをして訂正させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

あと何点かだけお願いしたいと思います。

先ほど質問した点について答弁いただいておりますけれども、基本的に、滞納は増えるでしょうし、払にくい状況は必ずできるというのは十分想定されていると思います。ですから、やはりそういった矛盾をはらんでいるということは自覚されていると思いますので、そこは答弁は結構です。

あと、町長の答弁の中で、カバーをどうするのかというふうなことにもほとんど何も答弁がありませんでしたから、何もないんだろうなというふうに理解しておきたいと思います。

そこですら、先ほど来、いわゆる根拠のことについて議会に説明したというのはこれですかね。6月の産業委員会に出されたという、これですよ。委員会に出されたのはこれだけです。これは一体何なんですか。これがちゃんとした資料って言え

るんですか。こんなことで産業委員の皆さんに十分説明したなんてことはさらさら言えないと。こんなことで何を議論しろと言うんですかと私は思います。

最低限、この前、提案された、これぐらいのことはちゃんと出すのが当然でしょう。こんなもん出さずに議会に話を聞いたなんていうのはですね、本当にさらさら片腹痛いというかね、その程度のことですかということですよ、和東町の説明というのは。議会軽視も甚だしいと改めて言っておきたいと思います。

それでですね、その根拠なんですけども、当初値上げの話があったときに示されたのが簡易水道事業経営戦略ですね、これは平成29年3月に策定されていますね。これが出発点だと思います。このときにいわゆる25%の値上げを令和2年度からする必要があるということが書かれていたことが発端だったと思います。

ただ、その後、これは改定されまして、こういう資料がありますよね。改定案というのがありますよ。これは令和2年で書いてあります。これでは60%の値上げということが書かれていて、当初の25%に比べると数字もいっぱい変わってきます。こういうことが令和2年の段階で改定案として出されてます。しかし、今回の値上げというのはこれが反映されてないと思うんです。これとは全く違うと思うんですけど、いずれにしても、この経営戦略というのは今どうなっているんですか。もうつくられたんですか。今回の値上げの問題を反映した経営戦略というのはもうつくられているんですか。あるんだったら示してください。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の岡本議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、平成28年に策定しました経営戦略につきましては、その段階で約1億円の収入を見込んでおります。その当時の収入は、これはまだ西部がつながっておりませんでしたので、推定で大体8,000万円上がってくるだろうということで考えられ

ています。その8,000万円は償還のときに1億円に伸びるだろうという、その当時の計算がございまして、25%の値上げということで平成28年に出されています。

その後、その経営戦略を元に第1回目の水道委員会を開催しています。そのときに説明した段階では、1億1,000万円必要になってくるんじゃないかという話が出ておりました。ただ、まだ工事が半ばでしたので、最終どのぐらいの事業費になるかというのは見えてませんでした。そこで一番大きな経費になったのが、最終年度にやりました緊急遮断弁、要するに、地震が起こったりするときに水道水を止めてしまう器具なんですけども、そういう器具が西部側の管がかなり老朽してますので、減圧弁を入れることによって水道管の破裂等をできるだけ整備するまで極限に抑えたいということで、それを設置しました。その辺の経費が大きくのしかかりまして、当初、委員会の中では、60%、80%ぐらい値上げしなければならないんじゃないかという議論が出ておりました。それは建設事業課の中でもそういう議論を何回も繰り返したところですよ。

その中で妥当なラインを見て、60%の値上げで何とかできないかという案を出してつくったのが、今、岡本議員が手元にお持ちの60%案でございまして。ただ、60%値上げという話になりますと、かなり衝撃も大きい。これが住民税の中にそのまま出回ると大きなハレーションを起こすだろうということで、委員さんたちも、このまま60%の値上げで水道委員会の意見をまとめるのは難しいと。もう一度練り直してという意見をいただきました。その中で、令和元年あたりから、確実に各水源での流配の水量がつかめてくるように設備が整いましたので、そこで細かな数字を全部拾い上げた中で、先ほどの資料なら分かると言われた資料の数値が出されております。

先日の勉強会が配らせていただきました数値につきましては、今年の4月の使用料を元につくっています。そういう数値が全て分かるようになってきたということが、60%から40%強まで、約18%の率を下げられたというところでございます。

それと、皆さんもご存じかと思いますが、今年の7月中で大きな漏水がある

ということで、町内の防災行政無線を使って放送させていただきました。その件についても今回のような設備が整ったことでできるようになっておりますので、そういう設備については住民の皆さんの財産ということになると思いますので、このあたりも含めて、お金がかかった分だけ、当初の値上げからは約20%弱上がってますので、それについてはご理解願いたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

要は、経営戦略はないんですか、結局。ないんですよね。担当課に聞いても、ここで改正案というのは出されたけど、それ以降、経営戦略というのは何も変わってませんと言われてます。要は、ないですよ。今回の値上げを反映した経営戦略というものはないですよ。戦略もなしに値上げだけお願いしているということですよ。大変無責任だと思いますよ。これをちゃんとやってから出せばいいんじゃないですか。そういう手続上も含めてですね、やっぱり大きい問題があるというふうに思うんです。そういう意味では何を根拠にされているのかということなんですよ。

先ほど令和8年がピークだと言われましたよね。この数字だけ見ていると令和7年がピークになってますよ。1億3,997万1,000円が令和8年ですけど、令和7年は1億4,270万4,000円ですね。令和7年以上に大きい額はありません。だから、ピークはここだと思うんですけど、そういう意味でもいい加減だと思うんですよ。だから、本当に何を根拠に今、値上げ案を出されているのかということが問われているというふうに思います。

それで、もう少しお聞きしたいのは、この返済計画の問題なんですけども、いろいろ行政の都合というか事情も分かります。そうですね、いろいろ工事をして実際お金を使っているわけだから返さないかんという事情も分かります。ですけども、コロナの問題もありますし、それから住民生活も大変厳しくなっているという状況の変化

があります。そういう下で言うと、個人のローンでもそういう状況を勘案して計画を見直すということは十分ありますよね。10年で返すところを15年にするというようなことはどこでも行われていますよね。

これは非常時なわけですからね、緊急事態なわけですよ。国が言っているように、いつ終わるか分からないと。ここに意見書もありますけど、地方財政だって大変だと、こういう状況の中で、予定どおりしていくというんじゃなくて、もうちょっとちゃんと返済計画を見直すということでなぜできないのか。それをどう相談されたのかというのを確認しておきたい。

それから、一般会計からの繰入れについても、確かにいろいろ国の不当なですよ、これ入れたらこれやめますよみたいな、そういうある意味、不当なやり方があるにしても、やっぱり一般会計からの基準外繰入というのは一応認められているわけですね。これは総務省にも確認しました。だから、そういう点では緊急事態なわけですから、その辺、国ともちゃんと折衝して、必要な見直しなり、必要な財源なんだということもちゃんと主張しながらやっていくということもできたと思うんですよね、こういうときですから。そういうこともちゃんとされた上で今回の案なのか、それをもう一回確認できますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、一番大事なのは、繰返しになりますけども、安定給水。将来、この事業の安定した維持をしていく。そのためにも背骨的な、組織的な、根本的な値上げというのはきちっとしていかなきゃならない。それによって、今、岡本議員が言われたように、それぞれの状況によって対策というのがまたついてくると思います。その対策によって背骨部分が振り回されるんやなしに、基本的なことはきちっと抑えて、必要があれ

ば対策を取る、こういう考えであろうというように思います。

それと、先ほど数字が違うという話ですけども、当然、議員さんからも質問がありました。そういうような計画は考えてないのかというご質問があったわけなんですけど、当然この戦略を立てて、そしてその方針の下に統合事業を進めてきました。考えなしでこんな事業を進めていくと大変危険が生じます。だから、ある程度の事業計画、起債計画も含めて戦略を立てて今日来ました。その戦略の中には値上げというのがありますから、その年度年度抑えた数字によって計算されております。

先ほど課長が言いましたように、議員の皆さん方にお示しさせていただいた数字は最新の4月の時点、そして統合が完成して給水量が的確につかめた、これを元に検討してきたものでありますので、やはり最近の実態に合わせて提案させていただく、こういうことで示させていただいたのが後の表でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

最後にしますけども、ある住民の方が今回の値上げについて、仮にそれがいろんな意味で仕方がないということだったとしても、これからどうなるんかということがまず大事やないかと言われたんですね。

例えば、値上げを受け入れて、その後、今後、水道事業だけじゃなくて、そういった中で和東のまちづくりや住民負担は一体どうなっていくのかということが同時に示されないと、ただ単に今回値上げしました、借金返せます、ああ、そうですかというだけでは不安なものしか残らないと思うんですね。

そこでですね、先ほど例えば西部水源を今後また整備せないかんと。また、今度それはお金がかかりますから、その分また値上げをお願いしますということが想定されますよね。また、いろんな管が老朽化して入れ替えなあかん。またお金がかかります

から応分の負担をお願いしますと。要は、このまま独立採算だという話になっていけば値上げがずっと続くと思うんですよね。幾ら水の供給が必要だといっても負担には限界がありますよね、水道だけじゃなくてほかのいろんな負担もあるわけですから。そういう意味で、今後どういう展望で、値上げはどういう展望を持っているのか、その辺どうやってそれを担保していこうとしているのか。

私が聞きたいのは、やはり水道法の目的ですよ。これをどう達成できるのかということなんです。いわゆる水道施設の維持とか安定的なことというのはそれでいけるかもしれないけども、低廉な水の供給というのは今回の値上げで無理になりましたね。これで十分高いです。低廉とはとても言えません。今後まだまだ値上げも想定される中で、いつまで独立採算でいけるのかというね。この低廉な水の供給というのはどう保障されるのか。

いわゆる、町長のこれぐらいだったら低廉だろうということを行っているんじゃないんです。今回で低廉ではなくなっているわけですから、今後、水道法の言う目的をどう達成するおつもりなのか、それに対して国や京都府にどういう要望をされていくのか、そこはどうお考えかだけ聞いておきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これは二つの側面でお答えをさせていただきたいと思います。

一つは、今、言われますように、簡易水道というのは5,000人未満、それを超えると上水道になると思いますが、この簡易水道の普及されているところは過疎地域が多いと思います。山村地域の小さなまちの生活を安定させるときには、今、言われるように、常に要望していくことが大事だと。私も一番大事なとこだということで、全国簡易水道協会があるんですが、その役の中に京都府支部があり、その役を受けさ

せていただいて、これは国・府に申し上げていかなきゃならんと。簡易水道を維持するためには国の施策の支援も一つお願いしたいと、これは当然のことでもありますので、これからも国のほうへお願いはしていく面が一つあります。

それともう一つは、簡易水道をしていくときに和東町が今まで苦勞してきたのは、統合して施設が完成したときにだけ値上げをお願いしようということまでしてきました。維持・修理については、今のところ水道委員会ではそこまでお諮りはできてない。ただ将来分かりません。

今、言われますように、1回目の統合、2回目の統合、そして今は3回目の統合で、統合だけでお許しいただいて委員会で十分承知いただいて、当初から統合を進めていかないといかんと、水道委員会、全住民のご理解もいただいたと。これは住民の皆さんにそのときから一緒に協働で取組んでいただいたらよかったんですが、こっちサイドだけで住民に周知されてないということですけども、統合だけに限って上げさせてというのは、現在まで踏襲してきたと。

これからまだやらなきゃならないのは、維持の中で非常に多く残ってきました。こんだけ水道してきますと維持やと。それと、一つ残っております。統合は果たされましたけれども、西部地域においては管路というのはそのままになっているところがたくさんあります。この管路を替えていかなきゃなりません。これを替えたときに値上げというのは、今のところは水道委員会に図っておりますけども、これは今のところも含めながら限度いっぱい来てますが、努力する目標がありますが、しかし、いろいろと状況が変わっても、そのときの水道委員会で十分お諮りしながら、また議会ともお諮りしながらやっていかなきゃなりません。今回のところはその分は抑えて、最小限でお願いしてきているわけです。

これは統合したときの機会に値上げと。本来なら去年なんです。戦略でも去年になっていたんですけども、遅らせていこうという努力がいろいろありました。今回は根幹的なところは対策で入れさせていただいて、そして、後の対策はいろんな対策があ

ると思いますが、これはその都度、議会の皆さんにご相談申し上げなきゃならんと、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時33分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

朝からいろいろ議論があったんですけど、やはり私といたしましては、値上げのほうはあまりにも急激ですので、こんな2倍にもなるような値上げというのは非常に理不尽なものでありまして、何回かこれまでもちゃんと値上げできる機会があったにもかかわらず、やってこなかったというのは欠政に等しいのではないかと思うんですね。

それで、もし値上げになりましたならば、皆さん全部に負担はかかるわけですが、所得に応じては影響は少ないかも分かりませんが、低所得者に対して非常に影響が大きいと思います。

朝から町長も言っておられましたように、水道だけでは解決しないと。もろもろの施策の中でということでおっしゃってましたけど、具体的にどのような施策を考えておられるのかについて、ひとつ町長にお伺いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

藤井議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この水道については、まずはこういう田舎ですけども、住民が安心安全に暮らせる

一番大事な事業でありますので、これまで水道事業の施設整備を含め、水源の一元化に努めてまいりました。去年、木屋の完成で、和東町内が一つの水源に統合できた。住民の長年の夢であったところが実現いたしました。

今、藤井議員が言われるように、健全に事業をしていくんだったら適当な時期に水道の値上げをしていくべきなんだと、こういうお話だと思いますが、この点については確かに健全な事業をしていくときには適切な改正は見ていかなきゃならん、確かに反省はしていかなきゃならん、これも一つだと。

ただ一つ、水道委員会というのは、水源の皆さんからご意見をいただく場でもありますので、その中では、いろいろ出ておりましたように、生活と直結するものでありますので、最大限安く提供できるように、これをお願いする場合には、施設の改善とか統合とか、そういうことを言われておりました。朝出ておりましたように、そういう中で、その間は非常に厳しいですけども、運営してまいりました。

朝の答弁と重なりますが、西部を統合するのに期間が長く、14年間で1回上げさせていただいたらよかったんですが、基本的に、統合のときに上げるということを尊重させていただいてきたわけです。それまでは苦しかったんですが、高料金対策交付金を受けたり、消費税の還付なんかもあるとか、いろいろなことを受けて努力してぎりぎり来られたというのは、一つの時代的な背景であったかなと。しかし、統合することによって、本年度も1億円を超えてきている。朝の総務課長の話だったら、2分の1もらうとなったら1億2,000万円と。1億4、5千万円というのが8年度に来るわけですから、基本的に話を進めてきた中では、これを実現していかないと、水道は事業会計をきちっとしていくことと、統合に向けた住民の課題を解決していくことと、そしてそこから増えてくる起債計画をきちっとする、こういう観点に立ってきたところで、今、一つ統合が完成したことによって、その起債発行の返済部分を健全にしていくということが大事で今回お世話になると。

これからの事業の課題と言いますのは、朝も出ておりましたように、水源は全部つ

なりました。これは住民の願いであって、強い要望をいただいたものですから、つながりました。あとは管路整備。

それともう一つは、これだけ統合も年数がかかってきましたら、あとの施設整備の改善というんですか、この辺のところを見直していかなきゃならんと。ここはこれからきちっと運営していく上において、こういうものも検討していかないと、せっかくつながっても途中で施設があかんようになるのは具合が悪いものですから、施設管理をしていくと。当面、統合完成後は施設の維持管理を十分注意していくと。そして、管路とか、まだそのままの課題が残っておる。これを早く実現していく、こういうことであろうと思いますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

言ってることと聞いていることとかなり違うことをおっしゃっているんですけど、僕が言いますのは、値上げによって非常に影響を受ける低所得者に対する対策というものについてお聞きしているんですけどね、上水道だったら料金の回収率は高いですので、利益を回して会計の中で低所得者に対する対策ができるみたいなんですけど、簡水は相当に給水原価が高いですので、なかなか回収率が悪いですし、上水道と同じにはいかないんですけど、やはり財政の補填も限界があるということなんですけども、そっちから低所得者に対する管理というかね、それは可能だと思うんですけど、これについてどうですか、意見を伺います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これも朝からダブって恐縮ですが、二つの考え方だと。一つは、簡易水道そのもの

は、過疎地とか辺地の小さい町で、大きいところは上水道に変わってきてますから、まちづくりの中で簡易水道というのは経営するのは大変であります。だから、ある意味では、こういった実態を見て、国のほうからもっと財政的に維持できるようにしていくべきだと思います。そういう意味では、高料金対策交付金もその一つだろうと思いますが、その辺での基準は本当に受けられるようにしていく。さっきも言っていましたように、全国簡易水道協議会とか、また京都府の支部で役をさせていただいておるということで、国のほうへはこの要望を強くしていきたいと、このように思っております。

それと、一つの大きな流れ、簡易水道もそうなんですが、これは企業会計というんですか、今まで独立採算ですから、企業会計というのは余計厳しくなってきました。この辺のところの本質をもう少し見据えて、物申すときは申さないといかんのかなということ、今、もう少し状況を見ているということ、流れはそういう流れにあります。

それと、これも朝ダブったんですが、今、値上げすると生活弱者の配慮をどうするかと、こういうことなんですね。これは私、二つの側面から見てうまくバランスを取ったということなんですが、生活弱者を見て水道料金の確保、いわゆる自主財源を確保できないとなったら大事な簡易水道事業運営に関わります。だから、ここは一定上げていかないといけない。そしたら、弱者を切り捨てするのか、ここが問題ですね。だから、弱者については何でカバーするのか。ほかの社会保障制度とか、いろんな制度があります。それを考えていく。朝の質問にもありましたように、私はほかの行政でそれは考えていかなきゃならんだろうと思います。そして、一般質問でもありましたように、やっぱり住民の皆さんに寄り添って考えていくということが大事だろうと思っております。

そればかり思いながら基本的なところに手をかけなかったら、簡易水道そのものの事業に影響すると、かえってみんなに影響することになる。このところは私はバ

ランスの問題だと思っております。これはどちらも大事ですので、どちらの手を抜くということは考えておりません。

今の藤井議員の質問、上げるときは上げたらい、何で今やというところから言えばこれはそういうことを考えて今になったわけなんです、健全を考えていこうということで今お願いしました。その辺の弱者のところについては、ほかの社会保障のいろんな行政施策の中で考えていくと。

コロナ対策の時期はどうなんかという質問がありましたが、コロナ対策はまた別の問題です。水道事業の骨格に関わる、運営に関わるところを犠牲にすることなく、そこで時代の背景にきちっと答えられる施策と絡み合っって水道行政を運営していく、このことが私は大事だと思っておりますので、ひとつご理解のほうをよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

なるべく負担にならないように施策を利用して、弱者対策のほうをよろしくお願したいと思えます。

それで、こうやってみますと、和東町は人口が減少して、もっと増やそうということで受入れをいろいろ施策をされているんですけど、健康保険は高いわ、介護保険は高いわ、また水道料金が上がるわとなったら、本当に人が移住しようというようなモチベーションがだんだんと弱まってきて、やはり施策にも影響を与えるんじゃないかというふうに考えるんですけど、この点、様々な呼び込み施策に対してどういう影響を与えるのか、これは考えとかありますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今のご質問は、こうして値上げすることによってだんだん人口、また入ってくる、そういう中から、まちづくりという観点からもっと考えて、みんなが住みやすい、入りやすい、定住も転入もしてもらえらるようなことを考えていくべきじゃないかというふうに受け止めさせていただいてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、ご質問をいただきますように、これは和東町のまちづくり全般に挙げて、住みよい、住民にとって生きがいのあるまちづくり、これはやっぱり大事だということで、これは総合計画にお示ししている全体的な捉え方であります。そういう中で今度の簡易水道事業というのも、だからといって全然手をつけないで今までどおりいきましようということは、事業の維持という観点から本当にどうだろうか。簡易水道事業をこれからも進めていくための健全な基盤、それを考えていく責任はあろうかと思いません。

しかし、今、藤井議員が言われますように、どの程度の段階がどこまで許されるんだと、ここは苦勞し、審議会でも6案を示させていただいて、いただいたり、返したり、このピストンを何遍もやらさせていただいて、3年ほど審議会ですらいろいろやらさせていただきました。そういう中で議論してきて、住民の水源の代表者、そして住民の方の代表者からもご意見をいただきながらやってきた中での最大公約数。今、藤井議員が心配される、高いから和東町に入ってこないということにはならんぎりぎりのとこだと私は思っております、今の段階では。そういうぎりぎりの数字のお願いできるところの分を今回値上げをさせていただいたと、こういうことです。これを避けたとしたら、後で会計の中でいろんな問題を残す、この問題のほうが私は大きいと思えます。

今回、国の方向とかいろんな方向の簡易水道事業を取り巻く環境というのは、何回か出てきておりましたように、独立採算とか企業会計への移行だとか、逆に言うたら、本当に厳しい状況に動いているのも事実であります。そういう中で、本当に簡易水道

がこれからも過疎地域の簡易水道、住民にとって命の原点であります、これをどう守り抜くか、これはこれからも課題であろうと思います。今、許される範囲内でお願いをしていますが、これが100点じゃなしに、これを維持していくためにも、これからはやはりお願いするところはお願いし、そして努力するところは努力する、こういうことも必要だろうと思っておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

3番、藤井議員。

○3番（藤井清隆君）

もともと過疎地というのは都会に比べて物が豊かで便利とかの逆の場ですからね。不便で物も少ないということで、それを解消することは地理的にも難しいんですけど、どうしても和東が好きだと。そういう積極的な意志を持った人が入ったらいいと思うんですよ。誰でも来てもらえるようにというのはなかなかそれは難しいです、いろいろ考えると。だから、これは僕の希望なんですけど、やっぱりそういうふうに和東だけにしかないような魅力を発信していただいて、そこから少々物が高くても行こうかというふうな人を呼び込めるようにいろいろ頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

簡潔にお願いします。

○町長（堀 忠雄君）

今、藤井議員が言われましたように、こういうときに厳しいけども、和東町に来てみたいと言ってもらえるように、その事情というのは十分丁寧な発信をしてほしいということだと思います。

それと、やっぱり水道だけやなしに、和東町のまちづくりを総じて、そして生かさ

れた地域力全て、自然・文化・歴史・生業も生かしながら、そして住んでみていいな
というようなまちづくりをしていかなきゃならん。その中に生活に密着する水道もあ
るわけです。ここは今、藤井議員が言われることも肝に銘じて運営に努めてまいりた
いと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

朝からお二人ほど議員の方から水道委員会のことについて質問されました。各水源
から出ておられまして、そして合計9人ということをお聞きいたしました。この9人
の中で水道の値上げのことを議論していただいたと思います。

3回、2回、1回で6回議論していた。そして、その9人の中でも入れ替わりがあ
ったと思うんです。そして、私のとこの湯船の水源から出てきてもらっているのは湯
船の副区長です。

副区長に私、聞きました。「何回議論したんや」、「3回しました」と、「どうい
ような意見が出たんや」、「これは高いなあ」、「こんな数字出て、こんなでした
ら大丈夫やろか」、「意見言うたん」、「言いました」、「3回の中でそのことやっ
たんか」、「やりました」、そして「最後どうしたんや」、「その意見を集約して、
そして多数を取ったか」、「取ってません。委員長に一任しました」。

委員長に一任した。委員長の方は役場の元職員でしょう。水道のことをよく分かっ
ているんじゃないですか。そしたらこんな答申が出てくるわけじゃないじゃないですか。
もっともっと考えないと駄目だぐらいの、委員長、それだけの器量ありませんか。ど
うですか。

そして、馬場課長、私のとこの常任委員会のために、「25%ぐらい値上げする」
って言うておられましたよね。そのときにも「25%でも多いわ」というような意見
を私は言いましたよ。それがいつの間にか倍でしょう。1,500円が2,000円、

170円が200円、そこまで細かくされましたか。うちの委員会は全部それを認めているみたいになるでしょう。認めてませんよ。どういうことなんですか、これ。何回、何人入れ代わられたんですか。

私の友達も前のときに入っておりました。その友達に聞きました。「いろんな値上げのことを言うてきてるけれど、こんな数字やったらあかんわ」て言うてましたよ。誰か名前分かるでしょう。私の友達ですわ。元役場の職員ですわ。ここまで言うたら誰か分かるでしょう。その方、今はもう水道委員じゃないでしょう。それで6回されたんですか。うちの副区長は「3回しました」と言うてましたよ。あとの3回はどこへ行ったんですか。納得できませんよ、そういうことでは。

時系列にいつといつやったか6回言うていただけますか。そのぐらい書いてあるでしょう。持って歩いてるでしょう。25%と言ったときの数字はいつの常任委員会の人に言ったんですか。それもあっていいでしょう。委員会の議事録を挙げてもらわんならんですよ、そうなったら。それやってもらわんことには前に進みませんよ、こんなものは。そうでしょう。言うていただきますでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の質問にお答えさせていただきます。

今、資料を調べておるんですけども、委員さんの任期につきましては、平成31年4月1日から平成35年3月31日ということになってます。

議論をしていただいた回数については6回ということで、その日付の資料を今、見ているんですけども、今、言われたとおり、どの委員さんにも初めからこの話をする前に経営戦略25%の話はしております。25%の話の中でどういう経過になるのかというのも説明はさせていただいております。

確かに、今、言われた委員さんの中でも、この意見に対してどうなんだという話は

何回も出ておりました。ただ、一番大きな意見として出ましたのは、まず、水道の0立米という世帯があまりにも多過ぎるんじゃないか。これはどういうことなんだというこの設問は確かにございました。料金を改定することに関して、最終的には致し方ないという意見がまとまったものです。

委員長に一任というのは、答申書を提出してもらうのを委員長に一任するということで、最終の委員会の中で委員の意見としてはまとまったと考えています。

常任委員会につきましては、以前の定例会で水道料金の改定という質問が出ました。そのときに私のほうで、当時の経営戦略25%を示しております。その示したときの数字が25%。その後、委員会の中で議論しながらもう一回、経営戦略の中の幾ら上げていくんだということについては、委員さんからも、この経営戦略のままでいくとすぐにまた値上げをしなければならないことが起こるんじゃないかという意見でした。その中で出てきたのが、先ほど岡本議員が示されました60%の案です。それは余りにも高過ぎるんで、これはこのまま使えないということで、その意見についてはなかなか納得できないという話になりまして、その後、もう一度示し直すということで今回の案を出したものです。そのあたりについてはご理解願いたいと思います。

委員会自身は、この額でいくという原案に異議なしということで、最終確認を6月の末に取っております。

すみません、今、委員会の開催日数の書いたメモが僕の手元には見当たらないんで、委員会の日付については、今、お答えできません。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

課長、宮仕えやから、ちゃんと私、分かってますよ。それでも課長、水道委員に行ってるうちの副区長は私に対してうそは言わないでしょう。議会は委員会でも本議会でも聞くんやから、そのことを。「そんなことないです、ほんまです」って言ってま

す。そんなこと言うてたら、うそか誠か連れてきて聞かな仕方ないことになりますよ。そうでしょう。

課長も宮仕えやから、そんなことはよく分かるから、これから町長に質問させていただきますけれど、町長、ちょっときつい質問でこれからいかせていただきますわ。

町長、私、一般質問で言いましたでしょう、根拠は何やて。お金返さんなんから。それでも湯船の奥山にあの施設を造ったときに、施設を造る前から計画があったら、その前にどのぐらいの規模になって、どのぐらいのお金を借りんことにはできない。そして、管路の整備もしていかないと駄目だということになりますわね。そしたら、そのときに資金計画をしないと駄目ですわね。そのときに令和7年、8年のときに返すお金ということはちゃんとできてるはずですわ。町長、知らなかったわということにいきませんわ。それやのに資金繰りが何やかんやて言うてね、今、上げさせていただけます。

10リットルが5リットルになってから上げたら倍になるぐらい子供でも分かるでしょう。私、一般質問で言ったでしょう。小学校の高学年でもそのぐらい分かりますよ。もつともつとその計画を立てたときに、値上げさせていただく時期というのがあったでしょう。3回ぐらい逃してるんですよ。それは町長の考え方でいろんな考え方でおられて値上げしなかっただけでしょ。そのしなかった理由は私は分かりますよ。議員の方に私は相談して聞いたこともありませんし、それは私がいつも話してる3人、4人ぐらいは、「そんなもん、啓、分かってるがな、これやがな、答えは」、「ああ、私と一緒に考え方はすわ」って言われました。そのことはあえて言わないですけど、今になって7年、8年のピークの時になるから、返さないといけないから値上げさせてください。最初25%、今、課長が言ったように、うちの委員会でも出てきました。それがいつの間にかこんな数字になってきたでしょう。なぜ、積極的な行動を取らなかったんですか。この積極的な行動というのは分かるでしょう、町長。これのイコールのことは不作為ですよ。町民の方に対して不作為を起こしてたんですよ、町長。

そしたらこんなにドーンと上がるようなことはなかったんですよ。

安いということは町民の皆さんは分かっておられますよ。大変な経営してるんだなということは分かっておられるんですよ。それだったら、そのときに、「どうか町民の皆さん、分かってください、上げさせてください、こんだけです」と言ってあげたら今みたいに侃々諤々になることは私はないと思います。ここにいる10人の議員は大変な岐路に陥ってますよ。行くも地獄で引くも地獄ですよ。あと1年3か月や4か月になったら選挙ですよ。私は堂々と訴えて出ますけどね。今までどおりそれやってきたんですから。それでも選挙基盤の弱い方もいっぱいいらっしゃるんですよ、強い方もいらっしゃいますけれど。もう少しいろんなことを考えて値上げを考えないと、自分だけがこんなもんせなあかんわと思ったら、そんなこと間違いですよ。なぜ、こういうようなことになったかですよ。

町長、今から思えばあったでしょう。この計画をしたんやから、やっぱり設計までいくのに2年も3年もかかるでしょう。それで建物が建つまでに2年も3年近くたつたでしょう。管路やるのにも湯船から全部入れ替えていかないかんですから、そしたら何年も何年もかかるじゃないですか。それでお金はどんどん膨らんでいく。そうなったら返すのもどんどん増えていく。計画した時点で上げさせていただくような施策をなぜ積極的に取らなかったかということですよ。

何でも急にドーンと上げたら、皆さん、生活困られますよ。町長は年収1,000万円近く、30万円から40万円ぐらい切れる年収をもらっておられます。だから、町長、170円が200円にちょっと上げさせてもらいました、そういう発言が出るんですよ。そういうこと言うたら、百日説法屁一つですよ。その言葉をちょっと言うたら、百日説法屁一つですわ。好きな女の人に毎日「好きや」「好きや」「好きや」言うて接吻してても、その好きな女の子がプーッと一発出したらそれで興ざめするでしょう。そのことを私、言ってると思うんですよ。それも町長、言うていい言葉と悪い言葉があるんですよ。町長、上ってしまっただけでバーッと言うからああいうような言葉

が出てくるんですよ。そういうことなんですよ。もう一度原点に戻って、これは一度考え直して、数字を改めて出してきたほうが私はいと思います。町長のためにもなりますわ。

町長はあとまだ3年ちょっとありますでしょう。それやったら、岡本議員が言っていたことも分かりますけれど、今回の選挙を堂々と値上げするって公約で出られたらよかったんですよ。それで、町民の皆さんの判断もいろんなことがあるか分かりません。やっぱりそれをしないで避けて通っておいて、選挙が終わってからすぐこういうようなことになったら、それは我が一人で思ってるだけであって、それは得手勝手やということですよ。そんなことでは通らないと思いますよ。

私、上げるなって言っているんじゃないんですよ。すごく金額が安いんですから、上げなきゃならないということは前から言っていたはずですよ。ほかのところは物すごく金額が高いですよ。分かりますよ。それでも上げない時期を逃してこんな一遍に上げようとするからでしょう、何回も堂々巡りで言いますけれど。

もう少し考えないと、たくさん収入がある町民の方はたくさんいらっしやいませんよ。その人らが1か月の水道代で3,000円も4,000円も5,000円も払わないと駄目になったら、どんだけ切羽詰まった生活をしないと駄目だと思うんですか。簡単な計算をしても、今まで2,000円までの人が倍近くになるんですから、やはりどこか間違ってます。議員の皆さんも本当にそんなことでいいのかということをもう一度考えて、賛成されるのか、されないのか分かりませんがね、町民の方は見ておられますよ。この問題に対しては物すごく関心が高いですよ。どうですか、町長。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

小西議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、町長、どういう事業目的を持って上げるというのか、簡潔でしたけど、最

初の言葉がそこからスタートしていました。どういう目的というのは、一つは、簡易水道事業、私たちの生活に一番必要な密着した事業であります。これはいつまでも存続させていくために大事だと、こういうことが目的と思っていただいたらありがたいなと思っております。

それと、今までに上げるとき、町長の不作為でそういう機会を逃している。確かに取り方はいろいろありますけども、私は朝からのご質問にも答えていたと思いますが、値上げするときは事業を展開させていくこととセットでの話し合いをずっとしてきております。

何かと言いますと、今、小西議員が言われているように、これは自主財源だけでいきませんので、いわゆる事業債を発行するとかいろいろやらなきゃならない。その事業計画に基づく事業に対しての収入源もバランスを取っていかなきゃならない。そこでバランスが取れば別に値上げする必要はないけども、水道委員会では委員は変わっておられますけども、基本的に、完成した時点で考えていこうという立場でありました。だから、小西議員が言われるように、大きい目を見て3年ごとに改正していくべきだとか、もっと短期で改正していくべきだとかいろいろあったと思いますが、今まで水道委員さんの皆さんとお話ししてきたのは、統合が完成したときに見直そうというのが基本だったと思います。

過去を見ていただいたら分かりますように、統合してきた完成のときに値上げした。だから、今回統合するのは14年かかってしまった。これは今、言われるように、統合なんて言わんと途中で一つ何かやっとなきゃならんなど。こういうことは思うことは、私も言われることに不作為までは言いたくないですけども、努力してきた中での話ですから、そこまでご理解いただいていたんだなということで、改めていろいろとご心配していただいたというふうに感謝しております。

ただ、私どもが判断しているのは、事業投資したときの回収、いわゆる資本整備をするときに、その資本整備をどう回収するか。だから、和束町の水道事業会計は二つ

のバランスがあります。いわゆる事業を運営するバランス、それと投資してきたバランスをどう回収するか、この資本的などころにおいては、先ほどありましたように、和東町の一般財源から大体2分の1の起債とかその事業を返済する。あと2分の1はどうする。それはそこから回すんだけど、さっきの交付金とかいろんなことを取り入れていく。その努力ができるというのは、そのときに目論見書というのを作りますから、一応、目論見になってやってきました。

確かに、小西議員が言われるように、14年間そのまましてきたというのは、あまりにもそういう目論見が頭にあり過ぎたかなと。いわゆる水道委員さんとお話をさせていただくときには、統合することによって見直そうというのが頭にあると。そうじゃなしに、経営がある程度計画的にもっと細かく経営上を見て、資本投資だけじゃなしに経営上見てやっていくべきだということころは本当に小西議員も言われているとおりで、不作為まで言いませんけども、もう少しその辺は検討の余地があったかなというのは、今、頂いて思っておりますが、住民に1円でも安いほうがいいということで努力してきたという面に免じて、ここはそうさせてほしいなど逆に思っております。

今も委員さんとのその中でありますが、確かに14年間で1回やっておれば、今こっただけなかったかと思うんですが、小西議員も課長に委員会はいつ開催しているかということですけども、この話は1年前とか2年じゃなしに、本当に前からの議論で、私の頭では3年ほどの議論の話であります。そして、今、ピストンしながらどうしようかというやり取りをやっておりまして、そして最終的に出てきたのがこの内容であったと思います。

だから、去年のコロナ期の最初の子に出してきた答申の内容とニュアンスは変わっておりますが、最終的に、いろいろ努力してこの数字があったと、こういうようになっておりますので、確かに、小西議員が言われたように、もっと努力せなあかんやないかと。いわゆる個人的なところまでご質問をいただいて、そこは恐縮ですけども、そんなところ関係してませんのでね、やっぱり将来どうすべきかという観点から一生懸

命でありました。それが足りないところは許していただきまして、これから先、この足りないところにこだわって、水道事業がすごく経営が苦しいということは将来に残すことになりますので、ここはひとつこれまでの努力ということでご容赦いただいて、この値上げにひとつご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

しつこい話をあまりやったら駄目だと思うんですけど、町長、お金の返済のことで、人口減が問題で、そして水道の使用料が少ないから値上げをしないと駄目ということが一番最初のお話だったと思うんです。そして次が、そのことは議会のときには全然出てこなくて、私、一般質問のときに人口減のことを言おうと思ったんですけど、人口減というのは自然に少なくなるのは致し方ないと思うんです。それでも若い人たちがふるさとを捨てて外に出ていく。そして、お父さん、お母さんは和東町におられるのに、なぜ近くのところから農業をしに帰ってこられるのか、そういうようなことを考えたら、どこが悪いのかなということでしょう。

町長は21年目の町長をやっておられるんですけど、町長は就任されたときから人口減は分かっていたはずですよ。それに対しての施策も少し甘かったと思うんです。でも、全国的に減ってるんですから、和東町の町長が一生懸命頑張っても増えるわけないです。

私は議会の議員にならせていただいて2年目ぐらいから、和東町の人口は3,500人ぐらいで止まると思っておりました。3,500人では止まらないです。もう3,400人でしょう。もうじき3,000人台も切るでしょう。それはよくよく分かっていることですからね。それでも人口減で水道の使用料が少ないから値上げさせてもらうということを最初に言っておられて、そして、それを言わなくなったら、絶対にこの言葉を切り返して一定質問されますので、言わんようになったんかなと思ってい

ましたけれど、それが今度はお金返さないかんからお金に転嫁されて、そういうこと
でしょう。それではなかなかいかないと思うんです。長期的な展望がなかったという
ことですよ。だから、私の質問した中での値上げするべきときがあった。その時を逃
したということは分かっておられると思うんです。そしたら、こんなに急にドーンと
来ることがなかったと思います。一步下がって数字を改めたほうが良いと思います。

町長、今度おられたら24年だから、名町長で終わりたいかったらまだいけますわね。
死ぬまでいったらいいと思いますけどね、それとも、名町長で終わろうと思ったら、
3期12年ですよ、組長は。そしたら、ええ町長やったら、あんな人やったらいいの
に、今度の町長、何やぼんくらと、こうなるんですよ。それがちょっと長いことやり
始めて、おごりが出てきてこんなことになってるんですよ。私はそういうふうに思い
ますけどね。

私もあまり長いこと議員させてもらったら、そのおごりが出てこういうようなこと
を言ってるかも分かりませんが、私はそれでも堂々と意見を聞かせてもらって、
そして、ああ、そうかなと言ってますけどね、町長は今、裸の王様になってる。全部
宮仕えやもん。町長に本当の声を上げてる者はいないん違いますか。私はそう思いま
す。

管理諸会議で町長1人でしゃべってるんでしょう。管理職は何も言わないで、じっ
と下向いて、そうかなと思ってるの違いますか。べらべらべらべらこんなことをしゃ
べらせていただいて、そして腹立つことを町長にも言わせていただきましたけれど、
今回のこの数字は間違っておられます。もう一度考え直して、そして町民の方に、こ
れだけだったら上げさせてくださいと言って聞いたほうがいいんじゃないですか。私
はそういうふうに思います。

これで質問を終らせてもらいますけど、町長、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

小西議員からいただきました質問にお答えさせていただきたいと思います。

最初に、町長、おごととあかん、おごりのないように原点を見据えてやるのが大事だと、ごもつともな話だと思っております。

もう一つ、私が人口が減ってきたと言っていないのは何かという質問もあったと思うんですが、そういう個々の話はしておらないで、バランスの問題で、これから起債を発行して返済をしていくと、その収入は使用料が少なくなってきたという中に申し上げておりました。その使用料が少なくなってきたというのは何だろうか。これは一つの人口減少であり、もう一つは、住民のいろんな体系の問題もあったり生活の問題、いろいろあったと思います。やっぱりそこは考えていかなきゃなりませんし、一般的に給水人口の減ということと言えるんじゃないかと思います。これがあるから返済とのバランスが取れないからその分をどうしていこうかと、これも分かっていることですから、早く考えたほうがいい。

小西議員と私も同じですが、この減少する率ですね、これだけ早く、年間100人前後減ってくるという計算は当初なかったですね。これは甘かったです。しかし、総合計画を見ていただいたら分かりますように、あれより早く進んでおりますね。ここはびっくりというか、ちょっとまちづくりは狂ったと。これをどう解消していこうかというのはこれから大事です。

これからの大事が定住人口だけではいけませんので、もう一つは交流人口、関係人口というのが言われておりますが、それが給水とどう影響してくるか、この辺も影響してくるだろうと思います。社会状況を見据えた中でこれから大きな変化も出てくると思いますが、いずれにいたしましても、小西議員が言われますように、もっと現状をきちっと見て、そしてそれを分析して事業に対応していくというのが大事だと思っております。確かに、14年間そのまましていたというのは、努力はしてきたんですが、その辺のところはなかなか厳しかったなというように思っております。

それと、もう一つは、いろいろやって最終的に、ここだけでお願いするというのだったら分かるけども、一遍にこれはどうだという話をされました。私の取り方はちょっと違うんですね。さっきと重なって恐縮ですけども、3年、2年、1年と水道委員さんというのは条例に基づく住民代表、いわゆる給水を受けている地域の代表ですから、そこから声を聞かせていただいて、「ああやこうや」「ああやこうや」って何本もピストンでいろいろやらせていただいて、ようやく最終的にいただいたというのか、最終的に水道委員さんの意見を聞きながらまとめていったのがこれなんだということでありまして、もっと最初から言うたら、6案かもっとあったかなと思います。いろいろな検討事項とか勉強会やらいろいろあった。そのことを考えますと、これは6案目の内容だということで、これはこの時期から見てやむを得ないという判断をさせていただいた数字でありますので、ぜひともその辺はご理解いただきたいなど、このように思います。

ただいま小西議員が言われるそういうことはこれだけやなしに、これからも大事なご指摘だというように理解しておりますので、そういう意味では私も真摯に受け止めながら今後に反映させていきたいと、このように思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

1番、岡田委員。

○1番（岡田 勇君）

大体皆さん方の意見は出尽くしたと思うんですけども、私と吉田議員と二人だけ残っとるんですけども、今度の値上げで一番ダメージを食らうのは私と吉田議員がいる地域なんですけども、だから我々はこれが出た時点で吉田議員と二人で苦しんだんですけども、どうしても町長が提案されるということになったからやむを得ませんでした。

しかし、今、残りの議員諸君が全て言い尽くされた、それに尽きます。それを町長がどういう判断をされるのか。出してきたということはね、私に言わせたら町長はず

ると。私らに責任を負わせて、私らに賛否を決めよというのは卑怯だと、私はそう思いますよ。住民の痛みを一番感じている我々に責任をなすりつけて表決せよという事は、非常に私は残念。表決がどうなるか分かりませんが、4対5とかだったら町長の失態ですわ。7対2ならまだしも、4対5だったら町長の政治施政の失敗ですわ。

だから、馬場課長に言いますけども、この水道委員会の7回がされた全部の議事録、これを出してください。それも後から分かるか知りませんがね、あなたたちがどういう経過でしたのか分かりますからね。その7回のうち全て値上げのことをされたのか、委員さんが9人からおられますけど、そのうち何人が反対して賛成されたのか、そういうものを私らは現実的に知りたい。知ってるのは当局の人だけですわ。

今となったらそれを町長が出してきて、我々に諮れよとされとるんですよ。こんなんでんびんですわ。だけど、これは町長の理解を得て、こうなれば私は手をたたきましよう。しかし、この辺になったらあなたの失態ですわ。だから、その辺は肝に銘じて、これからはそれを通してどうするのか、住民にどう説得するのか、どう減免処理をするのか、いろんな施策を考えてあなたのおっしゃってる第5次総合計画にはあるんですよ。住みよいまちづくりや、いいとこやというのは何なのか。水道の値上げばかりして住めへんと。特に弱者の方なんかだったら1,000円単位で生活をしておられる方もおられるんですよ。それを倍にせいと言ったらどう思われますか。町長やったら多額の金額をもらってるから1,000円や2,000円どうも無いと思われるけども、そういう気持ちを持っておられる方は、我々のところ多いんです。だから、私ら二人を殺してるのと一緒ですわ。これはしょうがない。だから、議会をやめるか、副議長をやめるか、私は実行せなしょうがない、これを突きつけられてるんですもん。ほかの方なんかそんなん分かってないもん。何人か分かってる方がおられるわ。ともかく町長が出さったやつは皆、賛成やと言う人がいるかも分からん。だけど、私はそれ以上につらい思いも仕方がないと。切腹ですわ。

これは何遍言っても一緒ですので、議長、できるだけ冷静な判断をされて、次のステップはここで一旦立ち止まるのか、それは議長の采配にかかっていますので、委ねますので、そういうことです。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

岡田議員からの質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

全般的に、議員から一般質問を通じていろんな意見をいただきました。その意見を聞かせていただいて、議員の皆さんが言っておられることそのものというのは本当によく伝わってきました。私もそういうことでありますので、こういった質問にはじっくりお答えをさせていただきました。この頂いた内容というのは完璧じゃありませんので、これはやっぱり1人1人のご意見をこれからの運営に反映させていただかなきゃなんというように思っております。

ただ、今、岡田議員にお返しすることは一つあって申し訳ないんですけども、いわゆる私、提案をさせていただく権利を持っていますけど、議決をいただく権利はなく、これはみんな五分五分の責任を負っています。私もその責任の一端はありますので、出した以上は生かしていく。そしてこれがよかったこと、そして事業につながっていく、そういう思いを持ってやっておりますので、議員の皆さん方に非常にご心配をかけて、大きな責任という考えが正直なところ持っていないというよりも、議決をいただく大きな内容は分かっておりますが、その後によっては、住民はきっとご理解いただけるものだと理解しております。

と言いますのは、何遍も繰り返しますけども、今回の値上げについては住民の生活に密着した簡易水道事業、これをこれからもずっと維持していく、このことが大事だと。いつまでも経営そのものを守っていかなきゃなん、そういう考えの下に、今、上げさせていただく。

確かに、これを上げるというより住民より一つ下げるとするのが一番いいんですけども、行政責任を担っている立場とすれば、なかなかいいことばかりではいけないわけでありまして、当然ご理解いただき、そしてご協力いただくところは正面からお願いしていかなくちゃならない。こんな立場で、住民にご協力を頂くのは大変苦しいですよ。先ほど小西議員が言われたように、もっと早いことなんでうまいこと上げておかんかったんだ、そうだったのかなと思うけども、それは完成後の統合したときに見ていきましょうということだから、その間は努力しなくちゃならんと。努力、努力、努力ばかりでやっていた経営があったんです。ここまで言っていたいただいておったらもっと肩の荷が下りていたのかなと、こんな思いで聞かせていただいたんですが、これは後の祭りですけども、ただ、今後に生かしていきたいと思っておりますが、そういう意味では、議会も私どもも今のこの時期を迎えたことは非常に大きな時期だと受け止めておりますので、今、副議長がいろんな思いを質問の中にいただきましたが、私もそういう意味ではそういう思いは重く受け止めながら、本当にこの議案はそういう議案なんだと。だからこそこの簡易水道はこれからもつぶすことはできない。健全維持に一層努力していきたいと、こんな決意をさせていただいたところでありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

1番、岡田委員。

○1番（岡田 勇君）

町長にお言葉をお返しして申し訳ないんですけども、この原因はあなた。否決か可決する原因は我々の責任。だから、五分と五分か分からない。しかし、町長たる者は一国一城の主です。我々は奉行みたいなもんですわ。だから、それをあえて苦しい中でもやらなくてはならない理由はおのおのおっしゃってましたわね。それをもっと何できめ細かく時間をかけてやらなかったのかというのが私の意見です。

だから、その当時、何年か前からずっと来た我々に責任がある。だから、我々も責

任があるから、我々の給料を10%カットしてくれ、町長は30%カットしなさい、副町長は20%カットしなさいという意見も出したんですよ。我々は責任があるから言ったんですよ。だけど、当局からは、寄付行為だとか、選挙違反とか、そんな話しかしないです。それが責任を取れるようなあれと違いますよ。

本当言うたら、自分の身を粉にしてでも上げるべきときは上げたらよろしい。しかし、今は苦しいときに消費税は上がってます。和東だったら京都府下で高額医療一番高い。しかもコロナ禍、景気は悪い。こんな一番悪い状況のときに町長は上げようとするのは確かに苦しいんです。しかし、一步立ち止まって一遍考えることも必要ではないですかと、私はそう言ってるんです。

だけどこのまま5対4とかして可決したら、我々の基盤は何も進んでない、気持ちは通じてないです。だから、真摯に受け止めるならば、一遍立ち止まって考えることもいいじゃないかと私は思っとるんです。それでもいいや、構へんとなったら、どうぞやってください。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

小西議員。

○9番（小西 啓君）

反対。

和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例に反対をいたしますから、反対の意見を述べさせていただきます。

一般質問でも申しました、根拠は何ですか。そして、今も延々とさせていただきます

した。まともな答えじゃなかったと私は思っております。それでも今日ここで採決をするのは非常に分かりません。どうしてですか。何回も繰り返しになりますが、上げる時期があったのに上げないで、そして延々と延ばし、そのわけは私が言いました町長の手腕があった。その手腕をこれだなということは分かっております。あえてこの議場で発言するような言葉ではありませんから言いませんが、なぜ、積極的な行動を取らないで延々とほったか。そして、今、この不況の中、皆さんが非常に困っておられるときに三つも四つも五つも苦のあるときにどうしてこのような値上げの案が出てくるんですか。それが首長たる者がすることですか。時期というものがあると思います。

そして、この議案に賛成の議員の皆さん、よく言っておきます。今どういう時期か分かっておられますか。歴史に残りますよ。ここに座っている9人、そして議長1人、10人。私は今まで議員を27年間させていただきましたけど、こんなむちゃくちゃな条例が出てきたことはありません。何としてでもこれは止めなければなりません。

町長、和東町の歴史に名前を残しますよ。そして、議員の皆さん、賛成の諸君、歴史に名前を残してください。私はそのように思います。自由小西という新聞がありましたら堂々と書きたいですわ。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

7番、岡本議員。

賛成ですか、反対ですか。

どうぞ。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

私は、議案第37号「和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」に反対

の立場で討論を行います。

先ほど町長は、議会と首長と今回の提案について五分五分というふうに言われました。しかし、五分五分というのはフェアでなければ五分五分になりません。先ほども言うておりますように、議会は何ら詳しい丁寧な説明を受けておりません。情報も全て出していただいております。先ほどありましたように、今さら水道委員会の会議録を出してほしいと言わざるを得ないような状況です。まさに、先ほど他の議員から、密室でという話がありましたけれども、行政の密室の審議の中で決められたことを議会に押しつけている、これのどこがフェアと言うんでしょうか。五分五分と言えるでしょうか。そういう意味でも、私は今からでも本当に町長がフェアな町長であるのであれば、議案を撤回されて、もう一度出し直しをされる、もう一度検討される、住民の声を聞く、そういうことから始められたらよろしいかというふうに思いますので、最後まで期待して見ております。

それでは、反対理由を述べさせていただきます。

第一に、コロナ禍による命の危険、暮らし、営業の困難が切迫する下でのライフライン、とりわけ命と生活の維持に不可欠な水道の負担増は、災害や病に苦しんでいる人からお金を巻き上げ、路上に放置するに等しい暴挙であり、到底容認できません。

今、行政が優先すべきことは、住民の命と暮らしを守り抜くことではありませんか。今は命さえ落としかねない非常時、緊急事態であり、平時ではありません。町長は、コロナ禍で1年延ばしたと言いますが、現在もコロナ禍であり、昨年よりはるかに深刻であるのに、なぜ今、大幅値上げを提案できるのですか。

実施が来年4月からで、その頃にはコロナが収束し、住民生活も値上げしても大丈夫と考えておられるのですか。そんな保障も見通しもない中で不安を感じている住民に、この大幅値上げがどんなメッセージになるか思いが至らないのでしょうか。この値上げは、住民がどんな状態でも町には関係ありません、自分で何とかしてください、というメッセージに他なりません。町長は、住民の方に無理をお願いする前に無理を

お願いするところがあったんではないんですか。

何度も言うておりますように、町長には大変力強い太いパイプがおありと聞いております。京都府の西脇知事と大変親しく交流され、自分の選挙公約にもわざわざ写真を入れてその関係を強調されました。今こそその太いパイプとやらをしっかりと生かすべきじゃないんですか。それを全く行われぬままこういったことをされるというのは、全く役に立たない、そういうパイプを強調される、これは公約違反じゃないんですかと私は思います。そういう意味でも出し直すべきではないかと繰り返し求めたいと思います。

第二に、今回の値上げは、あまりにも法外で冷酷な内容であるということです。

改定案は、基本水量を10立米から5立米に下げた上で、基本料金を税抜き月1,500円から2,000円に引き上げ、超過料金も1立米あたり170円から200円に引き上げるものとなっております。この改定で住民の負担はどうなるでしょうか。

一つは、全ての世帯が値上げになります。二つは、現在の基本水量10立米使用の世帯の料金が2倍になるとともに、これまで超過料金を負担してきた世帯にとっては基本料金が実質2倍となり、多くの世帯が40%から60%もの大幅な値上げとなります。三つに、固定費とも言える水道料金の大幅値上げは低所得世帯の負担率をさらに重くし、まさに弱いものいじめであることです。

町長は答弁で、「超過料金をちょっと30円お願いする」などと言われ、大した負担ではないような態度を示されましたが、年収が1,000万円ほどにもなる町長にとっては「ちょっとした」負担かもしれませんが、その「ちょっとした」値上げがたちまち生活に響く、少しでも安いものを求め、必死に節約されている人たちの実情をあまりにも軽く見ていないでしょうか。

消費税増税や長引く営業破壊、さらに本町では、今年の「かつてない被害」となった凍霜害も含め、3年連続の打撃を受けている茶業の苦境、4月からの介護保険料の大幅値上げなど、住民生活や地域経済は二重三重の苦境にある最中です。このような

緊急事態の中でのライフラインである水道料金の大幅値上げは、体力を奪われ弱っている病人を無理やり退院させ、働かせるような、あまりに冷酷な仕打ちであり、常軌を逸していると言わざるを得ません。

第三に、住民の中に分断を持ち込み、財政難の本質をごまかす値上げとなっている点です。

町長や課長は、料金収入が減少し財政困難を起こしている一つの理由として、自家水源を持ち、水道を利用していない世帯が数百軒存在することを強調し、そこに負担をお願いするなどと言われておりますが、これは大きなごまかしと言えます。

町長は答弁で、自家水源を持ち水道利用がない世帯が300軒あると言われました。仮にその300軒に500円値上げをお願いしたとしても、値上げによる増収予定額の4%から5%分にしかなりません。あとの95%ほどは、結局、それ以外の方の負担ではないですか。これは、意図的に住民の中に不公平感をあおり、財政難の本質を覆い隠して値上げを正当化する、あまりに稚拙な手法と言わざるを得ず、極めて悪質と考えます。

第四に、これだけの負担増を強いるにもかかわらず、住民や議会に対して、まともに説明も情報提供も、意見聴取も一切されていないことです。町長は「住民意見をしっかり聞いてきた」と答弁していますが、実態はどうでしょうか。町長がやったことは、この数年間で答弁で7回という話がありましたけれども、実質は4、5回だと思いますが、開いた水道委員会で町長が委嘱された委員さんを相手に意見を聴かれただけです。委員さんは受益者の代表として委員会に参加されていることは確かです。しかし、あくまで実際に負担しているのは1人1人の住民であります。1人1人が丁寧な説明と情報提供を受け、意見を述べる権利があり、町はそれを保障する責任があります。

町長は時間をかけて検討してきたと言われましたが、それなら住民に説明し、情報を提供し、意見を聞く機会は幾らでもあったではないですか。しかも今年4月には住

民に信を問う町長選挙があったにもかかわらず、値上げ問題については一言も触れませんでした。本当に値上げに道理があるのであれば、なぜ堂々と信を問わなかったのでしょうか。

水道委員さんから意見を聴き、理解を得たから十分だとするなら、自らの説明責任を棚に上げ、放棄し、値上げの責任を水道委員さんに押しつけられるつもりですか。あまりに無責任ではないでしょうか。

第五に、値上げが及ぼす暮らしや営業、まちづくりへの影響やそれに対する手だてを何も考えずに値上げを強行しようとしていることです。

私は一般質問で、値上げによる暮らしや営業、まちづくりへの影響をどう想定しているかを問いましたが、町長からまともな答弁はありませんでした。町長は水道事業の維持や持続性の確保が大事と強調されます。もちろん水道事業の維持や持続性の確保は重要なことです。しかし、幾ら事業が維持されたとしても、そのために暮らしや営業が壊されるのは本末転倒であり、安定的な水道事業にも結局はつながりません。

住民の負担は水道だけではなく、税金や保険税や保険料、利用料、そして食費など生活費が日々かかります。ほぼ固定費である水道料金が大幅に値上げされれば、生活の何かにしわ寄せが行き、圧迫となります。生活上だけでなく、水は命を支えているものです。水が止まれば命の危険につながる危険性は極めて大きくなります。

町長は、水の負担を増やすことが持つ意味をどこまでお考えでしょうか。まちづくりへの影響も避けられません。ライフラインの負担増は定住意欲の減退を必ず招きます。今回の値上げで、現役世代や移住してきた方などが大きな影響を受けると町も認めておられますが、それはより生活しやすい地域への流出とともに、和東への移住促進にとってもマイナスでしかありません。策定された第5次総合計画での人口計画に出足から足を引っ張ることになり、絵に描いた餅になりかねません。

最後に、今回の値上げが、これからの水道事業の見通しを明るくするものではない、近い将来のさらなる値上げの危険性も含め、安定した事業運営を保障するものではな

いことです。

水道法の目的には、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」とあり、水道事業が極めて公共性の高い性格のものであることを示唆しております。それは水が命と生活の維持にとって必要不可欠である以上、当然のことです。しかし、今回の値上げは、法の目的を遂行することと、独立採算という運営方針が大きく矛盾することを浮き彫りにしております。

特に簡易水道事業は人口規模が小さい自治体が運営しており、もとより財政基盤が弱く、少子高齢化、人口減少も著しい状況を考えれば、料金収入にはおのずと限界があり、独立採算にはなじまず、国や都道府県の財政援助がなければ、水道法という「低廉な水の供給」はそもそも不可能です。今回の値上げも、その根本的な問題には触れず、当面の借金返済の帳尻合わせに終始したもので、早晚行き詰まることは明白です。

国や府は、広域化や民営化を問題解決の手段としておられますが、地域に密着した水源を元にした丁寧な対応が求められ、何よりも安全性が担保されなければならない水道事業に、広域化はもとより、儲けが最優先される民間による運営は到底なじまず、許されないことは明らかです。今回の値上げに際し、町は、値上げの回避へのすべき努力を怠っているだけでなく、今後の水道事業の方向性についての真剣な検討も怠っておられます。

以上のことから、今回の条例改定には賛成できないことを申し上げ、反対討論いたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにありませんか。

6番、井上議員。

反対ですか、賛成ですか。

○6番（井上武津男君）

私は、行財政改革で始めてこの和東町会議員の選挙に立候補させていただきました。その当時から行財政改革についてはかなり理解があるほうであると考えておりました。しかし、この1点に関しましては、かなり四苦八苦した1件であります。その上で賛成討論を申し上げます。

私は、議案第37号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

「給水条例の一部を改正」、いわゆる料金改定に諸手を挙げて賛成することはできません。しかしながら、5人の議員の一般質問の質疑、答弁、また本日の議案第37号に対する質疑、答弁を聞き、和東町簡易水道事業の将来を見据えたとき、料金改正はしかるべき時期にしかるべき判断を下すことが必要と判断し、議案第37号については、今、この時期に英断することが将来に不安を残さない結果となると判断し、私同様英断いただきたく、ご賛同いただきますようお願いし、私の賛成討論とし、議員各位の賛同を求めます。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

賛成です。

私は今回の水道料金値上げ条例について、賛成の立場から賛成討論を行います。

水道料金の値上げは平成19年以来となります。水道事業の流れを時系列に見ますと、昭和51年に基本料金を1か月10立メートル1,000円に7施設料金統一を行い、昭和57年に基本料金を1,300円に値上げをしています。そして、直近の値上げは平成19年に基本料金1,500円に値上げしています。

今回の値上げの理由は借金の返済です。皆さんもご存じのように、和東町は財源の乏しい貧しいまちです。一つの事業を手がけるのにも補助金、起債頼りです。本水道

事業も平成9年に9年近くかけ4施設統合事業を手がけました。総事業費36億5,000万円、うち補助金16億7,000万円、起債等19億8,000万円の大事業でした。

そして平成27年、5年かけ西部、木屋施設の統合を行いました。総事業費10億7,000万円、うち補助金2億8,000万円、起債等7億9,000万円要しました。その公債費の償還額が令和4年度から大幅に増加します。令和2年度9,100万円が令和4年度には1億2,200万円、ピーク時の令和8年度には1億4,400万円に達します。

先日の一般質問でも聞きました。今まででも値上げのタイミングは何度もあったはず。平成元年に消費税3%が導入されました。平成9年には消費税が5%に引き上げられました。しかし、どちらも内税としたので、実質値下げになりました。そして平成19年、施設統合の大事業終え値上げ実施。しかしながら基本料金1,300円から1,500円と小幅な値上げにとどまりました。これらは住民の負担を考えてのことですか。当然ながら、起債をもって財源を確保するなら、返済のシミュレーションは行っているはず。あまりにも危機管理意識が甘いと断じざるを得ない。

そして、有収水量の減少も値上げの理由とされている。実際、平成20年には48万1,000立方メートルだったのが、令和2年には40万3,000立方メートルと7万8,000立方メートルも減っている。これは人口減少によるものと捉えていいでしょう。和東町の人口は昭和51年には6,436人だったのが令和3年には3,755人と大幅に減少しています。昨年の国勢調査では3,483人となっています。和東町の第4次総合計画では、令和3年度末の人口は4,300人と想定していましたが、想定外のスピードで人口減少が進んでいます。非常に難しい課題ですが人口対策は急務です。

今回の水道料金の大幅値上げ、心情的には賛成できるものではありません。しかし今さら井戸水の生活には戻れません。和東町の水道水はおいしいと。だから水道事業

は存続を望むものです。

昭和51年の基本料金1,000円から45年たった今日、1,500円と1.5倍に抑えてきました。経済状況を見ると、和東町役場の高卒の初任給は昭和51年は7万2,100円、令和3年度では16万100円と2.2倍となっています。民間企業も同様、2.2倍となっています。今回苦渋の決断ですが、水道事業存続のためにも住民の皆様に応分の負担をお願いし、ご理解を願うものです。

以上、私の賛成討論といたします。議員の皆様にも趣旨をご理解いただき、ご賛同願うものです。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第37号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第37号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより15時まで休憩いたします。

休憩（午後2時52分～午後3時00分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第5、議案第38号 和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第38号の提案理由を申し上げます。

令和3年1月に策定した和東町総合保健福祉施設整備基本計画に基づく総合保健福祉施設の建設を円滑に進めるべく、当該施設の基本設計及び実施設計等の審議を行う保健・福祉・医療等の各関係者で組織する建設委員会を設置する必要があるため、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第38号

和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例の制定について

上記議案を提出する。

令和3年9月22日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、設置条例全文になりますが、議長のお許しをいただいておりますので、さらにめくっていただきまして、資料No.38 和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例 概要でご説明申し上げます。

条例の概要でございます。

1. 制定理由

和東町総合保健福祉施設整備基本計画に定める総合保健福祉施設の建設を円滑に進めるべく、当該施設建設に係る基本設計・実施設計等の審議を行う保健・福祉・医療

等の各関係者で組織する建設委員会を設置する必要があるため。

2. 条例の概要

1) 委員会名称

和東町総合保健福祉施設建設委員会

2) 委員定数

12名

3) 委員構成

①町議会代表

②学識経験者

③保健、医療及び福祉等関係者

4) 所掌事項

①総合保健福祉施設の基本設計及び実施設計に関すること

②総合保健福祉施設の建設に伴う附帯事業に関すること

③その他総合保健福祉施設の建設に必要な事項に関すること

5) 委員任期

委嘱・任命の日から審議が終了するまで

3. 条例施行日

令和3年10月1日

4. その他の条例の廃止・一部改正

〔廃止〕

○和東町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例

〔一部改正〕

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(報酬) 総合保健福祉施設建設委員 1回につき2,000円

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

まず、第2条関係なんですけども、いわゆる3つの所掌事項ということで審議される内容が示されておりますけども、1番はそのことだと思いますが、2番の附帯事業というのがあります。これはいろいろあると思うんですけど、具体的にはどういうことを想定されているか。それから、3番のその他建設に必要な事項となっておりますけども、一定どのようなものを想定されているか、その辺、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

はい、お答えいたします。

第2号につきましては、建設事業に伴う附帯事業ということで、駐車場に係る事業でありますとか、既設の除却事業に係るもの、そういったものを想定しております。

第3号につきましては、1号、2号に定める所掌事項以外のことで必要なことについて随時諮らせていただきたいと、そういう所掌事務になっております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それで次に、第3条関係ですけども、今回、町長が委嘱、または任命される委員12名をもって組織するとなっておりますが、具体的には1号、2号、3号となっております。1号は町議会代表となっておりますので町議会代表ですけども、2号の学識経験

者、また3号の保健、医療及び福祉等関係者となっておりますが、一応、どのような方を想定されているか、また予定されているか、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

はい、お答えいたします。

1号につきましては町議会代表の方2名を想定しております。

2号につきましては学識経験者ということで、公共政策に関し、高い見識を有するもの1名を想定しております。

3号につきましては、保健、医療及び福祉等関係者ということで9名を想定しております。順に申し上げます。京都府山城南保健所の代表者、京都府山城南土木事務所の代表者、相楽医師会和東町班の代表者、和東町国民健康保険診療所の代表者、和東町社会福祉協議会の代表者、和東町民生児童委員協議会の代表者、和東町老人クラブ連合会の代表者、和東町身体障害者協議会の代表者、最後が社会福祉法人和楽会の代表者、以上、合計12名の構成で想定しております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それで、この委員の中で、今回、保健福祉施設建設委員会というのは前にも話がありましたけども、要は、今までは中身と言いますか、今までの基本計画とか基本構想とか考えていただいたときは、どういうサービスをするとか、そういうことが結構主体だったと思うんですけども、今回については建設するというので、いろいろ建てるうえの話というのが主要なものになるかもしれないんですけども、その辺で、先ほど南土木の方というのが入っておられますけども、そういった土木関係の一定専門的

な知見を持っておられる方というのは入られるんでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

はい、お答えいたします。

山城南土木事務所のほうからは、そういった建設関係、防災関係の知見という立場で入っていただく予定にしております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる基本計画の中でこの場所を決定する際に防災関係のことが議論になっております。そういった点で、今後また地質調査であるとか、そういうことをされるとい意味では、この辺もかなり焦点になってくると思いますので、そこへの知見はぜひ反映できるような方をお願いしたいというふうに思います。

それとですね、あとは、やはりいずれにしても、ここでの議論というのを開かれたものにしていくということが大変大事だというふうに思うんですけども、一応、最後の9条に、この条例に定める者のほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が定めるとなっております。その上で、いろいろ要綱等をつくられると思うんですけども、前の総合保健福祉施設整備検討委員会については、会議の公開に関する要領というのがつくられておりました。この中で傍聴の手続であるとか、定員であるとか、会議の公開であるとか、会議録の関係であるとかということが一応定められておりました。この辺の会議の公開性を担保する同じような要領というのは今後つくっていかれるということよろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

はい、お答えいたします。

会議の公開、会議録や開催日の公表、これらにつきましては、建設委員会のほうに諮らせていただいて決めていく考えでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

もちろんそうだと思いますけども、やはり町自身がこれを建てていくわけですから、町の姿勢として極力住民の方に公開して、透明の中で建設していくということは基本になるというふうに思います。ですので、そこは住民の方が今後長く利用して、そこを拠点にしてやっていくという施設ですから、できる限り透明性を確保して、住民の方が議論に参加できる、また、その情報を容易に手にすることができる、会議自身も会議録も概要ということじゃなくて、本来はそのまま本当に議事録として残していただきたいということもあるんですけども、いずれにしても、そういったことをしっかり担保した委員会にしていきたいと思うんですけども、そこを町長、お願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員が今ご質問いただきました内容等も踏まえながら、ここにもありますように、必要な事項、また委員会にもお諮りしながら決めてもらえるものと思っておりますので、そういった中で反映できるように努力していきたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第38号 和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第38号 和東町総合保健福祉施設建設委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第39号 和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第39号の提案理由を申し上げます。

デジタル庁設置法附則第41条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、和東町個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第39号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第39号

和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年9月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただいたのが今回の条例の改正案でございます。

和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例

和東町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第29条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次のページに資料No.39といたしまして新旧対照表を付けさせていただいております。

和東町個人情報保護条例第29条第2号の改正でございます。

先ほど申し上げましたように、条例では左側に改正後、右側現行になっておりますが、第2号で情報提供等記録、担当大事につきましては総務大臣から内閣総理大臣に、第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号ということでございます。

一部改正の概要につきましては次ページに載せさせていただいております。

デジタル庁設置法附則第41条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うも

のでございます。

この部分につきましては、保有個人情報の提供に係る、情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変わるということでございます。また、番号法の規定を引用している当該の号を1号ずつ繰り下げる改正でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第39号 和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第39号 和東町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第40号 小型動力ポンプ付積載軽消防自動車の購入に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第40号の提案理由を申し上げます。

小型動力ポンプ付積載軽消防自動車の購入について、令和3年9月10日に指名競争入札に付し、消防車2台に係る落札業者が決定しましたが、購入契約金額が700万円を超えましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第40号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第40号

小型動力ポンプ付積載軽消防自動車の購入に係る契約の
締結について

小型動力ポンプ付積載軽消防自動車の購入に係る契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 事業名 | 小型動力ポンプ付積載軽消防自動車購入事業 |
| 2 | 備品購入名 | 小型動力ポンプ付積載軽消防自動車 |
| 3 | 納品場所 | 和束町役場 |
| 4 | 契約金額 | 1,148万4,000円
(内消費税等104万4,000円) |
| 5 | 契約の相手方 | 有限会社 平井式ポンプ工業
代表取締役 宮前 憲次 |

- 6 契約の方法 地方自治法施行令第167条第1号の規定による指名競争入札
- 7 納入期限 令和4年2月28日
- 8 支出科目 和東町一般会計
- (款) 8. 消防費
- (項) 1. 消防費
- (目) 2. 非常備消防費
- (節) 17. 備品購入費

令和3年9月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただいたのが今回の購入契約の概要でございます。

小型動力ポンプ付積載軽消防自動車の購入契約概要

- 1 事業名 小型動力ポンプ付積載軽消防自動車購入事業
- 2 備品購入名 小型動力ポンプ付積載軽消防自動車
- 3 納品場所 和東町役場

4 内訳 小型動力ポンプ付積載車仕様書に基づくとということで、右のほうに仕様書をご提供させていただいております。町長のほうからありましたように、今回、車両2台を購入させていただいております。落札率につきましては98.5%でございます。

5 入札参加業者

順位、業者名称、入札金額の順に説明を申し上げます。

落札 有限会社平井式ポンプ工業 1,044万円

2 中央商工株式会社 1,085万円

3 株式会社赤尾大阪営業部 1,090万円

4 小川ポンプ工業株式会社 1,150万円

なお、日本機械工業株式会社大阪営業所につきましては、辞退でございます。

6 税抜予定価格 1,060万円でございます。

右のほうの仕様書でございますが、今回の軽消防自動車につきましては、軽四輪駆動の消防自動車ということで、道路運送車輛の保安基準に基づく関係基準に適合した緊急自動車ということで承認を得られるものということでございます。

艀装ということで、消防車専用のシャーシと言いますか車体に変更しております。消防車専用シャーシで軽四輪駆動消防自動車標準仕様の艀装組立を行うこととするということでございます。

軽自動車につきましてはダイハツハイゼットということで、以下、この消防自動車の附属品等を載せさせていただきます。

最後のページに和東町で購入させていただく小型動力ポンプ付積載軽消防自動車の概略が載っておりますので、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

今、総務課長のお話では2台とお聞きしましたが、それは間違いございませんね。

これは2台とも和東町役場で使用するものですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回購入させていただきましたのは、昨年度の繰越事業の1台と今年度の予算を計

上させてもらっている1台、計2台でございます。

軽消防自動車につきましては、それぞれの消防団に配備をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

要するに、各地区の消防団に届けられるということですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

昨年度予定しておりましたのが杣田消防団に納入する車を購入する予定でございましたが、コロナ禍の関係で1年ずれたということで、1台につきましては杣田消防団のほうに、今年度購入予定をさせていただく部分につきましては、年式の古い消防団の車から入替えをさせていただく予定ということでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第40号 小型動力ポンプ付積載軽消防自動車の購入に係る契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第40号 小型動力ポンプ付積載軽消防自動車の購入に係る契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第41号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第41号の提案理由を申し上げます。

過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、和束町過疎地域持続的発展市町村計画を定めたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

それでは、私のほうから、議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号

和束町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

和束町過疎地域持続的発展市町村計画を定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月22日提出

次のページから計画案を載せさせていただきます。

議長のお許しを得ておりますので、概要のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

和東町では、平成22年4月1日より、町全域が過疎地域に指定されており、これまでから過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、和東町過疎地域自立促進市町村計画を策定していましたが、このたび、旧法が令和3年3月31日付で失効し、新法が令和3年4月1日付で施行されたことに伴いまして、新法に基づき、旧計画を引き継ぐ形で新たに和東町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものであります。

計画の表紙の次にあります目次をご覧ください。

本計画につきましては、14章からなっております。

まず、1ページから14ページまでの1章では、基本的な事項として、1の和東町の概況をはじめ8項目を掲載しております。この中で12ページから13ページにございます5. 地域の持続的発展のための基本目標及び6. 計画の達成状況の評価につきましては、新法に基づきまして今回計画の中で新たに定めた内容となっております。それぞれ午前中にご報告させていただきました第5次総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合性を持たせまして、目標設定及び達成状況の評価をすることとしております。

続きまして、4. 地域の持続的発展の基本方針につきまして、同じく12ページに掲載させていただきます。この基本方針につきましては大きく3点挙げております。

まず、1点目は、これまで多くの住民の生活基盤を支え、町の活性化を担ってきた本町の基幹産業である茶業を今後も安定的かつ持続的に発展させていくため、茶源郷「和東茶ブランド」としまして価値を高めていきますとともに、観光交流の促進を図りながら、「ものづくり」と「ふれあいづくり」のまちづくりを目指す。

2点目が、農業農村整備と経営の近代化を進める一方で道路網の整備と定住環境の整備などを行いまして、都市近郊農山村としての特徴を生かした定住化対策を進める。

最後に、3点目としまして、過疎地域としての地域医療問題の解決や少子高齢化に伴います支援体制の強化を図り、子供から高齢者まで安全・安心に暮らすことができるまちづくりを住民と行政が一体となって築くことを基本として取り組む。

以上、3点の基本方針の下、この計画に掲げています施策に取り組んでまいります。

それでは、14ページから63ページにございますⅡ章からⅩⅢ章の各施策につきましてご説明申し上げます。

なお、それぞれの施策ごとに、方針、現況と問題点及びその対策と事業計画を掲載しております。

まず、14ページから17ページの第Ⅱ章をご覧ください。

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成としまして、犬打峠トンネルの開通を見据えた近隣市町村との連携や受け皿づくりの整備による移住・定住対策や、都市地域との交流を深めまして、週末移住の二地域移住の受入促進などに取り組むこととしております。

続きまして、17ページから26ページまでのⅢ章についてでございます。

産業振興としまして、基幹産業である茶産業を軸に、観光や産地直売、新たな農業などを加え、6次産業化を推進して新たな雇用創出を目指すとともに、犬打峠トンネルや新名神の開通などによりもたらされる新たなビジネスチャンスを町内全体で受け入れ可能とするための農業・林業・地場産業・商業・観光業など、それぞれの分野を担う人材の育成と基盤整備を推進することとしております。

その次の27ページから28ページまでの第Ⅳ章です。

地域における情報化といたしまして、茶源郷行政情報配信システムや防災行政無線を最大限活用しまして、住民の利便性の向上、安心安全の実現を目指した取組を推進することとしております。

28ページから36ページまでのV章です。

交通施設の整備・交通手段の確保といたしまして、鉄道がない和束町であるが故に、住民生活の利便性に直結することとなる道路ネットワークの整備や地域公共交通システムが充実したまちづくりを目指すこととしております。

続きまして、37ページから44ページ、第VI章になります。

生活環境の整備といたしまして、河川、上下水道、生活排水等の整備、廃棄物処理方法の効率化とごみの減量化、近年頻発する激甚災害への地域防災対策の強化を図ってまいりますとともに、住環境の充実を図るため空き家の活用を促進をはじめまして、住民の定住に向けた支援に取り組むこととしております。

続きまして、44ページから49ページ、VII章になります。

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進といたしまして、子育てニーズにきめ細やかに対応したハード・ソフトの充実、高齢者、障害者が、いつまでも健やかに生きがいに満ちた生活が送れる環境づくりを目指して取り組むこととしております。

続いて、49ページから51ページまでのVIII章です。

医師の確保といたしまして、人口が減少する中で、全ての住民が安心して公的医療が享受できるように、国や京都府、医師会をはじめとした医療関係機関等と連携した地域医療体制の充実、次代を担う子供たちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりを進めるための子育て支援医療について掲載しております。

続きまして、51ページから55ページのIX章です。

教育の振興といたしまして、地域づくりとその未来づくりは教育による人づくりが支えるという考えの下に、学校教育と社会教育、それぞれのステージにおきまして教育体制の充実や環境整備などに努めていくこととしております。

続きまして、57ページから58ページのX章になります。

集落の整備といたしまして、和束町の各集落ごとに固有の課題がありますことから、

地域特有の強みを生かしまして、持続可能な地域づくりに取り組めるよう地域の環境整備を進めるとともに、地域の活性化に向けた人材の活用について掲載しております。

続きまして、59ページから60ページまでのXI章。

こちらにつきましては、地域文化の振興といたしまして、和東町固有の茶畑景観を生かした文化・伝統・習慣を次世代へ継承するとともに、それを支える人材の発掘や育成を支援しまして、個性ある地域づくりに取り組んでいくこととしております。

次に、60ページから61ページまでのXII章です。

再生可能エネルギーの利用の促進といたしまして、和東町の豊かな自然環境と地域住民の生活環境の保全を図りつつ、再生可能エネルギーの利用促進を図っていくこととしております。

61ページから62ページまでのXIII章につきましては、その他地域の持続的発展に関し必要な事項といたしまして、ふるさと応援寄付金の活用した取組を掲載しております。

63ページから最後72ページまでのXIV章です。

こちらは施策ではありませんが、過疎地域持続的発展特別事業分といたしまして、ただいまご説明しましたII章からVIII章に掲載しています各事業計画のうち、ソフトに係る事業を一覧にしたものでございます。

まず、1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の区分といたしまして、移住・定住促進事業をはじめ5事業を挙げさせていただいております。

次に、2の産業振興の区分のうち第1次産業の事業分類といたしまして、63ページにございます宇治茶の主産地和東ブランド推進事業から66ページの豊かな森を育てる府民税交付金事業まで19事業挙げさせていただいております。

同じく、産業の振興の区分のうち商工業・6次産業化の事業分類といたしまして、66ページの下にあります茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業から67ページにございます地域雇用創出・人材確保支援事業まで、5事業を掲載させていただいて

おります。

さらに、産業の振興の区分のうち観光の事業分類といたしまして、67ページの観光看板・観光案内看板等設置事業から68ページにございますワールドマスターズゲームズ推進事業までの11事業を挙げさせていただいております。

産業の振興の区分の最後としまして、69ページのところに企業誘致の事業分類としまして、企業誘致推進事業を挙げております。

次に、3 地域における情報化につきましては、茶源郷行政情報配信システムと自治体DX推進事業の2事業を挙げております。

続いて、4 交通施設の整備、交通手段の確保につきましては、公共交通の事業分類といたしまして、69ページの路線バス管理事業から70ページの橋梁長寿命化修繕計画策定事業までの7事業を掲載しております。

次に、70ページにある5 生活環境の整備につきましては、環境の事業分類としまして、家庭用生ごみ処理機等補助のほか3事業を挙げさせていただいております。

同じく、70ページの6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、児童福祉の事業分類といたしまして、子育て支援センター運営事業、高齢者・障害者福祉の事業分類といたしまして、高齢者ホームヘルプ事業等6事業を挙げさせていただいております。

次の71ページの7 医療の確保につきましては、基金積立の1事業を挙げさせていただいております。

次に、9 集落の整備につきましては、地域おこし協力隊の1事業のみとなっておりますが、これは先ほど63ページの人材育成の中にありました事業の再掲となっております。

次に、10 地域文化の振興等につきましては、地域文化振興の事業分類といたしまして、71ページの和東町景観修景支援事業補助金と72ページの地域文化継承支援事業補助金の2事業を挙げさせていただいております。

最後に、12 その他地域の持続発展に関し必要な事項といたしまして、基金積立の1事業を挙げさせていただいております。

以上、議案第41号の和東町過疎地域持続的発展市町村計画のご説明に替えさせていただきます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

この計画そのものはかなり包括的なものということもありますので、意見を述べたいというふうに思いますけども、まず、確認なんですけども、これはいわゆる法律の改定でもう一回改めて指定し直すという感じでされてるわけですけども、この過疎計画と第5次総合計画というのは、もちろん第5次総合計画が幹になると思いますけども、この総合計画と過疎経過の関係性と言いますか、この過疎計画というのは総合計画にとってどのような位置づけになるのか、基本的な話ですけども、説明をいただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、このたび午前中にご報告させていただきました総合計画のほうと整合性を持たせて策定させていただくということになっていまして、今回、ただいま岡本議員からご意見をいただきましたとおり、総合計画で策定しております各施策、こちらのほうの挙げてます施策のほうを過疎計画でも同じように挙げていくということで、同じような事業分類の区分につきましては、ただいま事業一覧でソフト事業を様々ご紹介させていただきましたけども、そちらの事

業を一覧として挙げさせていただくとともに、ハード事業につきましても、総合計画で挙げてる事業につきましても、こちらのほうで漏れなく事業として掲載させていただいているところであります。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

この過疎指定というのは、ある意味、財源を伴うものですので、受けることによって一定の財政的なメリットを受けるといって受け皿でもありますから、そういったものを受けの上でこのような施策をぜひ展開したいということだというふうに理解しております。

その上で、幾つかだけ確認も含めてお聞きしたいんですけども、一つは、13ページに公共施設等総合管理計画との整合ということがあるんですけども、いわゆる町内にあります公共施設の今後について一定のことが書かれているんですけども、施設保有量の適正化ということが言われております。今、総合保健福祉施設なども三つの施設を統合するという意味もありますから、それも一環なのかなとは思いますが、それも含めて、今後の公共施設の在り方というのはどのようにお考えなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問に私のほうから説明をさせていただきます。

公共施設等の整備計画につきましては、当然、財政運営、または将来的なまちづくりを担う上で非常に大切なものでございます。総合保健センターにつきましては、岡本議員からもありましたように、今回、診療所、社会福祉センター、老人福祉センターの機能を一つに集約するという事で、面積を減らして集約化を図るという事で

ございます。

当然、和東町には他の公共施設もございます。耐震補強等ですね、延ばせるものにつきましては延ばす、利用が財政的な負担になってくる施設につきましては集約を図るといふことで、計画的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

次に、14ページの移住・定住関係のところでありますけども、いわゆる水道のことも人口減少ということが一つの大きな要因になっているといふことで、この人口問題にどう取り組むかということは、第5次総合計画や過疎計画にも大きな焦点になっているといふふうに思います。

その意味で一つお伺いしたいのは、いわゆる定住人口を増やす上で特に鍵となるのが住宅の確保というのがあると思うんです。先日の総合計画の説明といふかお話の中では、一定、民間のものも含めて誘致といふか、そういったことを取り入れていきたいということが総合計画の中で位置づけられたんだという話をされたんですけども、この過疎計画の中では、移住・定住の問題について触れてはいるんですけども、基本的に、やはり空き家の掘り起こしというものが軸になっているといふふうに思いますし、基本的に公営住宅的なものを確保していくといふことは触れられておりません。この辺は過疎計画の位置づけとしては、住宅問題といふのはこの中ではどういう位置づけなのか。

やはり鍵である以上はそういったことに触れていくというのが、また財源的にも、こういったものを使ってそういった住宅を確保していくといふことは、ある意味、大事なんじゃないかと思うんですけども、その辺の位置づけはどうなんでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

ただいまの岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

定住を図っていくために空き家の活用はもちろんのことなんですけども、住宅の整備につきましても取組を進めていく必要があるというふうに考えておりまして、42ページのほうに、住宅関係の対策として過疎計画のほうを挙げさせていただいておりまして、こちらの一番上の丸になりますが、地域特性を生かし、地域に根差した良質な住宅供給を図り、多様なニーズに的確に応えていくため魅力ある住環境の整備を図るというところで、具体、事業名とか書いてるわけではないんですが、ここの中で方針を示しまして対策として取り組んでいくとともに、三つ目の丸のほうにも、老朽化している町営住宅につきましても、住環境の改善を目指すものとして、長寿命化計画に基づきまして、建替え等も計画に盛り込み進めていくという形で書かせていただいています。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今その部分で指摘があったということなんですけども、やはりこの部分というのは、より明確にしていくということが、今後、和東で住みたいという方にとっては受け皿がありますよというメッセージになると思うんです。

それと、より地域に根差した良質な住宅供給というのは誰が供給するのかという話にもなりますけども、やはり和東に住みたい人は住めますよという、要は、何のゆかりもない人でも、ここがいいなと思った人は住めますよというようなメッセージを送っていく上では、今後、より明確な方針が必要だというふうに思いますし、いわゆる今の町営住宅については、一定、法律に縛られた部分がありますので、入居できる方の範囲が大変狭いと思います。やはり若い世代が、子育て世代であるとか、そういつ

た方が低家賃で入れるという意味でいえば、一定違ったルートでの住宅はどうしても必要になりますので、そこはぜひ具体的にさせていただきたいなと思います。

最後にしますけども、人口の減少の分析の中で、15ページなんですけども、要因の一つになっている転出超過の状況を踏まえ、定住対策として雇用の創出や拡大を図るとともに幼少期からふるさとへの誇りと愛着心を醸成することで、転出抑制を図る必要があるというふうに書かれております。これは教育との関係という部分とも絡んでくるというふうには思うんですけども、ただ、かなり曖昧な部分があると思うんですね。

正直言いまして、例えば、私はここで生まれたわけじゃないのという意味では、うちの子供自身は生まれてるんですね。だから、そういう点では元から愛着が違えば違えば違うんですよ。そこは私は子供を乗り越えられないところがあるというふうに思っているんですけども、そういう意味では、ここで生まれたという一つのバックボーンというのはすごく大事だというふうに思うんですけども、ただ、やはり実際に大人になったときはどこに住むかというのは、どうしても経済的なこととか、仕事であるとかいうことが左右されますので、そこはまた違った面もあると思うんですけども、ただ、そういった意味での、郷土愛の強制とかいうことじゃなくて、自然に沸き上がってくるようなものを大事にすることが大事だと思うんですけども、その意味で最後にもう一度聞いておきたいんですけども、いわゆる今回の議会の中でほかの議員からも広域連合の教育委員会の在り方ということが、実際、一回立ち止まって考えたほうがいいんじゃないかという提起があったと思います。やはりそこへのこだわりというのは、相楽東部みたいな、ある意味、曖昧な枠の中で醸成できないものがあると思うんですね。より和束町の中に密着した在り方という意味では、今の教育委員会の在り方というのは、やはり一つの矛盾があるんじゃないかというようにも思っております。

そういう点で、町長は先日の答弁では、今後もこの方向を一つでも広げていきたい

とされていますけども、これまでの状況も踏まえて、こういった方向性を考えたときに、本当に連合という、また、これも曖昧な枠の中で教育を扱うことが本当にいいのかということは忌憚ない検討が必要だと思うんです。

そこは町長いかがですか。それだけ聞いておきたいです。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

相楽東部広域連合という教育委員会ですが、正直なところ、二面性を持っております。

一つは、相楽郡のエリアの一体化の中で進めていく教育環境、学校教育、社会教育があらうかと思えます。

それと併せて、今、岡本議員が言っておられるように、それぞれの町村のよいところの文化・歴史、この辺を伸ばしていかなきゃならない。その地域性も入ってくるだろう、これがありますので、例えば、和東中学校費とか和東小学校、これは今までの和東町立と同じような形態で、和東町の予算全部が和東町が持っているという、こういう二面性があります。

本来なら人口割負担であるかということなんですけども、そうじゃなしに、いいところは残していこう。そして、さらに連携するところは連携していこうという二面性を持っている新しい取組であらうかと思えます。

だから、そういう意味では、私は、相楽東部ならではの教育の推進ということ、岡本議員は立ち止まって、この連合としての教育が存続がそこというところですけども、ここは10年を超えてですね、これまで果たしてきた地域のよさを発揮していくとか、そういうものが本来できているとか、そういう観点からは一応考えるということは私は大事だろうと思っております。

そういう意味で、最初に発足したときの思いが今につながっているか。それをさらにまた発展させていくというのが大事であろうというふうに思っておりますので、その立ち止まる原点が意見を一にするか分かりませんが、しかし、それは大事なことだというように考えております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

私も何点か確認させていただきたいというふうに思っています。

12ページと、あと、いろいろと何ページかにわたって書かれているんですが、茶源郷の和東茶ブランドということでブランディングということで書かれていると思うんですが、和東茶のブランドという部分での考え方をお示しいただけたらと思います。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

高山議員の質問にお答えさせていただきます。

茶源郷和東茶ブランドの考え方になりますが、宇治茶の主産地としまして、和東町のほうで府内の約50%の宇治茶を生産している和東茶というものを全国的に広げていくということで、これの認知度を高めてこれから広げていくということを元に、この認知度を上げるに当たりまして、和東茶という言葉が今、全国的に浸透していないという状況をまずは周知していく必要があると考えておりまして、これをしていくものとして、和東茶だけではなくて、それ以外の6次化産業の話もさせていただきましたけども、そういったことも絡めまして、食品業界等とも連携しながら、和東茶というものを広く全国に広げていくという考えの下、和東茶ブランドという形で書かせていただいています。

○議長（岡田泰正君）

2 番、高山議員。

○2 番（高山豊彦君）

分かりました。

茶農家さんといろいろお話しさせていただきますと、いろいろな方がおられまして、やはりこれまで全国的にも、世界的にも京都の宇治茶ということでブランドとして名前が通っているということで、その中で自分たちは宇治茶としてそのまま継続して売っていききたいという方が一部でおられるんですね。また、一部ではいろいろ努力されていて、宇治の和東茶として売っていききたいというふうに考えておられる方もいらっしゃる。

私は、品質の高い和東茶を一定の品質を保った上で基準をつくって、それをブランド化していったらどうかというような考えも持ってまして、先日、お茶農家さんともそういったお話もさせていただいていたんですが、共同工場のような大きな工場で生産するのであれば、また企業でやるのであればそういった基準というのはつくりやすいのかなと思うんですが、和東町の場合、個々の農家さんでされてるところが多いですから、そういう意味ではその基準というものを定められるのかどうかという課題はあるんですが、そういう形で、和東茶としてこのブランドということですから、そういう形で進めていただけたらなというふうに私も考えておりますので、よろしく願いいたします。

次にですね、34 ページの公共交通の関係でございます。

これまでも何度か質問もさせていただいて、地域の住民の方の、特に高齢者等移動困難者の方の移動についての地域交通の在り方について、また必要性についてこれまでもいろいろと意見も述べさせていただいたところなんですが、この中で、一体的な地域交通の在り方を検討するというので、35 ページの一番上のほうに書いてありますが、以前、3 月議会でも一般質問をさせていただいた折に町長のほうからも、犬打峠トンネル開通の3 年後をめどに地域公共交通を検討するというのでご答弁があ

りました。これまでそういった具体的な議論もなかったように思います。

また、そのときの総務課長の答弁では、特別委員会のようなものを設置して、そこで議論していこうというようなお話もあったんですが、3年後ですから、あと2年半ほどですから、実証実験をやって、その結果を元にしていこうと思えば2年、3年かかるわけですよね。ですから、早くそういった会議を進めていかないと間に合わないと思うんですが、このあたりの考え方はいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

一体的な移送サービスの在り方ということでご質問いただきまして、こちらの進め方ということになりますが、現在、相楽東部3町村におきまして、地域公共交通計画の策定を進めておりまして、来年度、新たな計画としまして策定をする予定です。

それに当たりまして、10月からアンケートのほうを住民の皆様にお配りさせていただきまして、現在の奈良交通バスの在り方であるとか、それ以外の町営バスの利用であるとか、また新しいグリーンスローモビリティもそうですが、その他新しい地域公共交通についてどのように住民の皆様が考えておられるか、そういった点につきましてアンケートの中に質問を書かせていただいております。

それも踏まえまして、また、住民の皆様と集まって懇談会をする機会を設けさせていただくとともに、またシンポジウム等も開催させていただきまして、今の全国的な公共交通、特に和東町のような過疎地域でどういった公共交通が取り組まれているか、そういった点も含めまして、住民の皆様にご説明した上で、和東町だけではなくて、相楽東部3町村の住民の交流も持ちながらご意見を交わして、和東町だけではなくて、そういった3町村も含めた公共交通という形で検討するのもどうかということで、広く今後の相楽東部3町村全域における公共交通について検討を重ねていきたいと考え

ております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

相楽東部の地域で考えていただくというのは、それはそれで連合の中で必要な部分はあるかも分かりませんが、本当に住民の求めているものに近づけようとするならば、連合3町村ではなく、本町のみですね、そして、本町の住民のご意見なり、またニーズをしっかりと把握した上で検討すべきだというふうに思いますし、以前も申しましたが、各事業者ですね、タクシー事業者、また路線バス事業者、それ以外の有償輸送をされている社協であるとか、そういったところを交えた中で、そして、そこに国交省ですね、運輸局等を交えた中で、本町にとって具体的な議論ができるような会議を開くべきじゃないかなというふうに考えてますので、またそこは今後、この計画を進める中で、より早く検討をいただけたらと思います。

この中でもう1点だけ確認したいんですが、第5次総合計画の中の120ページなんですが、ここの考え方だけ確認をさせていただきたいんですが、120ページの近隣市町村における駐車スペースの確保というのが、2025年目標値が2台というのがあるんですね。この2台の根拠について教えていただけませんか。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの駐車場を和東町以外の地域で確保ということなんですが、こちらは犬打峠トンネルの開通を見据えまして、宇治田原町のほうとこれから連携を深めていく中で、そういったところからそこに駐車スペースを止めまして、和東町までバスを利用して

来られる場合とか、そういった場合に利用される駐車場の確保ということで、ここの根拠というところなんですけども、根拠で2台と設定した理由が具体的にあるわけではないんですが、まずは2台から始めていこうというところで、2台という設定をさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。取りあえず2台ということなんですね。

ただ、これね、私は思うんですが、宇治田原町ということで、そのアクセスが可能となった場合、宇治田原町まで自家用車で行って、そこへ置いて乗り換えてもらうというような発想かと思うんですが、これって必要なのかどうかと。

この2台のスペースの管理をどうするのかというのが大きな課題だと思うんです。フリーとなれば、いつ行っても満杯だと。誰が止めてても分からないというような状況もありますよね。本町の住民の方だけではなく、空いてるから他町村の方が利用されていても分からない状況ですね。2台のスペースはやはり費用もかかると思うんですが、こういったものが必要なのかというふうに思いますんで、これはまた今後検討いただけたらというふうに思います。

あとですね、観光の関係なんですけど、20ページのほうで茶畑景観の周遊観光の推進ということで、この観光の中で示されているんですね。今、コロナ禍ですからインバウンドの方も少なくなって、観光バスも非常に少なくなっている。ただ、先日、NHKのほうで2番組が再放送もかかって何度かご案内いただいて、そのおかげで相当数の方が観光に来られているというのがあるんです。これからコロナが一定収束して落ち着いたときには、また、そういった観光に来られる方も非常に多くなるだろうなというふうに思っています。ですから、そういった状況のときに、以前から課題になっております住民または観光に来られる方の安全対策、それと観光バスの駐車、また

自家用車の駐車スペースも含めまして、やはり地域住民の安心安全のためにも、この計画の中にも駐車場を確保するようなことを示していただいていますけど、そういったことも早く検討もいただき、また住民の安心安全のためにご努力いただけたらなと思うんですが、そのあたりはどのようなお考えなのか。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

交流人口、関係人口、こういったものを増やすのにも関係してくることだと思えますけども、アフターコロナの状況になりまして観光客の方々が増えた場合に、住民の方にもまた影響が出る部分もありますので、こういった観光客の方がたくさん来られても対応できるような地域の整備につきましても、こちらの計画のほうで具体的な事業としては観光の部分で事業として挙げさせていただいているんですけども、当然、安全面であったりとか、また、こちらの観光客が来られたときの経済的な効果等も生み出すような、そういった整備につきましても、具体的な対策につきましても、コロナが収束して観光客が来られる前に事前に対策は打てるように取組を進めたいと考えています。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

それでは、ぜひ、安心安全のために、またご努力のほうをよろしく願いいたします。

次に、21ページの雇用対策の関係なんですが、今議会の中で、町長のご挨拶の中で、先日、地域雇用活性化推進事業というのがスタートするというお話もございました。この雇用対策の中にも多分そのような内容が含まれているのかなと思うんですが、

この10月からスタートするわけですが、具体的な内容がもし分かっておれば、どのような地域雇用活性化推進事業として取り組まれるのか、教えていただけないかなと思います。

○議長（岡田泰正君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

高山議員のご質問にお答えします。

今、手持ちで具体的な事業の説明資料がないので、そこまで詳しい内容かというのはあるんですけども、私の把握している範囲では、人材の育成に当たりまして、セミナーを開催したりであるとか、ハローワークのほうと連携したマッチングの支援事業であるとか、そういう取組を進めていくというふうに聞いております。

また、こちらの過疎計画のほうでも、雇用創出人材確保支援事業を挙げさせていただいておりますけども、こちらのほうにつきましても、国の制度も活用しながら、これは計画ですので今すぐではないんですが、今後、事業者等の組合等をつくりまして、そういったところで、一定必要な雇用創出された場合にそういった人材を派遣していくような仕組みというのを国のほうでされてますので、そういった有利な補助金等も使いまして、今後、和東町のほうで様々な雇用が出た場合に、そこにきちっと人材を当てていけるような取組をしたいと考えております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

最後にします。

先ほどの移住・定住のご説明もございました。やはり雇用対策につきましてはそこにも大きく影響してくるのかなと思いますし、なるべくしっかりとそういった雇用対策を打って、本町に定住していただけるような、また住宅の確保も含めまして、そう

いった形で今後取り組んでいただけたらというふうに思いますので、そういったことがまた、先ほどの話じゃないですが、水道料金も影響してくると思います。やはりどれだけこれから人口を増やすかという取組が重要かと思いますので、なるべくそのあたりよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

質疑の途中ですけれど、ただいまから午後４時２５分まで休憩します。

休憩（午後４時１３分～午後４時２５分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４１号 和東町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４１号 和東町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第４２号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更

についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第42号の提案理由を申し上げます。

湯船マウンテンバイクランドにつきましては、令和元年7月1日から令和4年3月31日まで、株式会社湯船を指定管理者として施設の管理運営を行っています。

当施設で開催を予定しておりますワールドマスターズゲームズ2021関西のマウンテンバイク競技が新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期されたことに伴い、大会に向けて施設の管理及び運営を安定的かつ継続的に行うため、指定管理期間を大会終了日まで延長いたしたく、今回提案させていただいた次第でございます。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは、私のほうからは、議案第42号につきましてご説明いたします。

議案第42号

湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更について

別紙のとおり、指定管理者の指定の期間を変更したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

上記議案を提出する。

令和3年9月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

裏面でございます。

湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更について

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称につきましては、湯船マウンテンバイクランドでございます。

位置につきましては、和東町大字湯船小字藪田103番地及び同103番地の1でございます。

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社湯船

代表取締役 田中 功

3 指定管理者となる団体の住所

京都府相楽郡和東町大字湯船小字五の瀬250

4 指定の期間

「令和元年7月1日から令和4年3月31日まで」を「令和元年7月1日から令和4年5月16日まで」に変更をお願いするものでございます。

資料No.42でございます。

指定管理者となる団体の概要につきましてご説明申し上げます。

株式会社湯船におかれましては、設立年月日、平成29年7月24日でございます。

設立目的は、この法人は、急激な高齢化が進行する湯船地区において、湯船地区の活性化すなわち住民生活の安定や移住・定住促進による人口増を達成するという公共性、公益性を有しつつ、従来の組織ではできない新規事業をスピード感と経営感覚をもって実行することを目的とし、地域住民及び区の完全出資により設立された会社でございます。

1枚おめくりくださいますようお願いいたします。

指定管理者の指定の期間の変更理由についてでございます。

湯船マウンテンバイクランドについては、令和元年7月1日から令和4年3月31

日まで株式会社湯船を指定管理者として施設の管理及び運営を行っております。

当施設で開催を予定していたワールドマスターズゲームズ2021関西の自転車競技マウンテンバイク種目が、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年5月14日から5月16日までの開催へと変更となりました。これを受けまして、施設管理及び運営に関し大会までの安定的かつ継続的な体制づくりが求められております。

以上のことから、大会に向けて施設の管理及び運営を安定的かつ継続的に行うため、現在の指定管理期間であります「令和元年7月1日から令和4年3月31日まで」を「令和元年7月1日から令和4年5月16日まで」に変更することとし、大会終了まで期間を延長したくお願いするものでございます。

続きまして、右のページをご覧ください。

令和元年度・令和2年度の実績と令和3年度・令和4年度の計画でございます。

事業計画欄につきましては、業務内容を記載しております。

業務につきましては、オープン時における専門指導員によるコースの運営、来場者対応、コースメンテナンス、レンタルバイクメンテナンス、倒木や草刈り等の維持管理業務、集客増加に向けた情報発信、日本自転車競技連盟公認大会と連携した事業の実施、ワールドマスターズゲームズと連携した事業の協力となっております。

これらの業務にかかる経費が、人件費、委託料、来場者等の保険代でございまして、利用料収入だけでは施設を維持管理することができないため、指定管理料を株式会社湯船へお支払いしているものでございます。

以上、ご承認いただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回、湯船マウンテンバイクランドの指定管理の期間の変更ということで提案いた

だいているんですけども、要は、ワールドマスターズゲームズが延期になっていると。それが来年の5月16日までに変更されたことを受けて、それまで延長するということなんですけども、これはこれで理屈としては分かるんですけども、ただ、ワールドマスターズゲームズ自身は5月14日から16日でマウンテンバイクランドでやられるということなんですけども、16日に終わって、その日のうちに指定管理が終わるといのは、次の日から誰が管理するのかということにもなると思うんですけども、その辺は見通しがあるのかどうかですね。

それから、大きい大会が終わった後というのは、いろんな意味でバタバタしてますし、どういう状況になっているか分かりませんが、一定、例えば5月末までとかぐらいにしといて、あとの残務の関係とかをしていくというほうが余裕を持った管理ができるんじゃないかと思うんですけども、その辺は5月16日という大会の終了日までにしたというのは、もう少し説明いただけませんかでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

こちらのマウンテンバイクランドにつきましては、株式会社湯船のほうに指定管理をお願いしております。今、岡本議員からお話がありましたように、本来でしたらもう少し延ばしながら指定管理をしていただくというのが本来かも分かりませんが、ただ、必要最小限度の中で指定管理を受けさせていただくということで、株式会社湯船のほうから申出がございました。町としましては月末とか区切りのよいようにということ要望させていただいたところでございますが、やはり相手様のご要望もございいますので、必要最小限度という中で今回ご提案させていただいた次第でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

株式会社湯船のご都合ということはあると思うんですけども、ただ、それは置いて、普通、これだけ大きい大会が終わったその日に管理も終わりますというのは、管理上はあまりにもバタバタし過ぎるというふうに思うんですよね。だから、本来は次の日ぐらいに会場がどうなっているかとか、点検するか、忘れ物がないかとかも含めて、一定の後始末という期間があった上で問題なしやったらそれで終わりということが分かるんですけども、その日のうちに管理期間が終わってしまったら、次の日から責任は誰がやるのかということになりますよね。そのあたりは株式会社はどうしてもこれだということであれば、翌日からの管理というのはどのようにお考えなんですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

翌日からの管理につきましては、この指定管理につきましては、公募させていただいて指定管理者を決定するというのが本来の姿でございますので、一定、ワールドマスターズゲームズが終わりましたら、後片づけにつきましては担当課でございます地域力推進課のほうで、役場直執行の中で清掃等はさせていただきますけれども、株式会社湯船につきましては、水の管理、倒木、大会が終わってすぐ倒木があるというのはほぼほぼ考えにくいことですので、施設の清掃につきましては役場の直執行でさせていただきますたいと。

5月の末でワールドマスターズゲームズは29日まででございますので、その後、マウンテンバイクランドの施設全体の活用も地域住民の方と協議をしながら、今後の運営をどのようにするかというのを考えてまいりまして、その後、公募にするか、あ

るいは違う方向で役場が直執行で委託料として支出するかというのをまだ現在検討中
でございまして、そういったスケジュールで進めさせていただきたいなと考えており
ます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ということは、今の話では、当面、例えば5月17日以降のマウンテンバイクラン
ドの管理については、管理者が決まるまで町で管理するということですよ。その上
で今後の活用方法とか、大会が終わった後の事後の関係についてはまた協議してとい
う話だというふうに理解したいと思います。

これだけ見ていると雑な感じがするというのもありますので、その会場自身が大き
きな税金を使ってコースも造られてますし、一定、投資もされてる部分ですので、そ
ういう放置されることがないように、そこは責任持ってやっていただきたいというふ
うに強く要望しておきたいというふうに思います。

それと、これは後で予算のときにも聞こうかと思ったんですが、ついでなんでここ
で聞いておきますけども、一応、この大会までは株式会社湯船が指定管理者である
ということですけども、それと同時に、この場所で3日間、ワールドマスターズゲーム
ズが開かれているということですよ。このワールドマスターズゲームズ自身のイベ
ントというものの運営と、それからこの指定管理としての株式会社湯船の関わりとい
うんですか、ただ単に管理してますよというだけの話で、人の配置も含めて、大会の
運営については株式会社は何らか関係されているのですけども、その辺はいかがで
すか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

ワールドマスターズゲームズの運営の関わり方というご質問を頂いていると思います。

株式会社湯船におかれましては、これまで去年でしたらC J Uの国際大会を開催させていただきまして、株式会社湯船として参加していただきまして、おもてなしとかというブースをつくっていただいたということでこれまできてました。ただ、ワールドマスターズゲームズの来年の本大会のときに実際それが現在の体制が可能かどうかというのは、また町のほうから要望させていただいた中で関わりを持っていただく、また地域の中での大会ですので、地元開催の協力なくしてはこの大会の成功はなりませんので、株式会社湯船はワールドマスターズの主たる地域として関わりを持っていただくと。ただ、単に水の管理とか倒木の管理だけではなくて、地域全体でワールドマスターズゲームズを盛り上げていただくためにご協力いただきたいということを考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

だから、そういう点では無関係ではないというか、指定管理者としても一定この大会運営に関わっていくということだと思っんですけども、これはもちろん株式会社だけじゃなくて、いわゆる大会のボランティアさんであるとか、それから後で出てくる、予算にも入ってましたけども、実行委員会の関係とかもあると思っんですけども、今回の大会というのは、本来は1年延びてるわけですけども、これはコロナで延びたと。じゃあ、来年のこの5月の時期はどうなってるかというのはまだ見通せない部分がありますよね。ただ、コロナ以前のような形で全く警戒しなくていいということは多分

ないと思うんですね。

そういう意味で、この間いろいろ国内でのコンサートであるとか物議を醸してまっすけども、かなり厳しいコロナ対策をやられてると思うんですよね、緩いところもありましたけども。そういう点で、来年の5月というのは、やはり何らかコロナ対策というのはしなければならなくなるというのは、いわゆる上部の実行委員会も含めて意識されてると思うんですけども、その辺が例えばここの指定管理者の関係とか関わられる方というのは、どこまでそういったことをちゃんと熟知して、スタッフとして関わるわけですから、やはり対策の中心になると思うんですよね。そういう意味で、もう1年ないわけですから、その辺の新型コロナ感染症の対策というのは、株式会社さんも含めてですけども、どのような形で研修も含めて行われようとしているのか、その辺の議論というのは今後どのような方向で行う予定なのか、その辺はいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

コロナの対策につきましては、こちらは昨年度もCJUの大会ということで、2日間で920人の選手の方、また関係者の方、多くの方が来られました。このときも初めてですけども、リストバンドということで、必ず受付の窓口で検温させていただいて、どこから来られているかしっかり書いていただく。それから、会場内の至るところに、密を避けてくださいという呼びかけでありましたりとか、またコロナの感染が万が一そういう疑いがあると思われる場合の車両の確保、救急車だけではなくて搬送する公用車1台を用意しまして、コロナの感染をした車両、また医師の確保ということで待機をしていただいているということで、これは万全の対策を取って大会に臨まないといけないところですし、株式会社湯船におかれましては、昨年、コロナに関しまして、コロナのリストバンドも作っていただきまして、非常に積極的に感染症対

策に取り組んでいただいた例もございますので、本大会も同様の形でご協力いただけるものと思っております。

また、研修につきましては、地元だけではなくて和東町内の方、社協を通じてのボランティアの申出、たくさん来られてまして、今現在70名のボランティアの方がお申出頂いておりますので、和東町にご協力いただけるボランティアの方に向けて研修を来年2月、3月に向けて開催させていただくと。

また、組織委員会のほうでも全体を通じての研修を予定されているところがございますので、組織委員会の歩調に合わせた中で、和東町の中でもボランティアとして参加していただける方に一定の研修をとということで考えているところがございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

最後にしますけども、今後のコロナの関係というのは、今はちょっと減ってきてますので落ち着いてはきてますけども、来年5月頃にどのような波が来ているか分からないし、また変異株の関係とかで、どれだけの毒性であるとか感染力があるか分からないと。

今年、オリンピックとか開かれましたけども、かなりリスクが高い状況の中で開かれたと思うんですね。そういう意味では、今の状況はワクチンの関係もありまして、一定の感染があったとしても開催されるんじゃないかというような、そういうようなあれもないことはないと思うんですね。

ただ、今回、世界大会ですので、要は世界から来るという意味では、単に国内の大会だけではなかなか経験にならないところがあります。そういう点で、本当に今後どのような形でその辺のことを判断されるかということもあるんですけども、そこは住民の方にも分かる形で、医療体制のこともありますので、感染状況によってはかなり医

療体制が逼迫しているけども、やってるみたいなことももしかしたらあるかもしれませんが、そこは上部団体との関係もあると思うんですけども、そこは逐次こちらにもぜひ情報のほうは頂きたいというふうに思います。

いずれにしても、今回につきましては中途半端なところで管理期間が終わるということですので、行政としてはこの場所の管理については責任をしっかりと負ってもらって、空白にならないようにそこはお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第42号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更について、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第42号 湯船マウンテンバイクランドの指定管理者の指定の変更については、原案のとおり可決されました。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長します。

ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第10、議案第43号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第43号の提案理由を申し上げます。

令和3年5月20日から21日にかけての豪雨災害により発生した農地農業用施設災害復旧工事を施行するに当たり、土地改良法第96条の4において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、議案第43号について、朗読をもって説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第43号

土地改良事業の施行について（災害復旧）

和東町において、災害復旧事業を下記のとおり施行することについて、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

事業名	災害復旧事業
工事名	農地農業用施設災害復旧工事
内 容	令和3年発生災害
数 量	2件
金 額	650万円

令和3年9月22日提出

和東町長 堀 忠雄

この工事につきましては、令和3年5月20日から21日にかけての豪雨で、白栖の農地1件、門前の農道1件の災害が発生しております。これに対しまして8月に災害査定を受けまして受検は終了しております。現在、担当課におきましては、工事の発注に向けて準備を進めているところです。

以上、議案の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認の賜りますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第43号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第43号 土地改良事業の施行について（災害復旧）は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第44号 令和3年度和東町一般会計補正予算（第3号）、議案第45号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46

号 令和 3 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 4 7 号 令和 3 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、以上 4 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（岡田泰正君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 4 4 号から議案第 4 7 号の提案理由を申し上げます。

議案第 4 4 号 令和 3 年度和東町一般会計補正予算（第 3 号）は、昨年度及び補正予算に引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う住民生活、地域経済の支援として、生活応援商品券事業や高校生等就学応援給付金事業、事業者支援給付金事業の実施とともに、総合的な保健・医療の中核施設として（仮称）総合保健福祉施設に係る基本設計事業等、また和東保育園耐震改修の際の一時保育場所として、東保育園及びいきいきこども館の改修事業等において

議案第 4 5 号 令和 3 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、取水場排砂ポンプの更新事業、また水道料金での収入をもって経営を行うことが困難であることに伴う減債基金の取崩しの実施等において

議案第 4 6 号 令和 3 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、放流流量計の更新事業や祝橋架替工事に伴う下水道設備移設工事等の減額等において

議案第 4 7 号 令和 3 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、保険事業勘定における居宅介護サービス給付費や居宅介護住宅改修事業費等において、サービス事業勘定における介護予防計画委託料等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案書の説明をさせていただきます。

議案第44号ということで、議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第44号

令和3年度和束町一般会計補正予算（第3号）

令和3年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,500万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年9月22日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただいたのが、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入ということで、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

11款地方交付税、16億9,237万6,000円、3,187万7,000円、17億2,425万3,000円。

13款分担金及び負担金、7,272万8,000円、121万8,000円、7,3

94万6,000円。

15款国庫支出金、4億4,061万1,000円、8,319万5,000円、5億2,380万6,000円。

16款府支出金、1億6,871万4,000円、1,976万8,000円、1億8,848万2,000円。

18款寄付金、6万1,000円、26万5,000円、32万6,000円。

20款繰越金、4,019万7,000円、290万1,000円、4,309万8,000円。

21款諸収入、2,538万9,000円、1,237万6,000円、3,776万5,000円。

22款町債、3億7,450万円、7,360万円、4億4,810万円。

歳入合計。

33億9,980万円、2億2,520万円、36億2,500万円。

1枚おめくりいただきまして、続きまして歳出でございます。

こちらのほうも款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款議会費、5,534万4,000円、△174万円、5,360万4,000円。

2款総務費、5億7,257万円、1,221万5,000円、5億8,478万5,000円。

3款民生費、7億4,059万4,000円、7,371万8,000円、8億1,431万2,000円。

4款衛生費、5億1,649万4,000円、566万6,000円、5億2,216万円。

5款農林業費、1億3,055万5,000円、478万4,000円、1億3,533万9,000円。

6款商工費、5,047万8,000円、7,186万2,000円、1億2,234

万円。

7 款土木費、5 億 4,998 万 6,000 円、3,710 万円、5 億 8,708 万 6,000 円。

8 款消防費、2 億 440 万 3,000 円、68 万 8,000 円、2 億 509 万 1,000 円。

9 款教育費、2 億 486 万 7,000 円、655 万 9,000 円、2 億 1,142 万 6,000 円。

続いて、10 款災害復旧費、653 万 5,000 円、1,434 万 8,000 円、2,088 万 3,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして、第 2 表 債務負担行為補正でございます。

1. 追加

事項、期間、限度額の順に説明を申し上げます。

地方公務員定年延長制度整備支援事業、令和 4 年度、110 万円。

総合保健福祉施設整備事業、令和 3 年度から令和 4 年度まで、8,200 万円。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして、第 3 表 地方債補正でございます。

1. 変更ということで、起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

すこやかエンジェル積立事業（過疎対策）、630 万円、証書借入又は証券発行、年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後の限度額でございます。

770万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降、起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額の順に説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

和東保育園改修事業（過疎対策）、1,060万円、4,650万円。

和東保育園耐震事業（緊急防災・減災事業）、330万円、1,440万円。

祝橋整備事業（過疎対策）、1億610万円、1億4,250万円。

災害復旧事業、560万円、930万円。

臨時財政対策債、9,340万円、7,850万円。

補正前の計でございますが、2億2,530万円、補正後の計でございますが、2億9,890万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.44 令和3年度和東町一般会計補正予算（第3号）に基づき説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページまでは総括ということで重複しますので、5ページ、6ページから説明をさせていただきたいと思っております。

なお、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、歳入でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額3,187万7,000円。

1節地方交付税で、普通交付税として3,187万7,000円予定をしております。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、補正額466万9,000円でございます。

1節公共土木施設災害復旧費負担金ということで、道路橋りょう災害復旧費負担金466万9,000円を計上させていただいております。

同款、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額が1,399万円でございます。

これにつきましては、2節児童福祉費補助金ということで、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（高校生等就学応援事業）ということで1,399万円計上させていただいております。

同款、同項、3目衛生費国庫補助金、補正額が350万2,000円でございます。

1節保健衛生補助金ということで、こちらにつきましても新型コロナ対応地方創生臨時交付金（インフルエンザ予防接種事業）に係る分として350万2,000円計上させていただいております。

同款、同項、8目商工費国庫補助金、補正額が5,763万4,000円でございます。

1節商工費補助金で、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（生活応援商品券事業）4,100万9,000円、同じく（事業者支援給付金）1,662万5,000円を計上させていただいております。

16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金で664万1,000円の補正額でございます。

主なものにつきましては、1節社会福祉費補助金で354万円、このうちきょうと連携交付金（総合保健福祉施設整備事業）ということで336万4,000円を、また2節児童福祉費補助金で310万1,000円を、こちらにつきましては、きょうと連携交付金（和束保育園施設整備事業）310万1,000円を計上させていただいております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

同款、2項府補助金の6目土木費補助金でございます。補正額が500万円。

2節道路橋りょう費補助金で、こちらにつきましても、きょうと連携交付金（町道維持修繕工事）ということで500万円を計上させていただいております。

2 1 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入で1,237万6,000円の補正額でございます。

2 節雑入ということで、雇用促進協議会事務費負担金として1,237万6,000円計上させていただきます。

2 2 款町債、1 項町債、2 目民生債、補正額が4,840万円でございます。

2 節児童福祉債ということで4,840万円、このうち主なものが過疎対策事業債（和束保育園改修事業）3,590万円、緊急防災・減災事業債（和束保育園耐震事業）1,110万円を計上しております。

同款、同項、6 目土木債で3,640万円の補正額でございます。

1 節道路橋りょう債ということで、過疎対策事業債（祝橋整備事業）として3,640万円。

同款、同項、9 目災害復旧債で370万円の補正額でございます。

こちらにつきましては、1 節農林業施設災害復旧債140万円、農業施設災害復旧債で50万円、農地災害復旧事業債で90万円。

また、2 節公共土木施設災害復旧債で230万円を、こちらにつきましては道路災害復旧事業債でございます。

同款、同項、10 目臨時財政対策債、補正額につきましては△1,490万円でございます。

こちらにつきましては、1 節臨時財政対策債ということで、これにつきましては、今年度の地方交付税の額が決まりまして、この関係で国のほうから決定されたもので、△1,490万円でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、こちらにつきましても主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目総務管理費で補正額が785万5,000円で

ございます。

主な内容につきましては、職員人件費で、人事異動に係るものでございます。

同款、同項、2目企画費で補正額が408万5,000円。

このうち主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金ということで370万円、このうち移住促進住宅整備事業補助金360万円を計上させていただいております。

11ページ、12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で補正額が234万4,000円でございます。

主なものにつきましては、人事異動に伴います職員人件費の減額並びに13ページ、14ページでございますが、12節委託料、総合保健福祉施設に係ります土地鑑定業務委託料49万5,000円、同じく、測量設計業務委託料425万5,000円、総合保健福祉施設整備支援業務委託料198万円を計上させていただいております。

3款民生費、2項児童福祉費の3目保育所費、補正額が5,378万7,000円でございます。

主なものにつきましては、15ページ、16ページでございますが、14節工事請負費4,576万円、和東保育園改修に伴います東保育園・いきいきこども館の改修事業、また17節備品購入費で620万2,000円、和東保育園の給食設備備品ということで挙げさせていただいております。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で補正額が460万2,000円でございます。

主なものといたしまして、12節委託料380万2,000円、予防接種等委託料270万2,000円、コロナワクチン接種委託料110万円を計上させていただいております。

また、18節負担金補助及び交付金で80万円を、こちらにつきましては小児イン

フルエンザ予防接種助成金ということで80万円を計上させていただいております。

17ページ、18ページですが、5款農林業費、1項農業費、3目農業振興費で342万1,000円の補正額でございます。

主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、農業経営継承・発展支援事業補助金300万円を計上させていただいております。

続きまして、19ページ、20ページでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で△930万円でございます。

主なものにつきましては、人事異動に伴います職員人件費の減となっております。

申し訳ございません、17ページ、18ページにお戻りいただきたいと思っております。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で補正額が7,001万円でございます。

主なものにつきましては、19ページ、20ページでございますが、18節負担金補助及び交付金ということで6,776万4,000円、このうち和東町雇用促進協議会負担金で1,237万6,000円を、また茶源郷和東生活応援商品券補助金で3,888万8,000円を、また事業者支援給付金として1,650万円予算を計上させていただいております。

次に、7款土木費の2項道路橋りょう費、2目道路維持費で補正額が1,000万円を計上させていただいております。

こちらにつきましては、14節工事請負費ということで、町道維持修繕工事分でございます。

同款、同項、3目道路新設改良費で3,640万円の補正額を計上しております。

主なものといたしまして、21ページ、22ページでございますが、14節工事請負費4,700万円、これにつきましては、祝橋整備工事に係る工事請負費ということで、4,700万円を、また、21節補償補填及び賠償金で△1,500万円を計上しているところでございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費で補正額が655万9,000円。

こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金ということでございます。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、2目農地災害復旧費で400万円の補正額を計上させていただいております。

こちらにつきましては、14節工事請負費ということで、農地災害復旧工事費でございます。

同款、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費で784万8,000円の補正額を計上させていただいております。

主なものにつきましては、14節工事請負費ということで、道路橋りょう災害復旧工事700万円を計上させていただいております。

23ページ以降につきましては給与費明細ということになっておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上、私のほうから説明とさせていただきます。

なお、特別会計につきましては、各担当課長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、簡易水道特別会計・下水道特別会計、議案第45号・46号についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第45号

令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億220万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表でございます。第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

こちらも補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

6款繰入金、7,810万1,000円、89万1,000円、7,899万2,000円。

7款繰越金、100万円、370万9,000円、470万9,000円。

歳入合計でございます。1億9,760万円、460万円、2億220万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、7,842万8,000円、80万1,000円、7,922万9,000円。

2款施設費、1,600万円、344万円、1,944万円。

3款公債費、1億217万1,000円、35万9,000円、1億253万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となっております。

それでは、予算に関する説明書No.45をお開きください。

2ページ、3ページにつきましては総括となっておりますので、割愛させていただきます。

これも主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

歳入です。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△17 万 6,000 円でございます。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目減債基金繰入金、1 節減債基金繰入金として 106 万 7,000 円を繰り入れています。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金で 370 万 9,000 円、純繰越金として歳入となっております。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、10 節需用費の印刷製本費 30 万円、これにつきましては、今回可決いただきました料金改定の関係の印刷物を刷る予定でございます。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、14 節工事請負費として 344 万円を計上させていただいております。これは取水場の排砂ポンプの入替えでございます。当施設につきましては、表流水を取っておりますので、井戸に入りました砂を出すためのポンプでございます。

以上が簡易水道事業特別会計の補正の内容でございます。

議案書にお戻りください。

議案第 46 号についてご説明させていただきます。

議案第 46 号

令和 3 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 890 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,460 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年9月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

こちらも同様の説明とさせていただきます。

まず、第1表でございます。

歳入。

1款分担金及び負担金、3,610万円、△1,400万円、2,210万円。

5款繰入金、1億5,157万9,000円、70万円、1億5,227万9,000円。

8款町債、5,820万円、440万円、6,260万円。

歳入合計、2億8,350万円、△890万円、2億7,460万円。

おめくりください。歳出でございます。

1款総務費、3,522万3,000円、0円、3,522万3,000円。

2款管理費、7,840万7,000円、△950万9,000円、6,889万8,000円。

4款公債費、1億6,937万円、10万9,000円、1億6,947万9,000円。

5款予備費、50万円、50万円、100万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第2表 地方債の補正でございます。

1. 変更

起債の目的：下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）限度額：320万円、
起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方
法で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行
った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その
融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、
町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借
換えすることができる。

補正後でございます。

限度額760万円、起債の方法、利率、償還につきましては補正前と同様でござい
ます。

それでは、予算に関する説明書No.46をお開きください。

こちらも1ページから4ページまでにつきましては、総括として割愛させていただ
きます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金、5節工事費分担金△1,
500万円、現年度分でございます。これにつきましては、祝橋架替工事に係る分担
金の減額でございます。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債、1節特定環境保全公共下水道事業債44
0万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても同様に説明させていただきます。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費、14節工事請負費449万1,
000円でございます。これにつきましては、浄化センターの放流流量計の入替えで
ございます。

同款、同項、2目管渠管理費、14節工事請負費でございます。町道鷺峰山線祝橋架替工事に伴う下水道設備等工事△1,300万円でございます。これにつきましては、祝橋の左岸側の工事と同様に発注することで減額をさせていただくことになりました。

以上、議案第45号・第46号の補正についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第47号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第47号

令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,300円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ727万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 億 4,191 万 8,000 円、134 万 8,000 円、1 億 4,326 万 6,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 6,759 万 9,000 円、163 万円、1 億 6,922 万 9,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 8,697 万円、168 万 8,000 円、1 億 8,865 万 8,000 円。

5 款府支出金、1 億 790 万 4,000 円、80 万 6,000 円、1 億 871 万円。

7 款繰入金、1 億 670 万 1,000 円、82 万 8,000 円、1 億 752 万 9,000 円。

歳入合計、7 億 2,670 万円、630 万円、7 億 3,300 万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出も同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、702 万 5,000 円、4 万 7,000 円、707 万 2,000 円。

2 款保険給付費、6 億 6,967 万円、622 万 3,000 円、6 億 7,589 万 3,000 円。

4 款地域支援事業費、3,322 万 5,000 円、3 万円、3,325 万 5,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料 No. 47 の和東町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（保険事業勘定）をよろしくお願いたします。

1 ページから 4 ページは総括でございますので、5 ページ、6 ページのほうをよろしくお願いたします。

歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に、主なもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 3 4 万 8, 0 0 0 円。

これにつきましては、1 節現年度分の特別徴収の保険料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 2 1 万 9, 0 0 0 円。

これにつきましては、1 節現年度分全額でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額が 1 6 8 万円でございます。

1 節現年度分ということで全額でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正額 4 5 0 万円。

1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、8 目居宅介護住宅改修費、補正額 1 0 0 万円。

1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

続きまして、先ほどの議案書のほうにお戻りください。

先ほどの続きでサービス事業勘定の説明のほうをさせていただきます。

第 1 表でございます。

まず、歳入でございます。

2 款繰入金、3 5 4 万円、3 1 万円、3 8 5 万円。

歳入合計、6 9 6 万円、3 1 万円、7 2 7 万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

2 款事業費、9 7 万 8, 0 0 0 円、3 1 万円、1 2 8 万 8, 0 0 0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書のサービス事業勘定をよろしくお願いいたします。

こちらにつきましても、1 ページから 4 ページにつきましては総括でございますの

で、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 3 1 万円。

1 節一般会計繰入金全額でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、補正額 3 1 万円。

1 2 節委託料といたしまして、介護予防計画の委託料全額でございます。

以上で私からの説明は終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、まず、簡易水道事業の関係ですけれども、先ほどの値上げの決定と言いますか、可決を受けて周知を行うということで、印刷製本費を 3 0 万円ほど計上したということですが、ある意味、決まったことを周知するなんていうことは当たり前の話であって、決まってからではありますけれども、全くこれまで周知してこなかったことをもっと反省してもらいたいと思うんですね。本当にね、私、許されない思いでいっぱいなんです、このような状況の中でそういったことがやられるというのは。

この中身ということなんですけど、単に、こんだけ上がりますよ、こうなりますよという事務的なもんじゃないと思うんですね。やはりなぜ上げなくてはならないのかとか、どういう計画でこうなのかとか、一定やはり詳細に根拠というものを周知していくということがなければ、単に負担がこんだけ増えますよという周知だけだったら何の周知にもならないと、これまで何も言ってなかったわけですから。ちゃんとその辺も含めて、A 4 1 枚とか言うっておられましたけど、そんなんで足りるんですか。

あと、ホームページも含めて、そういうちゃんとした周知を常に見れるようにして

おくということが必要じゃないかというふうに思いますけども、その辺どのようなことを考えておられるか確認しておきたい。

それから、先ほど質問しましたけど、もう一回確認だけしておきたいんですけど、この値上げの根拠というのは、いい悪いは別にしても、経営戦略だと思っているんです、もともとからそれが出発点ですから。今回の値上げをするという、この中身を反映した経営戦略というのは結局できているんですか。もちろんできた上でこれを提案してますよね。できてるんですね。確認したいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目の広報に使う30万円でございます。これはポットと言いまして、皆様のお知らせ表として、検針時に配る用紙の裏に新料金関係のことを記載させていただきたいということでございます。

これにつきましては、半年という周知期間の中に11月、1月、3月の3回の検針がございます。このときに使うポットの用紙の委託料になりますので、こちらのほうはそのために委託費として計上させていただいている予算でございます。

あと、他の件につきましてですけど、広報につきましては、基本、ホームページ、それから広報チラシという形で記載を計画しております。これにつきましては、現状の内容、それから今後の中身というのを記載したいということで、あまり文字ばかりのものにならないようなもので何とか皆さんに見てもらいやすいようなものにしたということで、今、課員のほうがレイアウトを考えておりますので、それは議員各位の勉強会に提示しました資料を元につくらせていただくということになるかと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

経営戦略につきましては、平成28年に経営戦略をつくっております。これは今も

生きているものでございます。

ただ、料金の改定の部分のみにつきまして、再度検討し直したほうがいいんじゃないかという意見が水道委員さんのほうから出ましたので、この部分については60%という部分の修正をかけたものがございます。それを現在も継続的に活用していると。

今、一番問題になりましたのは、資金の枯渇というところでございますので、その部分の対応ということで判断していただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それはすごくおかしな話ですよ。初め25%で書いてあったやつがまだ生きていて、60%というふうには書いたら、でも、それはもう無理だということで意見が出て撤回しておいてですよ、令和2年に案として出しておいてますけども、結局は策定できてないということでしょう。生きてるも何もね、数字も全部変わってきますよ。こんなことを今、言わなくちゃいけないということぐらいですよ、決まってからでもね。それぐらいずさんということですよ、その根拠というのがね。根拠になる経営戦略一つちゃんとまとめられてないのに、こういう値上げだけ押しつけてくるっていう、本当にどれだけずさんなんですか、町長。先ほど言われていたでしょう。こんなことで提案していいのかと。だから言っているんですよ。決まってからでも、こんな議員としてですよ、何が根拠で言われたら説明できないじゃないですか。そんないい加減なことで、どんな広報をされるのか知りませんが、あるんだったらちゃんと提出してください、その経営戦略を。今のこの決まったやつを反映したやつ、それをちゃんと議会に、住民にも公表してくれますか。いつできます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

現在それは修正をかけて作成した後に水道委員さんにも確認を取っていただいて、提出できるように鋭意努力したいと思います。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

本当に本末転倒ですよ。決まってから後で修正かけてね、それで後で公表しますって、そんなばかなことありますか。本当にどんだけいい加減なかと。よくこんなんで可決できたなと思いますけど。補正予算ですので、一応これぐらいにしておきますけども、これぐらいいい加減なことだということをよく自覚されて、丁寧な周知をいただきたいというふうに思いますし、経営戦略については直ちに提出していただきたいと思います。

次に、一般会計のほうですけども、14ページの民生費の関係の一つは高校生等就学応援給付金1,365万円の関係、そして、それから20ページに事業者支援給付金という、今回も二つの給付金のほうを反映いただいているわけですけども、これをそれぞれ担当課長のほうから、どういう中身のものか説明をいただきたいのと、それから今後これを支給していく上での手続ですね、どういうふうに今後考えておられるか、その辺、説明いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今の岡本議員のご質問、ページ14ページの18節負担金補助及び交付金の1,365万円、高校生等の就学応援給付金のことについてでございますが、これにつきましては、コロナ禍の影響で収入が減少していく中でというところで、高校生以上の方を対象として、経済面で苦しむ世帯への学費の負担分の支援ということで今回提出さ

せていただいているものでございます。

一応想定させていただいていますところでは、高校生、また大学生、また専門学校へ行っているお子さん、こちらの方につきまして考えているもので、高校生につきましては5万円、大学生・専門学生につきましては10万円。これにつきましては世帯への給付金ということではございますが、お子様1人ずつに給付させていただくということになりますので、世帯に対象のお子様2人いたら、お2人それぞれの金額のほうをさせていただくということでございます。

ただ、福祉課のほうでは、高校生、大学生、専門学生というのが実態としてつかめないのが現状でございますので、一定広く広報させていただきまして、住民の皆さんから申請していただいて、そこからの給付ということを考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

20ページにございます事業者支援給付金事業につきまして、概要をご説明させていただきます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に大きな影響を受けている中小企業等及び個人事業者の皆様、農業者を含む事業者の事業継続を支援させていただく目的で実施をさせていただきます。

主な支給対象の要件といたしましては、令和3年10月1日現在で町内に事業所の所在地または住民登録がある事業者で、今後も事業を継続する意思がある事業者と、また事業収入におきまして税務申告を行っておられる方を対象とさせていただくことといたします。

給付金の額につきましては、1事業者につきまして5万円とし、1回限りとさせていただきます。

給付金の申請期間につきましては、令和3年11月1日から令和4年1月29日までと考えております。

申請方法につきましては、11月広報紙及びホームページでの周知を考えております。また、状況によりまして防災行政無線の活用も考えております。

補正予算をご承認いただきました際には、明日から事務に取りかかっていると思っておる次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回、高校生以上の学生を対象に、去年は世帯給付ということでしていただいたんですけども、今年は1人1人に対象をいただくということでは大変前進したというふうに思っております。対象のほうは高校生はまだつかみやすいとは思いますが、学生以上につきましては広く広報いただいて、漏れなく支給できるように、そこはぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほど来、人口対策ということで議論もありましたけども、今後、子育て支援という範疇の中で、これまで高校生までの医療費の無料化であるとかいうことでは大変努力いただけてきたと思うんですけども、さらに踏み込んだ中で、学生なども対象にして、かなり経費がかかっている世代でもありますので、そこも含めた施策につながっていきけるような今回の経験に私はぜひしていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

それから、事業者支援につきましては、昨年一度やっていただいております。ただ、決算でも申しましたように、対象と思われる事業所に十分届き切れなかったというか、大変執行率が低い状況がありましたので、その辺は去年のことも教訓にさせていただいて、1事業者自身にちゃんと届くように、そこはぜひお願いしたいというふうに思い

ます。

次に、コロナの関係でお聞きしたいんですけども、今、第5波が少し収まってきているという状況がある中でありますけども、一つは総務課長に、この間、6月議会で予算化いただいたPCR検査の補助についてですけども、それは具体的に実施に至っていないという状況があるんですけども、その辺は今どのような状況なのか。実際にいつから補助をしていただけるかということを含めて今後12月に向けて検査は大変必要になってきますので、そこをお願いしたいということが1点です。

それから、これは福祉課長にお聞きしたいんですけども、児童クラブの関係のところに関連するんですが、特に子供の感染というのは、今、全体は減ってきている中でも、ワクチンを打てないというか、そういう子供さんのところでの感染というのは全国的にはまだ収まってないというか、広がる傾向にもあるというふうに言われております。そういう中で、特に児童クラブのことだけにお聞きしたいんですけども、ここもいろいろと感染対策をしていただきながら子供さんを見ていただいていると思うんですけども、例えば、仮に体調が悪くなったりとかしたときのお子さんへの対応ができるスペースであるとかいうのがなかなか取りにくい状況もあると思います。

この間、学校関係に抗原検査のキットを配るということがありましたけども、その辺、児童クラブのほうにも配れるような状況になっているのかも含めて、その辺の対策について説明いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスに係りますPCR検査の関係につきましては、6月補正でご承認をいただきまして手続をしかけたところですが、その中で私自身も相当悩みましたのが、どのあたりの範囲までPCR検査を実施するかというところですが、

ます。

先だつての決算委員会等で町長が申しあげましたように、不要不急の外出の自粛をお願いしていると。結婚式、またお葬式、そういう冠婚葬祭、あと受験、そういう方については、当然、一定の補助をした中でPCR検査の補助をしたいというふうに考えております。

なお、対象につきましては、できましたら今月9月1日からの方を対象にということで考えているところでございます。

ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

児童クラブの感染に関しましては、確かにおっしゃられるとおり、12歳未満の方については、まだワクチンの接種の承認が出てないということで、打てない状況でございます。体調不良のときにつきましては、確かにスペース的には取りにくいんですが、端のほうで責任指導者の方に見ていただくということでございます。

それで、抗原検査の関係でございますが、小学校・中学校だけではなく、保育園また児童クラブにつきましても政府のほうから配布していただくということで、今、うちのほうからもそちらのほうは請求させていただいているところでございます。多分もうそろそろ着く頃かとは思いますが、それにつきましては、一定、年度内に毎月検査できるだけの数は請求のほうはさせていただいておりますので、今後常備できるかというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

できるだけぜひお願いしたいんですけども、ただ、検査につきましては、今は本当にワクチンの云々もありますけども、次の6波というものが既に専門家の中では必ず来るというふうに言われております。そういう点ではかなり大きな波になるかもしれないという想定もございます。そういう意味では、ワクチンの接種を進めることも大事なんですけども、どれだけ検査が容易にできるかという、そういう環境をつくるのが早期に医療にかかるという条件をつくる上でも鍵になっているというのがありますので、極力、何かのハードルをつくらずに検査を受けられる、補助が受けられる、そういった中でぜひスタートしていただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいと思えますし、実施の状況を見守りたいというふうに思っております。

次に、16ページが一番下の小児インフルエンザ予防接種の関係なんですけども、これはいわゆる昨年もそうでしたけども、インフルエンザとの同時流行ということを一想定した中での子供さんへのインフルエンザの予防接種の補助と、昨年は6年生まで伸ばしていただいた上に、コロナのこともありましたので、無料でやっていただくということになりました。今年も予算措置をいただいているんですけども、去年と比べて今年もそういう同等のことなのか、同じ内容での補助なのか、それとももう少し拡充もいただいているのかも含めて、内容について説明をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

小児インフルエンザの予防接種の80万円でございますが、これにつきましては昨年と同様の形を取らせていただいております。昨年度から小学校6年生まで補助の対象を伸ばさせていただいていました。そして、昨年度は時限的にコロナとの同時流行に備えるということで、完全無償化させていただきました。それと同様に、今年もそうさせていただくべく、80万円の予算を補正させていただいたというところでご

ございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

最後の質問です。

○7番（岡本正意君）

今朝の新聞等を見ておりますと、これはまだ分からないわけですが、去年は確かに同時流行ということにならずに、インフルエンザはほとんど流行しなかったとあるんですが、今年については流行するんじゃないかというような想定もございます。そういう意味で、今回、同じことでやっていただくということは、それはそれで大事なんですけども、やはり中学生であるとか高校生であるとかいうところも含めた中で、実施にも暫く時間もありますので、できれば拡充のほうもぜひお願いしたいというふうに思います。

最後ということですので、保育園の改修の関係をお聞きしたいんですけども、今回、東保育園・いきいきこども館改修工事に4,576万円、それから保育園の給食整備備品に620万円が計上されております。先ほど説明もありましたように、これは今の和東保育園の改修に向け、来年度に子供たちを一時移動させて、ここで保育するための準備ということだと思っておりますけども、その辺、内容について説明をお願いしたいのと、一つお聞きしておきたいのは、東保育園の扱いなんですね。

今回、そういうことで、もともと乳児対象の保育園でした。今回も乳児対象にそこで受け止めるということだと思っておりますけど、それに向けて一定改修も行われるということで言えば、一時的なものが終わった後も使用できるというか、そういう環境も一定整うと思っておりますよね。そういう意味で、東保育園にせっきく手を入れてそういう環境を整えるという意味では、その後どういうふうに有効活用するのかということもそろそろ真剣に検討されたほうがいいんじゃないかと思っています。その辺のことについてまだ何もないかもしれませんが、一定考えておられる範囲でお考え

があればお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、保育園の改修のことですが、皆さんご承知のとおり和東保育園、ここにつきまして耐震改修工事、また大規模な改修工事が必要だということで、今回、工事費で予定させていただいておりますのは、和東保育園を改修するための仮設の工事ということで、東保育園・いきいき子ども館のほうに改修工事をさせていただくということで、4,576万円計上させていただいております。

これにつきましては、本日可決いただきましたら直ちにこの工事の入札準備のほうを進めさせていただきまして、できましたら年度内にこの工事を完了していきたいというふうには思っておるんですが、私も建築工事につきましては全然不慣れなものでございますので、どのぐらいの期間でできるかは、実際入札が終わりまして施工業者が決まってから、そことの協議になってくるかと思いますが、その形で進めさせていただいて、できましたら来年度から改めて和東保育園のほうの改修耐震工事のほうをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それと、備品購入費のほうでございますが、これにつきましては、現在使用しております和東保育園での冷蔵庫、冷凍庫、またガススチームオーブン等、こちらのほうが相当な老朽化していると。それで、今回、仮設のために東保育園・いきいき子ども館のほうを利用させていただくときにこれを持っていくと、もう二度と使えなくなるぐらいの老朽化しているということで、今回、備品購入費でそちらのほうを購入させていただきまして、一旦、仮設のほうには置かせていただくんですけども、工事が終わり次第、和東保育園のほうに戻させていただいて、そのまま使用させていただくというふうに考えているところでございます。

また、東保育園の工事後の最終使用後のことではございますが、こちらにつきましては、まだ明確に検討しているわけではございませんが、子育ての関係の事業、また地元東区のほうでいろんな活用の仕方もあるかと思しますので、今後、地元の区長さん等を含めた中で活用のほうを考えていきたいと思しますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

竹谷課長、1点だけお聞きしたいんです。一般会計の18ページ、農業経営継承発展支援事業補助金300万円と計上されております。これの内容を教えいただきたいです。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

18ページにございます農業経営継承発展支援事業につきまして、概要をご説明申し上げます。

こちらの事業につきましては、今年度、令和3年度に新しく国のほうで創設されました新規事業でございます。地域農業の担い手の経営を継承した後継者による農業経営発展に向けた取組を国と市町村が支援を行う補助制度でございます。

これまで新規就農者の方につきましては補助事業等もございましたが、後継者の方への補助というものがあまりございませんでした。その点を考えられ、新しく創設された新規事業でございます。

補助対象者の要件といたしましては、国の制度でございますので、様々詳細な言葉がございますが、主な要件といたしましては、令和2年1月1日以降に先代事業者か

ら農業経営を継承・移譲を受けていること、後継者の名義で税務申告を行っていること、青色申告であること、家族経営協定を締結されていること、経営発展計画を策定されていることなどがございます。

補助額につきましては、後継者の農業経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1、補助上限といたしましては、国と市町村を合わせまして100万円となっております。

先ほど申しあげました対象者となられる方が現在3名おられます。前向きな形で事業を検討されておりますので、今回補正に上げさせていただいたところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

今までよそから来られて和東町でお茶事業をやられたら毎年150万円、それが5年間あったと思うんですが、これは1回こっきりですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

村山議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

今、村山議員からございましたように、新規就農者につきましては、個人の方につきましては150万円、最長で5年間というところでございます。こちらの事業につきましては、新しい事業で私もまだ勉強不足なところがあるんですが、何年も続けてというところではございません。

すみません、資料のほうに回数制限とかがご用意できておらなくて申し訳ございません。また確認をさせていただきたく存じます。

○議長（岡田泰正君）

後ほど報告してください。

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

22ページの祝橋に関連して、補償金という形で1,500万円減額されております。これについて詳しく説明いただきたいのと、工事請負費が4,700万円、鉄板リース料ですか、これは工事費に含んだ金額に入ってくるんじゃないかと、このように考えるんですけど、その点はいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の畑議員のご質問でございます。

まず、1,500万円につきましては、当初、下水道事業のほうで3,000万円を組んでおりました。それを左岸側の橋台工事と一緒に行うということで、そちらのほうを減額し、こちらに持ってきた分でございます。

鉄板リースにつきましては、部分的に言いますと、ここの隣接する工場の仮設増です。工事につきましては、左岸の橋台を今、発注公告しております。この後、今回補正を可決いただきましたら右岸を出します。

工事につきましては、そのまま次の工事の上部工の仮設になって、次、取り合い道路の工事となります。その分も含めて、仮設道路の鉄板を引いておきたいということで、本来なら工事の期間中だけのリースとするんですけども、今回それを外して、祝橋の工事期間としてリースするというので、こちらのほうに別計上しています。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

右岸というのは、こっちからいうたら右側ですね。左側ですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

上流から下流に向かって左です。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

橋のちょっと下にこの間、稲刈りすんねんけど、コンバインが入らんような状態になってくるの違うかなと、工事期間ですよ。この工事期間がいつ発注されるのか、終わってから発注されたら問題ないんですけどね、また、当初、来年度についてまた田植するということも聞いております。その点についての工事発注期間はいつからですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今回、祝橋の工事につきまして、落橋が今年の1月から6月までの間で行いたいということで、まず行っています。これは実際には京都府の工事との関係もございまして、4月、5月で落橋しております。今、出水期に入りますので、6月から10月20日までは工事を止めております。

この間に左岸の橋台の工事の発注を行います。左岸の工事の発注と下水道の管の付替工事を今、発注しております。この工事が進みますと、今回の補正で若干工事費の組替えをさせていただいているんですけども、これが右岸側、今度は上流から下流に向かって右側の橋台工事を発注します。これが予定でいきますと来年の3月31日に橋台、右岸・左岸の橋台が出来上がります。出来上がった段階で、何の事故もなくとか、雨とか雪とか、そういうことも含めて何もないということで出来上がると計

算しまして、その後すぐに橋の桁をかけます。それを来年の6月までには終らせたいという計画をしてます。それが終わった段階で、前回の6月のときに議決をいただいた橋台の上部の仮設を全部終らせてしまうのが来年の10月になります。10月が終わった段階で、今度は川の中は触りませんので、今度は出来上がった橋にすりつける道をつけます。なぜかと言いますと、現在の護岸よりもまだ橋が高くなりますので、それに両方からすりつける道をつけると。この段階で仮に橋は通っていただきたいということで今、考えています。これが令和5年の春には何とかそこまでもっていきたいという考えです。

それで、一旦、車を通しながら仕事を仕上げて、最後終わりたいということで、現時点は河川の状況もありまして工事に入れないと。うちのほうとしましては、本来10月15日から河川内工事を着工できるということにはなるんですけども、4年前の10月21日、衆議院選挙の日なんですけども、この日に大雨が降って災害が起こった事例があったり、11月の初めに大雨が降ったという経過もあるんで、基本的には11月1日ぐらいから川の中の工事を徐々にかかれるような段取りで今、動いております。

○議長（岡田泰正君）

8番、畑議員。

○8番（畑 武志君）

そうすると、そういう計画の設定ができてたらそれでいいんですけども、地元としてはいろんな情報が飛びってます。どこまで確認できたのか分かりませんよ。その辺の周知徹底ができてないのかなと思うんですけども、課長、前にこの問題を言ったときには周知徹底しますよということを聞いてたから、あるだろうと言っていたんですけど、その後の進捗状況は分かりませんが、とにかくそういう声が上がっていることは事実です。これからそうしたことが入ってくると、また、いろいろトラブルが出てきますので、その辺のところの周知徹底だけは十分しておいてくださいよ。

これは要望です。お願いします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ちょっと確認だけなんですけど、10ページの移住促進住宅整備事業補助金で370万円であるんですけど、具体的に説明をお願いしますか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

移住促進住宅の地域につきましては特別区ということで、湯船地域と東和東地域につきましては上限180万円、取得修繕に対しまして10年間移住されるということで、住宅に住まわれる場合に180万円、その他の区域につきましては90万円の補助金が支出になります。

当初予算で特区が2軒、特区以外が2軒ということで、540万円の当初予算を計上させていただきました。その後、空き家の掘り起こしを行い、現在18の物件がございます。

現在ですけれども、湯船地域が1軒と園が2軒、合計3軒の特区の地域がございます。あと特区以外の地域は、白栖1軒、中1軒、釜塚1軒、別所1軒ということで、合計4軒ということで、7軒分の補助金の支出が現在想定されてますので、当初で4軒分しか見ておりませんでしたので、その差額を360万円、それから、あと空き家の流動化ということで、家財の片づけをする場合に、所有者に対して補助金ですので、これは1軒ということで10万円の補正を上げさせていただいた次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第44号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第44号 令和3年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第45号 令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第45号 令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第46号 令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第47号 令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第47号 令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後6時16分～午後6時26分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

農村振興課長より発言の申出がございましたので、許可をいたします。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

失礼いたします。

先ほど村山議員のご質問の中で、私、お答えできなかった部分につきまして、農業経営継承発展支援事業の関係につきましてご回答のほうをさせていただきます。

確認をいたしましたところ、本事業につきましては、申請は1回限りということでございました。

即答できずに申し訳ございませんでした。

○議長（岡田泰正君）

日程第12、発委第2号 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の強化・拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

総務厚生常任委員長、村山一彦議員。

○総務厚生常任委員長（村山一彦君）

提案理由を申し上げます。

発委第2号 新型コロナウイルス感染症に対する、医療提供体制の強化・拡充を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由及び議案の説明といたします。

発委第2号

新型コロナウイルス感染症に対する、医療提供体制の強化

・拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年9月22日

提出者 総務厚生常任委員長 村山 一彦

和束町議会議長 岡田 泰正 様

新型コロナウイルス感染症に対する、医療提供体制の強化

・拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染が拡大し、一時は全国の新規感染者数は1日2万人を超え、重症者数が約2,000人にも増加、京都府内でも1日の感染者数が600人を超える日もあり、災害ともいわれる深刻な状況となる中、デルタ株の感染拡大に伴い、10代以下の子供にも急速に感染が拡大し、強い不安を抱えています。

そのような中、医療現場や保健所は逼迫し、救急搬送困難事例が急増するなど、「助かる命も助からない」という医療崩壊が日々進行しています。本来、入院治療や施設療養が必要な感染者も含め、多くが「自宅療養」を余儀なくされ、何ら医療処置も受けられないまま容態が急変するケースも報道されています。

本町のような医療資源が乏しい地域では、感染者が急増すればたちまち危機に直面する可能性が高く、強い危機感を抱いています。

政府においては、「原則、自宅療養」の方針を見直し、軽症者及び中等症患者を受け入れられるよう、臨時の医療施設の増設を含め医療提供体制の強化・拡充を行うとともに、早期に投与が必要とされる中和抗体薬を用いた「抗体カクテル療法」等の対応を可能とするなど、症状に応じた医療提供体制を早急に整備するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

新型コロナウイルス感染症対策担当大臣 西村 康稔 様

京都府相楽郡和東町議会

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発委第2号について賛成討論を行います。

この間、猛威を振るってきたデルタ株による感染第5波は、現在、ようやく感染者が減少し、京都におきましても、一時は日に600人を超える感染が確認され、医療現場が崩壊寸前まで逼迫しましたが、先日は1日に50人を下回るなど、減少傾向となってきました。

一方で専門家からは、既に第6波の到来が確実視され、それへの備えが早くも強調されており、今回の第5波の教訓を生かした対策の強化が求められています。

その意味でまずすべきことは、8月に政府が出した「原則・自宅療養」方針を撤回し、感染者の症状に応じて適切な医療が受けられる体制を整備することです。

デルタ株は持病のあるなし、リスクのあるなしに関わりなく、急変が早く、重症化

を防ぐために医療が関与できる場で療養するのが原則で、自宅療養を原則とするのはあり得ない対応でした。感染者急増の大きな要因は一貫した検査数の少なさにあり、無症状感染者を野放しにし、ウイルスをまき散らし、発熱等の症状が出てから対応し、重症化を招いている悪循環があります。

感染症への対応の基本は、検査を広く行い、無症状者や軽症者を早い段階で把握し、医療を受けることで、そうすれば重症化を予防でき、病床や医療体制の逼迫も防げます。「原則・自宅療養」方針は、まさに逆行であり、やるべきことは、必要な医療を保障する体制整備を早急に行うことでもあります。臨時の医療施設の開設などは、新しい法改正がなくても、現行法でも十分可能なことから、直ちに取り組むべきものです。その上で、地域の医療機関等での抗体カクテル療法などの治療体制を急ぎ整備する必要があります。

本意見書では、「原則・自宅療養」方針の撤回ではなく、見直しを求めることとなっておりますが、この見直しは事実上の撤回を求めるものと私は解釈しています。感染者が減少しているとはいえ、第5波はまだ終わっておらず、現在の事態に対応するためにも直ちに具体化するべきであり、多くの犠牲者を出している第5波と同じ轍を踏まないためにも、想定される次の感染の波への備えを万全にされることを強く求め、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第2号 新型コロナウイルス感染症に対する、医療提供体制の強化・拡充を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第2号 新型コロナウイルス感染症に対する、医療提供体制の強化・拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

高山豊彦議員。

○2番（高山豊彦君）

それでは、私からは、発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由及び議案の説明といたします。

発議第7号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年9月22日

提出者 和束町議会議員 高山 豊彦

和束町議会議長 岡田 泰正 様

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実

が不可欠である。

よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

１ 令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

２ 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

３ 令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

４ 令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

５ 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和３年９月２２日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣 武 田 良 太 様
経 済 産 業 大 臣 梶 山 弘 志 様
内 閣 官 房 長 官 加 藤 勝 信 様
経 済 再 生 担 当 大 臣 西 村 康 稔 様

京 都 府 相 楽 郡 和 東 町 議 会

以 上、よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

○ 議 長（岡 田 泰 正 君）

こ れ か ら 質 疑 を 行 い ま す。

質 疑 は あ り ま せ ん か。

質 疑 な し と 認 め ま す。

質 疑 を 終 結 い た し ま す。

こ れ か ら 討 論 を 行 い ま す。

討 論 は あ り ま せ ん か。

討 論 な し と 認 め ま す。

討 論 を 終 結 い た し ま す。

こ れ よ り、採 決 い た し ま す。

発 議 第 7 号 コ ロ ナ 禍 に よ る 厳 し い 財 政 状 況 に 対 処 し 地 方 税 財 源 の 充 実 を 求 め る 意 見 書 は、原 案 の と お り 決 定 す る こ と に 賛 成 の 方 は 起 立 願 い ま す。

起 立 多 数 で す。

し た が っ て、発 議 第 7 号 コ ロ ナ 禍 に よ る 厳 し い 財 政 状 況 に 対 処 し 地 方 税 財 源 の 充 実 を 求 め る 意 見 書 は、原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た。

日 程 第 1 4、発 議 第 8 号 コ ロ ナ 禍 で 疲 弊 す る 国 民 生 活 へ の 支 援 強 化 を 求 め る 意 見 書 を 議 題 と い た し ま す。

提 案 理 由 及 び 議 案 の 説 明 を 求 め ま す。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

発議第8号についての提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大が始まって2年近くが経過しましたが、感染の波の高低はありますが、いまだ収束の目途が見えない状況です。長引くコロナ禍の下、政府の補償なき自粛や営業制限が続く中で、国民の暮らしも経済もこれまでになく疲弊し、特に地方はさらに厳しい状況を強いられております。感染の収束にとっても思い切った暮らしへの支援とともに、しっかりした補償が求められていることから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案させていただきます。

発議第8号

コロナ禍で疲弊する国民生活への支援強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和3年9月22日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

コロナ禍で疲弊する国民生活への支援強化を求める意見書

新型コロナウイルスの感染確認から1年8か月、この間何度となく感染の波を繰り返し、現在は感染力の強いデルタ株による「第5波」が猛威を振るい、これまでで最悪の事態となっています。政府の対策の遅さ、拙さも重なり、感染者が急増し、医療の逼迫・崩壊により「救える命も救えない」事態が進行しています。

同時に、国民生活も疲弊が進み、極めて厳しい状況が拡大していますが、ここにも政府の無為無策が大きく影響しています。

政府は、昨年４月に初めての緊急事態宣言を発令して以来、幾度も再発令を繰り返して、そのたびに国民生活や各種事業者に対し、自粛や時短等の制限を強いてきました。最初の宣言時こそ定額給付金や持続化給付金、家賃給付金など不十分ながらも一定の支援を実施しましたが、その後は部分的な支援を小出しし、本年明けには持続化給付金や家賃給付金を打ち切るなど、感染状況は悪化する一方で、むしろ支援は弱めています。補償のない自粛や制限の要請は、国民生活と営業に深刻な打撃を与え続け、感染対策への協力意欲も減退させています。国民にとっては、感染への不安と生活への不安の二重の困難を強いられています。

政府においては、感染の抑え込み、収束を図るためにも、国民生活への支援を抜本的に強化することが急務です。そのためにも十分な補償とセットにした自粛要請、低所得世帯や苦境にある学生をはじめ、国民への定額給付金の再給付、持続化給付金、家賃給付金の再給付等とともに、世界でも多くの国が実施している消費税の減税を行うべきです。また、地方自治体での負担増やサービス後退が起きないための財政支援が必要です。重ねて国民の命と生活を守る責任を果たすことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和３年９月２２日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

経済産業大臣 梶山 弘志 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

京都府相楽郡和東町議会

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本正議員、どうぞ。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。発議第8号の賛成討論を行います。

意見書にもありますように、2年近いコロナ禍の苦境が続く中で、1人1人の生活も生業も経済状況も未曾有の危機的な状態となっています。この事態は、未知の新しいウイルスの蔓延による影響も確かにありますが、科学的な知見を軽視、時には無視した政府の感染症対策が感染の抑え込みに失敗し、幾度も感染の波を繰り返していることにあります。

経済活動との関係では、休業や営業時間短縮や自粛の要請を繰り返す一方で十分な補償を行わず、中途半端で実態に見合わない支援にとどめてきたことが、危機を深めてきた一番の原因です。

昨年4月の第1波、初めて緊急事態宣言を発出した際は、国民や野党の強い声にも押され、定額給付金や持続化給付金、家賃給付金、不十分ながらも学生への支援金など、一定まとまった支援が行われました。しかし、2波以降、緊急事態宣言は4回目を数える事態になり、特に第3波以降は感染状況も経済状況も深刻さを増したにもかかわらず、年明けには持続化給付金も家賃給付金も廃止するなど、むしろ対策を縮小させています。

その一方で、時短営業や酒の提供自粛などの締めつけ的な要請ばかりを強化した結果、多くの事業者が営業困難となり、非正規を中心に雇用が失われるなど、政府の無為無策が経済をますます悪化させる結果となっております。学生や貧困層の苦境も変わらず続いており、今も全国で行われている食料提供支援などが彼らを支えています。

このような支援は、本来、国が前面に立つて行うべきものですが、全く動きがありません。

政府は、感染者の減少傾向やワクチン接種者の増加などを理由に、経済活動の再開、回復に向けて移動や行動制限の緩和を検討し始めていますが、新たな変異株の脅威も含め、第6波の到来も確実視される中、見通しは不透明なままです。今、必要なことは、体力を失い、深い傷を負っている国民生活や事業者へのまとまった支援を継続的に実施することであり、持続化給付金や家賃給付金の再給付を急ぐなど十分な補償を今度こそ行い、個人への給付金とともに消費税減税を実行すべきです。また、意見書の最後まで触れているように、水道料金や介護保険料など、自治体が責任を負う行政サービスの負担増を招かない、抑制するための財政措置が極めて重要と考えております。

コロナ禍の下、誰一人取り残さないために政治が責任を果たすことを強く求め、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第8号 コロナ禍で疲弊する国民生活への支援強化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第8号 コロナ禍で疲弊する国民生活への支援強化を求める意見書は、否決されました。

日程第15、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和3年第3回の和東町の定例議会を閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

本議会におきまして提案させていただいた議案等につきましては、全議案にわたりまして原案どおりご承認いただきましたこと、本当にありがとうございました。

中でも、この時期に水道料金の改正も提案させていただいたわけなんですけど、その中で本当に皆さん方から貴重なご意見をいただきました。結果、やはり和東町の住民にとって生活に欠かせないこの水道は、将来にも大事にしていきたい、そういう思いの中で、本当に重い重いご判断をいただいた。これは私ども本当に真摯に受け止めながら、今後のそうした皆さん方の思いを簡易水道事業の運営に当たっていかなければならないと、このように考えているところであります。

本当にありがとうございました。

それと併せて、今もいろいろとご意見が発言されておりましたけども、まだまだコ

ロナ禍の時期であります。収束はなかなかしないと、こういう状況であります。これからも議員の皆さん方をはじめ、住民の皆さんのご協力をいただきながら、一日も早い収束に向けて進んでいけばというふうに考えております。

行政も複雑多岐にわたったこの時期であります。どうか皆さん方のこれからも町行政に対する温かいご理解とご支援を賜りますことを切にお願いを申し上げ、閉会のご挨拶、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これを持ちまして、令和3年和束町議会第3回定例会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたりまして本当にご苦労様でございました。

午後6時55分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 3 年 11 月 26 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 岡 本 正 意

〃

和東町議会議員 畑 武 志